

第4章 各種認定に関する地方条例

1. 著名商標認定・保護

(1) 吉林省著名商標認定及び保護条例

<u>＜修正ポイント＞</u>	
2007年11月1日より施行された『吉林省著名商標認定及び保護条例』は2010年11月26日に改正され、著名商標認定の申請条件について、商標の使用期間が登録が認可された日から商品又はサービスに継続して使用されている期間を3年以上から1年以上とし、申請条件を緩和した。	
【条文の修正】	
修正前	修正後
第6条 本省登録商標が認可された日から、商品又はサービスに継続して <u>3年以上</u> 使用されている場合、商標登録者は直接に省工商行政管理部門に吉林省著名商標認定申請を提出することができ、又は登録商標権者の同意を得て、市、県工商行政管理部門が省工商行政管理部門に推薦する。	「 <u>1年以上</u> 」に条件を緩和

吉林省著名商標認定及び保護条例

第1条

吉林省著名商標の認定を規範化し、著名商標登録者の合法的權益を保護し、関係の法律、法規に基づき、本省実状に結び付け、本条例を制定する。

第2条

本条例にいう吉林省著名商標とは、商標登録者の商標登録地が本省行政区域内にあり、商品又はサービスの質が優良で、市場において関連公衆によく知られており、比較的の高い信望があり、省工商行政管理部門が本条例の規定に基づき認定した登録商標を指す。

第3条

本省行政区域内の吉林省著名商標の認定、保護及び監督管理活動には、本条例を適用する。

第4条

省工商行政管理部門は、吉林省著名商標の認定、保護、監督管理及びサービス活動に責任を負う。

市、県級工商行政管理部門は、本行政区域内の著名商標の推薦、保護、監督管理及びサービスに責任を負う。

第5条

県級以上の人民政府は、吉林省著名商標認定活動において顕著な成績をあげた単位及び個人を表彰・奨励する。

第6条

本省登録商標が認可された日から、商品又はサービスに継続して1年以上使用されている場合、商標登録者は直接に省工商行政管理部門に吉林省著名商標認定申請を提出することができ、又は登録商標権者の同意を得て、市、県工商行政管理部門が省工商行政管理部門に推薦する。

第7条

吉林省著名商標の認定は、以下のような条件に合致しなければならない。

- (1) 当該登録商標を使用する商品又はサービスが、市場において関連公衆によく知られており、比較的の高い信望を得ていること
- (2) 当該登録商標を使用する商品又はサービスが、省内の同一類型、同一レベルの商品又はサービスの中で、品質又はサービスが優良であること
- (3) 当該登録商標を使用する商品又はサービスが、直近3年の売り上げ、納税額、市場シェアが省内で同業者をリードしていること

第8条

省工商行政管理部門は申請又は推薦資料を受取った後、本条例七条の規定の条件に従って審査しなければならない。

条件に合致する場合は、省級の新聞、雑誌及び政府の公式ウェブサイトで公示しなければならない。公示の日から20日以内に異議がない場合は、認定し、「吉林省著名商標証書」を授与する。

著名商標の認定に異議がある場合、公示の日から20日以内に、省工商行政管理部門に申し立てなければならない。省工商行政管理部門は、異議者と被異議者の事実陳述及び理由を聞き取り、調査確認して、裁定を出さなければならない。

認定されない場合、書面にて申請人又は推薦人に通知し、理由を説明しなければならない。1年以内の再度申請又は推薦は受理しない。

第9条

吉林省著名商標の認定に際し、如何なる費用も徴収してはならない。

第10条

吉林省著名商標の文字又は標識は、当該登録商標と同時に使用することができる。国に別途規定がある場合は、この限りではない。

第11条

吉林省著名商標登録者は、以下のような義務を履行しなければならない。

- (1) 吉林省著名商標の文字及び標識は、認定された商品又はサービスの範囲内で使用しなければならない。範囲を拡大してはならない
- (2) 商品又はサービスの質を保証し、著名商標の信望を維持する

(3) 吉林省著名商標の使用を他人に許諾する場合、許諾者は被許諾者の商品又はサービスの品質に責任を負わなければならない、法により契約を締結した後、省工商行政管理部門に報告し記録に載せる

(4) 商標登録者の名義、住所及びその他の登録事項を変更する場合は、法により変更を認可した日から30日以内に、変更事項を省工商行政管理部門に報告し記録に載せる

第12条

省工商行政管理部門の認定を得ずに、いかなる単位及び個人も、無断で吉林省著名商標の文字又は標識を使用してはならない。

第13条

吉林省著名商標登録者が以下のような状況のいずれかに該当する場合、省工商行政管理部門はすでに認定された吉林省著名商標を取り消す。

(1) 虚偽の証明資料を提供する等の手段を用いて吉林省著名商標の認定を騙し取った場合

(2) 吉林省著名商標を使用する商品又はサービスの品質又はサービスのレベルが低下した場合

第14条

当事者は、他人がその吉林省著名商標を企業名称として登記し、公衆を騙し又は公衆に誤解をもたらすおそれがあると判断した場合、企業名称登記主管機関に当該企業名称登記の取消しを申請することができ、企業名称登記主管機関は『企業名称登記管理規定』に基づいて処理しなければならない。

第15条

他人の吉林省著名商標と同一又は類似する文字を企業名称とし、吉林省著名商標の認定後に登記使用を申請して、公衆を騙し又は誤解をもたらすおそれがある場合は、工商行政管理部門は登記を認可しない。但し、当該商標には異なる意義があり、又は法律、法規で規定した他の事情がある場合は、この限りでない。

第16条

他人の吉林省著名商標又はその主要部分を、複写、模倣、翻訳し、その商品の商標として使用し、公衆を誤認させるおそれがある場合、県級以上の工商行政管理部門が権利侵害行為の即時停止を命じ、商品及び標識を没収し、廃棄する。

第17条

他人の吉林省著名商標と同一又は類似する標識を、同種又は類似する商品に、商品名称又は商品装飾として使用し、公衆を誤認させるおそれがある場合、県級以上の工商行政管理部門は法により権利侵害行為を制止し、違法経営額の3倍以下の過料に処する。違法経営額が計算できない場合は、3万元以上10万元以下の過料に処する。異なる種類又は類似しない商品に、商品の名称、包装、装飾として使用し、購買者に当該著名商品であると誤認させた場合、県級以上の工商行政管理部門が期限を定めて是正するよう命じる。期限を過ぎても是正しない場合、1万元以上2万元以下の過料に処する。

第18条

吉林省著名商標専用権が侵害され、『中華人民共和國商標法』第52条に規定する登録商標専用権侵害の状況に属する場合は、県級以上の工商行政管理部門が法により権利侵害行為を制止し、違法経営額の2倍以上3倍以下の過料に処する。違法経営額が計算できない場合は、3万元以上10万元以下の過料に処する。犯罪を構成した場合は、司法機関が法により刑事責任を追及する。

第19条

省工商行政管理部門の認定を得ずに、商品又はサービスに無断で吉林省著名商標の文字又は標識を使用した場合、県級以上の工商行政管理部門が即時是正を命じ、違法所得を没収し、3,000元以上2万元以下の過料に処する。

第20条

販売する商品に吉林省著名商標の標識と類似する標識を使用し、購買者を誤認させ、吉林省著名商標と混同させた場合、県級以上の工商行政管理部門が期限を定めて是正するよう命じる。期限を過ぎても是正しない場合は、5,000元以上1万元以下の過料に処する。

第21条

工商行政管理部門の職員及びその他の関係者が、吉林省著名商標の認定及び保護活動において、職務懈怠、職権濫用、私情にとらわれ不正行為をした場合、法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、司法機関により刑事責任を追及する。

第22条

本条例は2007年11月1日より施行する。

(2) 上海市著名商標認定及び保護弁法

<施行ポイント>

上海市で初めて制定・公布された上海市における著名商標の認定と保護に関する法律。2012年5月1日より施行された。本弁法では、著名商標の保護範囲が著名商標商品と類似する名称、包装、装飾及び著名商標と同一又は類似する文字を使用した企業名称の登記制限に及んでいる。また、著名商標認定の有効期限を設け3年とし、更新手続きを義務付けている。

上海市著名商標認定及び保護弁法

第1章 総則

第1条 (目的と根拠)

上海市著名商標認定活動を規範化し、上海市著名商標所有者、使用者及び消費者の合法的權益を保護し、経済発展を促進するために、『中華人民共和国商標法』等の法律、法規の規定に基づき、本市の実状に結び付けて、本弁法を制定する。

第2条 (定義)

本弁法にいう上海市著名商標(以下、「著名商標」という)は、関連公衆によく知られ、本市の市場において比較的の高い評判を得て、本弁法の規定に基づき認定された商標を指す。

第3条 (管理部門)

市工商部門は本弁法の実施の組織責任を負う。

経済情報化、商務、税務、品質技術監督、知的財産権、統計等の部門は各自の職責に従い、本弁法の実施に協力する。

第4条 (評議審査委員会及びその活動機構)

市工商部門が組織し、設立する著名商標評議審査委員会(以下、「評議審査委員会」という)は、著名商標認定の評価審査活動の責任を負う。

評議審査委員会の委員は、関係部門・単位が推薦した人員により構成される。具体的には次のようなものが含まれる。

- (1) 消費者權益保護委員会、関連の業界協会、上海市商標協会等の社会団体の代表。
- (2) 経済、法律、知的財産権等の分野の専門家。
- (3) 工商、統計、品質技術監督等の関連部門の代表。

評議審査委員会の日常的業務は、市工商部門が指定する活動機構(以下、「評議審査委員会活動機構」という)が担う。

著名商標評議審査委員会委員の選定方式、任期及び評価審査規則は、市工商部門が制定し、社会に公布する。

第5条 (基本的原則)

著名商標の認定申請は、自由意思の原則を実行する。

著名商標的認定は、「公開、公平、公正」の原則を遵守する。

本市は、自然人、法人及びその他の組織が法により商標登録を出願し、商標の知名度を

高め、著名商標を積極的に創立するよう奨励する。

第6条（主体の責任）

著名商標所有者及び使用者は、関連法律、法規、規程及び基準に従い、生産、経営活動に従事し、著名商標を使用する商品の品質が信頼でき、安全であることを保証し、常に商標使用・管理制度を完備させ、社会の監督を受け、社会的責任を負わなければならない。

第2章 著名商標の認定

第7条（申請条件）

以下のような条件に合致する場合、商標登録者は著名商標認定を申請することができる。

(1) 商標登録者は、本市の戸籍若しくは本市の居住証を有する自然人、又は法により本市に設立した法人、その他の組織であること。

(2) 商標権帰属に関する争いがなく、中国国内に登録後満2年、かつ実際に満3年使用しており、関連公衆の中で比較的の高い知名度を有すること。

(3) 当該商標を使用する商品は、品質が信頼でき、安全であり、良好な市場信望を持っていること。

(4) 当該商標を使用する商品は、直近3年間の売り上げ、利潤、税金等の主要な経済指標が本市の同業界をリードしていること。

(5) 商標登録者及び使用者は、商品の品質苦情と紛争処理制度を確立しており、よく運用していること。

(6) 商標登録者は、商標使用・管理制度を確立しており、よく運用していること。

(7) 商標登録者及び使用者は、直近3年間に重大な違法行為が起きていないこと。

非営利的な性質をもつ商標登録者が著名商標認定を申請するには、前項第(4)号の規定を適用しない。

第8条（申請提出）

市工商部門は、毎年3月末までに公告を発表し、当年の著名商標申請期限、申請受理場所等の事項を明確にしなければならない。

商標登録者は、著名商標認定を申請するには、所在地の区、県工商部門に認定申請書及び本弁法第7条に定めた条件に合致することを証明する関連資料を提出しなければならない。

申請人は、提出資料の真実性及び合法性について責任を負わなければならない。

第9条（審査受理）

区、県工商部門は、市工商部門から委託を受け、著名商標認定申請の受理活動を担う。

区、県工商部門は、申請資料を受け取った日から30日以内に、申請資料が揃っているか否かを審査し、受理するか否かの決定を出さなければならない。受理決定をした場合、書面にて申請人に通知し、かつ受理決定をした日から10日以内に、申請資料を評議審査委員会活動機構に送付しなければならない。不受理決定をした場合、書面にて申請人に通知し、かつ理由を説明しなければならない。

申請資料に補正が必要な場合、区、県工商部門は、申請人に期限内に補正するよう一括で通知しなければならない。申請人が期限を過ぎても補正しない場合は、申請を放棄したものとみなす。

第10条（状況確認）

評議審査委員会活動機構は、区、県工商部門から送付されてきた資料を受け取った後3ヵ月以内に、認定申請が本弁法第7条に定めた条件に合致するか否かを調査確認し、評議審査委員会に書面による報告書を提出しなければならない。

評議審査委員会活動機構は、状況を調査確認する際に、関連部門、業界協会、消費者権益保護委員会及び消費者代表に意見を求めなければならない。

第11条（集中評価審査）

評議審査委員会は会議を開催し、認定申請資料及び評議審査委員会活動機構による書面報告書について集中的に審議し表決しなければならない。

評価審査会議に出席する委員は評議審査委員会委員総人数の3分の2以上の人数とし、無記名投票方式により表決して、評議審査委員会の評価審査結果を出さなければならない。認定申請は、評価審査会議に出席した委員の総人数の3分の2以上の同意を経てはじめて、著名商標と認定される。

第12条（書面承諾と回避）

評議審査委員会委員は承諾書に署名し、評価審査規則等の活動規範を厳格に遵守し、申請人の営業秘密を保持しなければならない。評価審査の過程情報を漏えいしてはならない。

評価審査会議に出席する委員が申請人と利害関係を有し、評価審査の公正性に影響する可能性がある場合、回避を申請しなければならない。評議審査委員会委員の回避は、評議審査委員会主任が決定し、評議審査委員会主任の回避は、評議審査委員会集団で検討して決定する。

第13条（評価審査結果の公示）

評議審査委員会は評価審査の結果に基づき、認定予定の著名商標の公示を発表しなければならない。

認定予定の著名商標の公示発表の日から15日以内に、如何なる単位及び個人も書面にて評議審査委員会活動機構に異議を申し立てることができ、かつ関連の証明資料を提供しなければならない。

評議審査委員会活動機構は異議及び証明資料を受け取った後、30日以内に調査確認し、評議審査委員会に書面による報告書を提出しなければならない。

第14条（認定公告及び認定証書）

公示期間が満了しても異議がない、又は異議があったものの、評議審査委員会により異議不成立と認定された場合、市工商部門が評価審査の結果に基づき、著名商標と認定し、認定公告を発表し、認定証書を授与する。

著名商標認定証書には、商標登録者名称、認定された商標及び当該商標を使用する商品、有効期間等の事項を明記しなければならない。

第15条（有効期間）

認定された著名商標の有効期間は3年とし、認定公告発表の日より起算する。

第 16 条（更新と譲渡）

著名商標の有効期間が満了する前の 6 ヶ月以内に、著名商標所有者は所在地の区、県工商部門に更新申請を提出することができる。

著名商標所有者が認定有効期間内に登録商標を譲渡する場合、譲受人は著名商標認定を再度申請しなければならない。

著名商標の更新申請、著名商標認定の再度申請の条件、手続、有効期間等は、本章第 7 条から第 15 条の規定を適用する。

第 17 条（経費の保障と使用）

著名商標認定活動の経費は、市工商部門で予算を組み、当事者に対して如何なる費用も徴収しない。

本市の各級行政機関は、財政資金或いはその他の公的資源を利用して著名商標所有者及び使用者のために商業的宣伝を行ってはならない。

第 3 章 著名商標の保護と管理

第 18 条（著名商標の使用規範）

著名商標所有者及び使用者は、認定された商品（以下、「著名商標商品」という）の包装、装飾、広告等の担体に「上海市著名商標」の文字と標識を使用することができる。その他の任何なる単位及び個人も、「上海市著名商標」の文字と標識を無断で使用してはならない。

第 19 条（登録事項変更届出）

著名商標所有者が法により商標登録事項を変更する場合は、国家工商総局商標局から変更を認可された日から 30 日以内に、市工商部門に届け出なければならない。

第 20 条（著名商標保護リスト）

市工商部門は上海市著名商標保護リストを作成・発表し、かつ本市の関連部門及びその他省・市の工商部門にリストを知らせなければならない。市と区、県工商部門は、著名商標登録商標専用権侵害行為に対して自発的な取締を強化しなければならない。

第 21 条（商品名称、包装、装飾の保護）

著名商標商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、或いは著名商標商品と類似する名称、包装、装飾を使用することにより、当該商品との混同を引き起こし、購買者に当該商品であると誤認させた場合は、工商部門が『中華人民共和国反不正当竞争法』等の法律、法規に基づき処理する。

第 22 条（他人企業名称登記の制限）

著名商標と同一又は類似する文字をもって企業名称登記を申請するものは、同じ業界である場合、工商部門は登録を認可しない。異なる業界に属するものの、公衆の誤認を引き起こすのに十分であるほか、著名商標所有者の合法的權益に損失をもたらす恐れもある場合は、工商部門は登録を認可しない。

第 23 条（他所との調整）

著名商標所有者は、その著名商標の登録商標専用権が本市行政区域外で侵害されたため、本市工商部門に助けを求める時は、本市工商部門は外省市工商部門と遅滞無く連絡、調整を行い、かつ当事者の著名商標の合法的権益の擁護について指導を提供しなければならない。

第 24 条（行政監督管理）

市及び区、県工商部門は、著名商標の管理を強化し、著名商標の管理記録を構築・健全化し、著名商標の使用状況を監督・検査し、著名商標の保護活動について指導しなければならない。

その他の部門は、著名商標所有者及び使用者に法律違反・規程違反の事情があることを見つけた場合、市工商部門に遅滞無く通報しなければならない。

第 25 条（社会監督）

任何なる単位及び個人も、著名商標所有者、使用者に法律違反・規程違反の事情があることを見つけた場合、工商部門及び関連部門に苦情を申し立て、通報することができる。

消費者権益保護委員会は、法により職責を履行する際に、著名商標所有者又は使用者に消費者の合法的権益を損なう行為があることを見つけた場合、書面にて市工商部門に知らせなければならない。

第 26 条（著名商標商品の品質追跡）

市工商部門は、関連部門、消費者権益保護委員会の著名商標商品品質に関連する情報を定期的に収集し、重点を絞って著名商標商品品質の追跡調査を展開しなければならない。問題を見つけた場合、著名商標所有者及び使用者が遅滞無く是正するよう督促しなければならない。

第 4 章 法律責任

第 27 条（著名商標の取り消し）

著名商標所有者、使用者が以下のような状況のいずれかに該当する場合、評議審査委員会による審議決定を経て、市工商部門が当該著名商標を取り消し、公告を行う。

- (1) 消費者からの苦情が集中し、適切に処理していない場合。
- (2) 規定に違反して「上海市著名商標」の文字と標識を使用し、或いは認定証書等の証明書類の書き直し、貸し出しをした場合。
- (3) 虚偽の証明資料を提出し又はその他の詐欺的手段により著名商標の認定を騙し取った場合。
- (4) 著名商標商品の品質の問題により社会的に悪影響をもたらした場合。
- (5) 虚偽の宣伝、消費者詐欺等の重大な違法行為が発生した場合。

著名商標は、前項第 (1)、(2) 号の理由により取り消された場合、5 年以内に著名商標認定の再度申請を行ってはならない。前項第 (3)、(4)、(5) 号の理由により取り消された場合、著名商標認定の再度申請を行ってはならない。

評議審査委員会において著名商標を取り消すか否かについて重大な争いがある場合、観察期間の設置を決定することができる。評議審査委員会活動機構が追跡調査し、調査の結果を評議審査委員会に提出して審議決定を受ける。

第 28 条 (違法行為の処罰)

著名商標所有者の商標登録事項変更後に届出申請をしていない場合、工商部門が期限を定めて是正するよう命じる。期限を過ぎては是正しない場合、1,000 元以上 5,000 元以下の過料に処する。

無断で「上海市著名商標」の文字と標識を使用した場合、工商部門が是正するよう命じ、そして 5,000 元以上 1 万元以下の過料を併科することができる。情状が重大な場合は、1 万元以上 3 万元以下の過料に処する。

第 29 条 (評議審査委員会委員の規定違反時の責任)

評議審査委員会委員が以下のような状況のいずれかに該当する場合、市工商部門がその委員資格を取り消し、かつ公告する。

- (1) 評価審査活動に参加することを利用して、不正利得を図った場合。
- (2) 回避、秘密保持等の活動規範に違反し、悪影響をもたらした場合。
- (3) 正当な理由なく、評価審査活動に参加しない場合。

第 30 条 (行政責任)

工商部門及びその職員が以下のような状況のいずれかに該当する場合、その上級機関又は監察機関が是正するよう命じ、直接責任を負う主管人員及びその他直接責任者には法により処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

- (1) 正当な理由なく、著名商標認定申請を受理しない場合。
- (2) 所定の手続きに違反して著名商標を認定した場合。
- (3) 法により著名商標の保護と管理職責を履行しない場合。
- (4) その他職務怠慢、職権濫用、私情にとらわれ不正行為を行った場合。

第 5 章 付則

第 31 条 (役務商標)

本弁法における商品商標に関する規定は、役務商標にも同様に適用される。

第 32 条 (施行日)

本弁法は 2012 年 5 月 1 日より施行する。本弁法の施行前に認定された著名商標は、元の認定期間内において引き続き有効とする。

(3) 上海市著名商標認定及び保護弁法実施細則

<施行ポイント>

2012年5月1日施行の『上海市著名商標認定及び保護弁法』を徹底的に実行し、上海市著名商標の認定及び保護業務を規範化するため『上海市著名商標認定及び保護弁法実施細則』が2012年11月8日より施行された。本実施細則では、評審委員会の設置の詳細や委員の職責を明確にしたほか、『弁法』第7条の申請条件について等の解釈を行っている。また、1996年8月14日に公布された規範性の『上海市著名商標認定・保護暫行弁法』は廃止された。

上海市では2012年、『上海市著名商標認定及び保護弁法』や『上海市著名商標認定及び保護弁法実施細則』のほかにも『上海市商標戦略実施中長期計画綱要(2011~20年)』、『本市におけるブランド建設強化に関する若干意見』など、上海市における商標保護に関する政策を相次ぎ打ち出すなど商標権の保護強化を進めている。

上海市著名商標認定及び保護弁法実施細則

第1章 総則

第1条

上海市著名商標の認定及び保護業務を規範化するために、『上海市著名商標認定及び保護弁法』(以下、『弁法』という。)の規定に基づき、本細則を制定する。

第2条

市工商部門は、公開、公平、公正の原則に従い、著名商標認定業務を組織し、著名商標所有者、使用者及び消費者の合法的權益を保護する。

第2章 評審委員会

第3条

市工商部門は毎年、当年の著名商標認定評審等の業務に責任を負う上海市著名商標評審委員会(以下、「評審委員会」という。)を組織、設立する。評審委員会の委員は関係部門、単位によって推薦され、かつ一定の社会的代表性、社会的信頼力及び専門知識を備えるものでなければならない。

評審委員会の構成について、社会に対し公告しなければならない。

第4条

評審委員会に、市工商部門の主要責任者及び商標業務担当責任者が務める主任と副主任をそれぞれ1名設ける。

第5条

評審委員会の下に、上海市著名商標評審委員会弁公室(以下、「評審弁公室」という。)を業務機構として設ける。

第6条

評審委員会において会議を開催する際に、会議に出席する委員は、当年の評審委員会委員総数の3分の2以上を占めなければならない。

第7条

評審委員会の委員は以下に掲げる職責を負う。

- (1) 上海市著名商標の認定、異議申立、取消等事項の評価審査に参加すること。
- (2) 著名商標認定関係業務の重要事項を検討して決定すること。
- (3) 当市における商標事業の発展促進のための関係法規、規程及び規範性文書等の起草、策定に参加すること。
- (4) 当市企業への商標業務指導に参加すること。
- (5) 評審弁公室の日ごろの業務を監督、指導すること。
- (6) 『弁法』に規定されるその他の業務を担うこと。

第8条

評審委員会の委員は、下記の義務を履行する。

- (1) 公平、公正の原則を遵守すること。
- (2) 申請者及びその他の利害関係者の営業秘密を保持すること。
- (3) 廉潔化と自主規制を維持し、申請者及びその他の利害関係者からのあらゆる贈与、報酬並びに宴会接待、娯楽、観光等の活動を自ら断ること。
- (4) 申請者と利害関係を有し、評価審査の公正性に影響する可能性がある場合に、忌避を申し出なければならない。
- (5) 『弁法』に規定されるその他の義務を履行すること。

第9条

評審弁公室は市工商部門に設け、下記の職責を負う。

- (1) 区、県工商部門から提出した申請資料を調査、確認し、関係部門、業界協会、社会団体及び消費者代表から意見を徴求すること。
- (2) 認定しようとする著名商標の異議申立の状況を調査、確認すること。
- (3) 観察期間にある著名商標をフォロー・調査すること。
- (4) 『弁法』に規定され、または評審委員会から依頼されたその他の業務を担うこと。

第3章 著名商標の認定

第10条

著名商標申請の際に、申請者は、上海市著名商標認定申請表のほか、下記の証明資料を提出しなければならない。

- (1) 申請者の設立登記証明または身分証明。
- (2) 認定申請対象商標の登録証明。
- (3) 認定申請対象商標の商品（役務）の市場シェア率の証明。
- (4) 申請者及びその申請対象商標の商品（役務）直近3年の財務諸表、監査報告書。
- (5) 認定申請対象商標の受賞と認証の状況。
- (6) 認定申請対象商標の使用と保護の状況。
- (7) 直近3年、申請者に重大な違法記録がない旨の証明資料。

(8)『弁法』第7条に定める条件に合致することを証明するその他の資料。

上記第(1)号において、申請者が当市に戸籍を有する自然人である場合に、居民身分証を提出しなければならない。申請者が当市の居住証を所持する場合には、「上海市居住証」及び関係の管理部門が発行する、「上海市居住証」が有効であり、及び所持者の居住地住所を証明する資料を提出しなければならない。

第11条

『弁法』第7条第一項第(2)号に言う商標権の帰属に争いが無いということは、以下に掲げる事情がないことを指す。

- (1) 認定申請対象商標は、国家工商総局による商標争議手順にあること。
- (2) 認定申請対象商標は、国家工商総局において譲渡または移転手続を行っていること。
- (3) 認定申請対象商標は、所有権の問題で訴訟中にあること。
- (4) 商標権の帰属に影響するその他の状況。

第12条

『弁法』第7条第一項第(2)号に言う商標登録満2年かつ実際に満3年使用した締切日は、当時の著名商標申請受理期間の最終日とする。

第13条

『弁法』第7条第二項に言う非営利的商標登録者とは、福利機構、教育機構、医療機構など、営利を目的としない法人及びその他の組織を指す。

第14条

『弁法』第8条第二項に言う所在地の区、県工商部門とは、申請者の設立登記証明に記載の住所または身分証明に記載の住所地の区、県工商部門を指す。申請者が「上海市居住証」を所持する場合に、所在地は関連の証明に記載の住所とする。

共有に係る商標登録者が著名商標を申請する際に、当該商標の共有者は書面により、『弁法』第7条第一項第(1)号の規定に合致する共有人1名に、申請者を務めるよう委託しなければならない。

第15条

区、県工商部門は、申請資料を受け取った後、申請資料に補正する必要があると認めた場合には、申請者に10営業日以内に補正を行う旨を知らせなければならない。補正期間は受理期間に算入されない。

第16条

認定申請は下記の状況のいずれかに該当する場合、区、県工商部門は受理を拒否する。

- (1) 申請者が申請受理締切日までに申請資料を提出しなかった場合。
- (2) 申請資料が揃っていない、かつ申請者が所定時間内に要請に従い、申請資料の補正を行わなかった場合。
- (3) その他申請条件に合致しない場合。

第17条

評審弁公室は、申請資料関連状況の調査確認を関係機構に委託することができる。

評審弁公室は、申請資料に補足説明する必要があると認めた場合には、申請者に10営業日以内に補足説明するよう要請することができる。

第18条

評審弁公室は、調査確認の状況について書面で報告を作成し、申請資料とともに評審委員会に提出しなければならない。

第19条

評審委員会は、評審弁公室から提出された資料について集中評議し、かつ無記名投票で表決を採らなければならない。

投票は2回制とする。認定申請は、会議に出席する委員の総数の3分の1以上の同意を得て、第2回投票に進む。第2回投票の際、会議に出席する委員の総数の3分の2以上の同意を得てはじめて、評価審査を通過することになる。

第20条

評審委員会の委員は、会議への出席及び投票を他人に委託してはならない。

第21条

既に評価審査を通過した商標に異議が申立てられた場合、評審弁公室は、異議の内容を調査確認し、かつ書面による形で調査確認の状況を評審委員会に報告して審議を受けなければならない。審議の結果は、会議に出席する委員総数の3分の2による可決を受けなければならない。

評審弁公室は、審議の結果を書面により異議申立人に知らせなければならない。

第4章 著名商標の保護及び管理

第22条

『弁法』第18条に言う「上海市著名商標」文字には、「上海市著名商標」、「上海著名商標」、「市著名商標」、「著名商標」等を含む。

第23条

「上海市著名商標」標識は、標準図形及び標準色から構成される（付属書を参照）もので、随意に変更してはならない。

第24条

著名商標所有者及び使用者は、『弁法』第18条の規定に従って「上海市著名商標」文字及び標識を規範に沿って使用しなければならない。著名商標所有者は、著名商標許諾使用者の「上海市著名商標」文字及び標識の使用行為を監督しなければならない。

第25条

著名商標所有者が商標登録事項を変更する場合、変更を承認された後に、市工商部門に届け出たうえ、下記の資料のコピーを提出しなければならない。

- (1) 著名商標所有者の設立登記証明または身分証明。
- (2) 商標登録証明。
- (3) 商標登録事項変更証明。
- (4) 著名商標認定証書。

著名商標所有者が法人またはその他の組織である場合に、提出資料に公印を捺印しなければならない。著名商標所有者が自然人である場合には、提出資料に署名しなければならない。

第26条

市及び区、県工商部門は、『弁法』第24条の規定に従い、著名商標管理業務を強化しなければならない。以下に掲げる状況に該当するものは、法により摘発する。

- (1) 著名商標所有者及び使用者が認定範囲を超えて「上海市著名商標」文字及び標識を使用している場合。
- (2) 著名商標所有者が変更を承認された商標登録事項について届出申請をしなかった場合。
- (3) 著名商標所有者及び使用者が認定証書等の証明文書を改ざん、貸与している場合。
- (4) 著名商標の失効後に、元の著名商標所有者及び使用者が引き続き「上海市著名商標」文字及び標識を使用している場合。

第27条

下記の状況のいずれかに該当する場合、著名商標が自動的に失効する。

- (1) 著名商標所有者が商標権を喪失した場合。
- (2) 著名商標所有者が終止、または死亡した場合。
- (3) 著名商標所有者が当市から転出し、または『上海市居住証』が失効した場合。
- (4) 著名商標有効期間が満了した場合。

第28条

市及び区、県工商部門は、著名商標所有者が下記の商標保護業務を行うよう指導、奨励、支持しなければならない。

- (1) 商標権擁護保護制度の確立と健全化。
- (2) 商標使用許諾行為の規範化。
- (3) 商標保護に関する研修と教育。
- (4) 他所での商標権維持。
- (5) その他の商標保護業務。

第29条

市及び区、県工商部門は、著名商標所有者の経営状況をフォローし、把握しなければならない。

第30条

市工商部門は、半年ごとに関連部門や社会団体から関係著名商標の商品の品質情報を収集し、かつ、人体の健康と人身・財産の安全を脅かすおそれがあるなど、社会的に注目度が高い著名商標商品に対し品質フォロー・調査を行わなければならない。

第31条

著名商標所有者及び使用者が、『弁法』第27条にいう状況に該当する場合に、評審弁公室は、関係部門の摘発記録、関係社会団体から提供した消費者苦情申立記録などの情報に基づき、書面報告を作成し、評審委員会に提出して審議を受けなければならない。審議の結果は、会議に出席する委員総数の3分の2による可決を受けなければならない。

第32条

評審委員会は、著名商標を取り消すかどうかについて大きな争いがある場合は、状況によって、3ヵ月を超えない観察期間を設置することができ、評審弁公室によりフォロー・調査を行い、かつ調査の結果を評審委員に提出して審議を受けなければならない。審議の結果は、会議に出席する委員総数の3分の2による可決を受けなければならない。

第5章 付則

第33条

著名商標認定申請の関係書式は、評審弁公室が統一的に作成する。

第34条

本細則は、2012年11月8日より施行し、有効期間は2017年11月7日までとする。1996年8月14日に公布された『上海市著名商標認定と保護暫定弁法』は、同時に廃止する。

(4) 安徽省著名商標認定及び保護条例

<施行ポイント>

『安徽省著名商標認定及び保護条例』は2009年3月1日より施行され、著名商標の申請と認定、保護、管理、法律責任などについて制定されており、著名商標の評議審査、認定は毎年少なくとも1回行うことや、著名商標認定の有効期間を設け4年とし、更新手続きを行うことなどを制定している。

安徽省著名商標認定及び保護条例

第1章 総則

第1条

著名商標の認定を規範化し、著名商標所有者、使用者及び消費者の合法的權益を保護し、市場秩序を維持し、経済発展を促進するために、『中華人民共和国商標法』及び関係の法律、法規の規定に基づき、本省の実情と結び付けて、本条例を制定する。

第2条

本条例は本省行政区域内の著名商標の認定、保護及び管理に適用する。

本条例にいう著名商標とは、市場において比較的の高い信望を持ち、関連公衆によく知られ、本条例に基づいて認定された登録商標を指す。

第3条

工商行政管理部门は、本省の著名商標の認定組織、保護と管理活動について責任を負う。その他の関係部門は、関連の取組をしなければならない。

第4条

関係業界協会、消費者權益保護組織は、著名商標の認定と保護活動に協力しなければならない。

第5条

県級以上の人民政府は、商標所有者が商標の知名度を高め、著名商標を創立するよう奨励し、顕著な成績をあげた単位或いは個人を表彰・奨励しなければならない。

第2章 申請と認定

第6条

著名商標の申請は自由意志という原則に従う。

第7条

著名商標の申請は、下記のような条件に合致しなければならない。

- (1) 申請人は住所が本省行政区域内にある商標登録者であること。
- (2) 当該商標は登録日から3年以上継続的に使用し、かつ商標権の帰属について紛争がないこと。
- (3) 申請人は完備した商標使用管理及び保護制度を持っていること。

(4) 当該商標を使用する商品の直近3年の売り上げ、納税額と市場シェア等の主要経済指標は省内又は省外の同業界において上位を占めていること。

(5) 当該商標を使用する商品は、省内または省外の同種類商品の中で品質、アフターサービスが優良で、関連公衆の中で比較的の高い知名度を有し、良好な市場信望を得ていること。

(6) 当該商標を使用する商品は、直近3年に品質安全事故が発生していないこと。

第8条

著名商標を申請するには、商標登録者は下記のような申請資料を所在地域の区を設置する市工商行政管理部門に提出し、初歩審査を受けなければならない。

(1) 著名商標認定申請表。

(2) 申請人の主体資格の証明証書及びそのコピー。

(3) 商標登録証及びその変更、更新、譲渡証明のコピー。

(4) 商標使用、管理及び保護制度の書面資料。

(5) 申請日から直近3年に当該商標を使用する商品の売り上げ、納税額及び市場シェア等主要経済指標の省内若しくは省外同業界での順位を表す資料、又は当該商標が著名であることを証明できるその他の資料。

(6) 申請日から直近3年に当該商標を使用する商品の広告宣伝資料。

(7) 関係部門又は組織が発行した当該商標を使用する商品の品質又はアフターサービスの品質の証明資料。

前項(5)に定めた資料は、会計師事務所が発行する売り上げ、納税額、利益等主要経済指標に関する会計監査報告書、省業界協会が発行する市場シェア及び省内又は省外同業界での順位を表す資料を含む。

第9条

区を設置する市工商行政管理部門は、受理した日から20日以内に初歩審査をし、初審意見を記入しなければならない。著名商標の認定条件に合致する場合、申請資料とともに省人民政府工商行政管理部門に報告送付しなければならない。著名商標の認定条件に合致しない場合、書面にて申請人に告知し、理由を説明しなければならない。

申請人が初審意見に異議がある場合、省人民政府工商行政管理部門に復審を申請することができる。省人民政府工商行政管理部門は、復審申請を受取った日から15日以内に復審決定を出さなければならない。異議が成立する場合、認定申請を直接受理することができる。異議が成立しない場合、復審申請を拒絶し、理由を説明する。

第10条

省人民政府工商行政管理部門は、申請資料と初審意見を受取った日から20日以内に、申請資料の真実性、合法性について審査し、審査意見を提出しなければならない。審査する期間中に、関係部門、業界協会、消費者権益保護組織等の意見を求めなければならない。

著名商標の評議審査及び認定活動において、営業秘密に係る場合、秘密を保持しなければならない。

第11条

省人民政府工商行政管理部門は審査した後、著名商標の認定条件に合致すると判断した場合、本省で公開発行する新聞、雑誌及び本部門のウェブサイト審査公示を發布しな

なければならない。公示期間は 20 日とする。

社会公衆が公示期間内に異議を申し立てた場合、省人民政府工商行政管理部門は、異議内容について調査を行わなければならない。異議が成立する場合、認定申請を拒絶する。異議が成立せず又は公示期間内に異議がなかった場合、評議審査を組織しなければならない。

第 12 条

省人民政府工商行政管理部門は、著名商標評議審査専門家のデータベースを設立しなければならない。評議審査を行う度に、商標の指定する商品の区分及び特徴に基づき、データベースからランダムに専門家を選んで、著名商標評議審査委員会を結成し、評議審査の作業を担当する。

評議審査の具体的な方法は、省人民政府工商行政管理部門が制定する。

第 13 条

著名商標評議審査委員会が評議審査により認定した著名商標は、省人民政府工商行政管理部門が認定し、認定公告を發布するほか、申請人に安徽省著名商標証書を授与しなければならない。認定しない場合、書面にて申請人に告知し、理由を説明しなければならない。

著名商標の評議審査、認定は、審査公示期間が満了した日から 60 日以内に終了しなければならない。

第 14 条

著名商標の評議審査、認定は、毎年少なくとも 1 回行う。有効期間は 4 年とし、公告日から起算する。

有効期間が満了する 4 ヶ月前に、省人民政府工商行政管理部門は著名商標所有者に告知しなければならない。継続的に著名商標を使用する必要がある場合、その所有者は期間が満了する 3 ヶ月前に更新申請を提出しなければならない。所定期間内に更新申請を提出しない場合、省人民政府工商行政管理部門は著名商標の有効期間が満了した後にその著名商標を取り消し、公告するものとする。

審査を経て著名商標の認定条件に合致すると判断された場合、省人民政府工商行政管理部門はその更新を許可し、認定公告を發布する。毎回更新の有効期間は 4 年とする。

第 15 条

著名商標所有者は法により当該商標を譲渡することができる。譲受人は法により当該商標を譲り受けて、引続き著名商標として使用する必要がある場合、省人民政府工商行政管理部門の許可を経て、公告しなければならない。

第 16 条

著名商標所有者は法によりその著名商標の使用を他人に許諾する場合、著名商標使用許諾契約の締結日から 30 日以内に、省人民政府工商行政管理部門に届け出なければならない。

法により許諾され、他人の著名商標を使用する場合は、当該著名商標を使用する商品に被許諾者の名称と商品の産地を明記し、商品の品質を保証しなければならない。

第 17 条

著名商標の評議審査、認定及び公告に必要な費用は、省財政部門が部門予算の中で統一安排する。申請人から費用を徴収、又は別の形で徴収してはならない。

第 3 章 保護と管理

第 18 条

県級以上の人民政府及び関係部門は、著名商標を持っている企業に対し重点的支持を与えなければならない。

第 19 条

著名商標の所有者と使用者は、使用を許可された商品及びその包装、装飾、説明書並びに広告宣伝、展覧、展示等のビジネス活動に、「安徽省著名商標」という文字又は標識を使用することができる。法により認定され、又は著名商標所有者から法により許諾された場合を除き、如何なる単位及び個人も使用してはならない。

第 20 条

如何なる単位及び個人も、偽造、無断で製造された「安徽省著名商標」商品を販売してはならない。

如何なる単位及び個人も、著名商標所有者の許諾を得ずに、その著名商標を取り替え、かつ商標を取り替えられた商品を市場に投入してはならない。

第 21 条

著名商標を使用する商品は知名商品であり、工商行政管理部門は『中華人民共和国不正競争禁止法』等の法律、法規の規定に従ってそれを保護する。

第 22 条

著名商標が認定された日から、著名商標と同一又は類似する文字で企業名称登記を申請するものは、同業界に属する場合、工商行政管理部門は許可しない。異なる業界に属するが、公衆の誤認を引き起こすのに十分であるほか、著名商標所有者の合法的權益を侵害するおそれがある場合、工商行政管理部門は許可しない。但し、企業名称登記について国に別途規定がある場合は、この限りではない。

著名商標所有者は、他人が登記した企業名称がその著名商標と同一又は類似していると考えられる場合、工商行政管理部門に当該企業名称の登記を取消すよう請求することができ、工商行政管理部門は受理しなければならない。

第 23 条

著名商標は本省行政地域外で侵害され、その所有者又は使用者が工商行政管理部門に助けを求める場合、工商行政管理部門は所有者又は使用者が合法的權益を保護するのに協力しなければならない。

第 24 条

著名商標の所有者と使用者は、商標に対する管理や自己保護を強化し、商品又は役務の品質を向上させ、著名商標の名誉を維持しなければならない。

第25条

著名商標の所有者と使用者は、下記のような行為をしてはならない。

- (1) 虚偽の資料を提供する等欺罔手段で著名商標の認定を取得すること。
- (2) 著名商標を使用する商品は夾雑物・偽物を混ぜ、偽物を本物の代替とし、粗悪品を優良品の代替とすること。
- (3) 許可されていない商品に著名商標を使用すること。
- (4) 法律、法規に違反する他の行為。

第26条

如何なる単位及び個人も、認定された著名商標が本条例に規定された条件に合致しないと考える場合、通報又は苦情申立をする権利があり、工商行政管理部門は法により処理しなければならない。

第27条

工商行政管理部門は著名商標使用のレビュー制度を確立、健全化し、著名商標の使用に対するサービスと管理を強化しなければならない。

第4章 法律責任

第28条

本条例第15条の規定に違反し、許可を得ずに著名商標を譲渡した場合、省人民政府工商行政管理部門は期限を定めて是正するよう命じる。期限を超えても是正しない場合、その著名商標を取消す。

第29条

本条例第16条第1項の規定に違反し、著名商標所有者が著名商標使用許諾契約を締結した後に規定に従って届け出なかった場合、省人民政府工商行政管理部門は期限を定めて是正するよう命じ、警告を与える。

第30条

本条例第19条の規定に違反し、法により認定されず又は著名商標所有者から法により許諾されずに、「安徽省著名商標」の文字又は標識を使用した場合、工商行政管理部門は是正するよう命じ、1万元以上3万元以下の過料を併科することができる。

第31条

本条例第20条の規定に違反し、偽造、無断で製造された「安徽省著名商標」商品を販売する又は著名商標所有者の許諾を得ずにその著名商標を取替え、かつ商標を取り替えられた商品を市場に投入した場合、工商行政管理部門は侵害行為を停止するよう命じ、侵害商品及び侵害商品の製造、著名商標標識の偽造に専用の道具を没収・廃棄し、違法経営額1倍以上3倍以下の過料を併科することができる。違法経営額が計算できない場合、5万元以上10万元以下の過料を併科することができる。

第 32 条

本条例第 25 条 の規定に違反し、下記行為のいずれかに該当する場合、下記の規定に従って処理する。

(1) 虚偽の資料を提供する等欺罔手段で著名商標の認定を取得した場合、省人民政府工商行政管理部門はその著名商標を取消し、公告する。

(2) 著名商標を使用する商品は夾雑物・偽物を混ぜ、偽物を本物の代替とし、粗悪品を優良品の代替とした場合、関係部門により法に基づき処罰する上、省人民政府工商行政管理部門はその著名商標を取消し、公告する。

(3) 許可されていない商品に著名商標を使用し、工商行政管理部門の処罰を受けた後にも是正を拒否する場合、省人民政府工商行政管理部門はその著名商標を取消し、公告する。

取消された著名商標につき、取消された日から 3 年以内に、商標登録者は当該著名商標の認定申請を提出してはならない。

第33条

工商行政管理部門の職員は、著名商標の認定、保護及び保護活動において、職権濫用、職務懈怠し、私情にとらわれ不正行為をした場合、法により処分を与える。

著名商標の評議審査を担当するものは、賄賂を収受し、私情にとらわれ不正をした場合、その評議審査資格を取消し、関係部門が法により処理する。

第 5 章 附則

第 34 条

本条例における著名商標に関する規定は、役務商標に適用される。

第 35 条

本条例は2009年3月1日より施行する。

(5) 河南省著名商標認定及び保護弁法

<施行ポイント>

『河南省著名商標認定及び保護弁法』は2010年2月1日より施行され、著名商標の申請と認定、保護、管理、法律責任などについて制定されており、著名商標の評議審査、認定は、毎年少なくとも1回行うことや、著名商標認定の有効期間を設け3年とし、更新手続きを行うことなどを制定している。

河南省著名商標認定及び保護弁法

第1章 総則

第1条

著名商標認定活動を規範化し、著名商標所有者、使用者及び消費者の合法的權益を保護し、経済発展を促進するために、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国商標法実施条例』等の法律、法規に基づき、本省の実状に結び付けて、本弁法を制定する。

第2条

本弁法は、本省行政区域内の著名商標の認定、保護と管理に適用する。

本弁法にいう著名商標とは、市場において比較的の高い信望を得て、関連公衆によく知られ、かつ本弁法に基づき認定された商標を指す。

第3条

著名商標の認定申請は、自由意思の原則を実行する。

著名商標の認定は、公開、公平、公正の原則を遵守する。

第4条

工商行政管理部門は、著名商標の認定組織、保護と管理活動の責任を負う。

工業と情報化、品質技術監督、科学技術、商務等の関連部門は、力を合わせて関連の活動をしっかりと行わなければならない。

第5条

県級以上の人民政府は、商標所有者が商標の知名度を高め、著名商標を創立するよう奨励し、顕著な成績をあげた単位及び個人を表彰・奨励しなければならない。

第2章 著名商標の認定

第6条 著名商標の認定申請は、下記のような条件に合致しなければならない。

(1) 申請人が登録商標所有者であり、かつその住所地が本省行政区域内にあること。

(2) 当該商標は登録認可の日から連続して満3年使用しており、かつ権利帰属に関する争いがないこと。

(3) 当該商標を使用する商品は同類商品の中で品質が優良で、長期間にわたって安定に維持されており、かつ良好なアフターサービスを備え、そして当該商標が関連公衆において比較的の高い知名度を有し、良好な信望を得ていること。

(4) 当該商標を使用する商品の直近3年の生産量、売り上げ、納税額、市場シェア等

の主要経済指標が本省の同業界で上位にあり、かつ比較的広い販売区域を有すること。

(5) 申請人は直近3年に、他人の登録商標専用権侵害やその他重大な違法経営行為を起こしていないこと。

(6) 申請人が生産、経営活動において厳格な商標使用・管理・保護対策を備えていること。

第7条

著名商標の認定を申請する際に、申請人は所在地の省管轄市工商行政管理部門に下記のような資料を報告送付して初歩審査を受けなければならない。

(1) 著名商標認定申請。

(2) 申請人の主体資格証明及びそのコピー。

(3) 商標登録証及び変更、更新、譲渡証明書のコピー。

(4) 商標使用管理・保護制度に関する文書資料。

(5) 当該商標を使用する商品の販売量及び販売区域。

(6) 当該商標を使用する商品の直近3年の売り上げ、納税額、市場シェア等の主要経済指標及び本省の同業界における順位、或いは当該商標が著名であることを証明できるその他の資料。

(7) 当該商標を使用する商品の直近3年の広告宣伝資料。

第8条

省管轄市工商行政管理部門は、申請を受理した日から30日以内に、著名商標の条件に従い初歩審査し、初歩審査意見を記入しなければならない。著名商標認定条件に合致するものは、申請資料とともに、省工商行政管理部門に報告送付し、著名商標認定条件に合致しないものは、申請資料を返却し、書面にて申請人に受理しない理由を知らせなければならない。

第9条

省工商行政管理部門は、経済、法律、科学技術または関連業界から専門家を招き、著名商標の評議審査活動の具体的な責任を負わせる。関係専門家は、著名商標申請資料に基づき、著名商標認定条件の具体的基準と照らし合わせて、申請人の登録商標が著名商標の資格を備えるか否かについて評議審査しなければならない。

評議審査に出席する専門家の人数は9名を下回ってはならず、3分の2以上の専門家の同意を得た場合は、評議審査を通過したものとする。

第10条

評議審査を通過した著名商標は、省工商行政管理部門が認定書類を発行し、その旨を公告し、申請人に「河南省著名商標証書」を授与する。評議審査を通過しなかった場合は、書面にて申請人に通知し、理由を説明しなければならない。

第11条

著名商標の有効期間は3年とし、公告の日から起算する。著名商標の有効期間が満了する前の3ヵ月内に、著名商標所有者は、著名商標の資格を維持する必要があると考える場合、申請認定手続に従い、省工商行政管理部門に申請資料を報告送付して更新申請を行うことができる。著名商標の条件に合致するものは、省工商行政管理部門が更新を認可し、

公告しなければならず、1回あたりの更新の有効期間が3年とする。著名商標の条件に合致しないものには更新を認めず、書面にて申請人に通知し、理由を説明しなければならない。有効期間が満了しても、更新申請を提出しない場合は、著名商標の資格を自動的に放棄したものとみなす。

第12条

著名商標の審査及び認定において、申請人に費用を徴収してはならない。

第3章 著名商標の保護と管理

第13条

県級以上の人民政府及び関連部門は、著名商標を保有している企業が、技術イノベーションを拡大するよう奨励・支持し、科学研究プロジェクトの安排、技術改造において重点的に支持を与えなければならない。

第14条

著名商標所有者、使用者は、著名商標の有効期間内に、その登録商標の使用が認可された商品とその包装、装飾、説明書、広告宣伝、展示及びその他の商業活動において「河南省著名商標」という文字を使用することができる。法によって認定を受けておらず、または著名商標所有者から法により使用を許諾されていない場合、任何なる単位及び個人も、使用してはならない。

第15条

著名商標の使用が認可された商品は知名商品である。その他の任何なる単位または個人も、知名商品の特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、または知名商品と類似する名称、包装、装飾を使用してはならない。

第16条

著名商標所有者は省工商行政管理部門に、「河南」という文字を冠す企業名称を申請することができるれば、著名商標の文字を企業の商号にすることもできる。

第17条

著名商標の認定の日から、著名商標所有者以外の単位及び個人が、著名商標と同一または類似する文字をもって企業名称登記を申請するものは、同じ業界である場合、もしくは異なる業界に属するものの、公衆の誤認を引き起こすのに十分であるほか、著名商標所有者の合法的權益を侵害する恐れがある場合は、工商部門は登録を認可しない。国として企業名称登記について別途規定のある場合は除く。

第18条

著名商標所有者、使用者は合法的權益が本省行政区域以外で侵害され、本省工商行政管理部門に助けを求める場合、工商行政管理部門は、その合法的權益の擁護に協力しなければならない。

第 19 条

著名商標所有者、使用者は、生産、販売する商品の品質を保証しなければならず、粗製乱造、粗悪品を優良品に代えて消費者の合法的權益を侵害してはならない。

第 20 条

著名商標所有者が名称、住所またはその他の登録事項を変更する際、変更の日から 30 日以内に、変更事項を省工商行政管理部門に報告して届け出なければならない。

第 21 条

著名商標所有者が法により著名商標を譲渡した場合、譲受人は当該商標を譲り受けた後に、当該商標を引き続き著名商標として使用する必要がある場合、本弁法の規定に従って認定を再度申請しなければならない。

第 4 章 法律責任

第 22 条

著名商標所有者が以下のような状況のいずれかに該当する場合、省工商行政管理部門は著名商標の資格を取り消し、「河南省著名商標証書」を取り上げ、公告を行わなければならない。

(1) 虚偽の資料を提供して、著名商標の認定を騙し取った場合。

(2) 著名商標の有効期間内に、当該著名商標の指定商品の品質とアフターサービスが悪い、或いは生産量、売り上げ、納税額、市場シェア等の主要経済指標が大きく低下した場合。

(3) 著名商標所有者が法によりその著名商標を譲渡したが、本弁法の規定に従い、認定を再度行っていない場合。

(4) 著名商標所有者は、登録商標の使用を許可された商品の範囲を超えて「河南省著名商標」という文字を使用し、工商行政管理部門が期限を定めて是正するよう命じても、これを是正しない場合。

(5) 著名商標の有効期間が満了しており、期限を過ぎても更新申請を提出しておらず、または更新を申請した後、審査を経て本弁法第 6 条に定めた条件に合致しない場合。

本条第 1 項 (1)、(4) 号の行為のいずれかに該当する場合、工商行政管理部門は、情状の軽重により、5,000 元以上 3 万元以下の過料を併科することができる。

第 23 条

本弁法の規定に違反して、法により認定を受けておらず、または著名商標所有者から法により使用を許諾されておらず、商品とその包装、装飾、説明書、広告宣伝、展示及びその他の商業活動において「河南省著名商標」という文字を無断で使用した場合、工商行政管理部門は是正するよう命じるとともに、1 万元以上 3 万元以下の過料を併科することができる。

第 24 条

他人の著名商標の商標専用権を侵害し、または本弁法第 15 条の規定に違反した場合は、工商行政管理部門またはその他の関連部門が『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国反不正当竞争法』等の法律、法規の規定に従い処罰を与える。

第 25 条

工商行政管理部門及びその職員、著名商標の評議審査専門家が下記のような状況のいずれかに該当する場合は、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者には法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

- (1) 法定の手続に違反して著名商標評価の審査、認定を組織した場合。
- (2) 著名商標の保護職責を法により履行していない場合。
- (3) 法律に違反して申請人から費用を徴収した場合。
- (4) その他の職権濫用、私情にとらわれ不正行為を行い、かつ重大な結果をもたらした場合。

第 5 章 付則

第 26 条

本弁法における関連商品商標に関する規定は、役務商標に適用される。

第 27 条

本弁法は 2010 年 2 月 1 日より施行する。

(6) 広東省著名商標認定及び管理規定

<施行ポイント>

広東省における著名商標の認定・管理には2003年3月に公布された『広東省著名商標認定・管理暫行弁法』に基づき行われていたが、2009年1月1日より『広東省著名商標認定及び管理規定』が施行された。本規定では、著名商標の認定について評議審査委員会の構成(第11条)や著名商標の取消に該当する行為(第24条)などについて一層明確にされている。

広東省著名商標認定及び管理規定

第1条

広東省の著名商標認定を規範化し、著名商標の所有者、使用者及び消費者の合法的權益を保護し、商品品質、サービス品質及び商標信用の向上を促進するために、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国商標法实施条例』及び関係の法律、法規に基づき、広東省の実情と結び付けて、本規定を制定する。

第2条

広東省著名商標(以下「著名商標」という)の認定及び管理には、本規定を適用する。本規定における商標商標に関する規定は、役務商標にも適用される。

第3条

省工商行政管理部門は、著名商標認定の組織について責任を負う。

地区级以上の市工商行政管理部門は、本行政地域内における著名商標認定申請の受理と初歩審査について責任を負う。

各級工商行政管理部門は、著名商標の管理について責任を負う。

経済貿易、労働保障、農業、税務、環境保護、品質技術監督、食品薬品監督管理、安全生産監督管理等の部門は、各自の職責に従い、著名商標の認定に協力する。

関係社会団体や消費者委員会も、著名商標の認定に協力する。

第4条

著名商標の認定は、自由意志、公開、公平、公正の原則に従う。

第5条

著名商標の認定申請は、申請人が自由意志により提出し、省工商行政管理部門は評議審査を組織して認定した後、社会に公告する。

第6条

広東省行政地域内における法により設立された法人、その他の組織又は戸籍が広東省行政地域内にある自然人が、その登録商標について著名商標の認定を申請しようとする場合、下記のような条件を具備しなければならない。

(1) 登録商標は、登録日から継続的に3年使用され、かつ引続き有効であること。

(2) 当該商標は、関連公衆に周知され、関係市場において比較的の高い知名度を有していること。

(3) 著名商標の認定を申請する商品は、品質が優良で、良好な信望を有していること。

(4) 著名商標の認定を申請する商品は、直近3年の年間販売量、売り上げ、純利益、納税額等の主要経済指標が広東省の同業界をリードしており、販売地域は比較的に広いこと。

(5) 著名商標の認定を申請する商品は、輸出商品である場合、その商標が関係国家（地区）で登録されており、広い販売地域を有していること。

(6) 申請人は、直近3年に商標管理、生産経営、労働保障、環境保全、安全生産等の法律、法規、規章・規定に違反することで処罰を受けたことはないこと。

(7) 申請人は、健全な商標使用、管理及び保護制度を持っていること。

第7条

著名商標の認定を申請する際、「広東省著名商標認定申請表」を記入し、下記のような資料を提出しなければならない。

(1) 申請人の資格証明。

(2) 著名商標の認定を申請する商標の「商標登録証」及び継続的に3年以上使用した証明資料。

(3) 当該商標標識をつけている商品実物の写真。

(4) 著名商標の認定を申請する商品の販売地域の証明資料。

(5) 著名商標の認定を申請する商品の直近3年の年間販売量、売り上げ、純利益、納税額、市場シェア等の主要経済指標の証明資料。会計師事務所が当該商品の年間販売量、売り上げ及び純利益について発行した特別会計監査報告書、税務部門が発行した税金納付証明及び省級以上の業界協会又は業界行政主管部門が発行した同業界での順位（又は市場シェア）を表わす証明を含む。

(6) 著名商標の認定を申請する商品は輸出商品である場合、関係国家（地区）における当該商標の登録状況を提供しなければならない。

(7) 商標の使用、管理及び保護状況。

(8) 当該商標専用権が侵害された状況。

(9) 当該商標が著名であることを証明する他の資料。

第8条

商標登録者は、その登録商標が本弁法第6条に定めた条件に合致すると判断し、著名商標の認定を申請しようとする場合、申請資料を所在地域の地区級以上の市工商行政管理部門に提出しなければならない。

地区級以上の市工商行政管理部門は、申請資料を受取った日から30日以内に、本弁法第6条、第7条の規定に従って申請資料に対し初歩審査を行い、受理するかどうかの決定を出さなければならない。受理すると決定した場合、書面にて申請人に通知し、受理決定を出した日から10日以内に初歩審査意見及び申請資料を省工商行政管理部門に転送しなければならない。受理しないと決定した場合、書面にて申請人に通知し、理由を説明しなければならない。

申請資料に補正が必要な場合、期限を定めて補正するよう申請人に一括で告知しなければならない。申請人は期限を過ぎても補正しない場合、申請を放棄したものと見なす。

第9条

申請人は、地区級以上の市工商行政管理部門が出した不受理決定に異議がある場合、通知を受取った日から15日以内に、省工商行政管理部門に復審申請を提出することができる。

省工商行政管理部門は、復審申請を受取った日から30日以内に、復審決定を出さなければならない。異議が成立する場合、省工商行政管理部門が直接受理する。異議が成立しない場合、受理せず、書面にて申請人に通知し理由を説明する。省工商行政管理部門は、申請人の請求に応じて公聴会を開き、その陳述、弁明を聞取ることができる。

第10条

省工商行政管理部門は、地区級以上の市工商行政管理部門から転送されてきた著名商標認定申請を受取って、又は著名商標の認定申請を直接受理した後、申請資料を審査・確認し、書面にて審査意見を提出し、省著名商標評議審査委員会（以下「評議審査委員会」という）に報告して評議審査を受ける。審査する期間中、関係行政主管部門、業界協会、消費者委員会又は関連専門家に意見を求めなければならない。必要な場合、関係機構に調査を委託することができる。

第11条

評議審査委員会は、省工商行政管理部門並びに省経済貿易、農業、環境保全、品質技術監督、食品薬品監督管理等の部門、省消費者委員会及び広東商標協会、省品質検査協会等の専門協会の関係専門家からなる。評議審査委員会委員の人数は、25人を下回らない奇数である。

評議審査委員会委員は、経済、法律、科学技術又は関連業界の専門家であり、商標、製品品質管理等の関連法律法規を熟知していなければならない。評議審査委員会委員のリストは、省人民政府に届け出なければならない。

第12条

評議審査委員会は、著名商標申請資料、省工商行政管理部門の審査意見及びその他の方面の意見に従い、著名商標認定条件の具体的な基準に照らして、申請人の登録商標が著名商標の資格を具備するかどうかを評議審査しなければならない。

評議審査委員会が著名商標を評議審査する際に、5分の4以上の委員が出席しなければならない。

著名商標を評議審査する際に、実名制投票で表決しなければならない。

評議審査に出席した3分の2以上の委員が賛成した場合は、評議審査で採択されたことになる。

第13条

評議審査委員会委員及び審査、認定に参加する他のスタッフは、申請人と利害関係又はその他の関係があり、公正的な評議審査、認定に影響を与えるおそれがある場合、回避しなければならない。

申請人は、評議審査委員会委員及び審査、認定に参加する他のスタッフが回避する必要があると思う場合、口頭又は書面にて省工商行政管理部門に提出することができる。回避申請を提出する時、理由を説明しなければならない。評議審査委員会委員及び審査、認定に参加する他のスタッフの回避は、評議審査委員会主任が決定する。評議審査委

員会主任の回避は、評議審査委員会が集団で討論して決定する。関連決定は申請人に告知しなければならない。

回避を申請された人員は、評議審査委員会主任又は評議審査委員会が回避するかどうかの決定を出す前に、評議審査に参加するのを一次的に停止しなければならない。

第14条

評議審査委員会の評議審査を経て、著名商標として認定しようとする場合、省工商行政管理部門は認定前の公示を公布する。公示を公布された日から15日以内に、如何なる単位及び個人も、異議を申し立てることができる。

省工商行政管理部門は異議資料を受取った日から30日以内に、関連資料について調査・確認し、処理意見を提出して評議審査委員会の裁決を仰ぐ。

公示期間が満了して異議がない又は評議審査委員会の裁決を経て異議が成立しない場合、省工商行政管理部門は「広東省著名商標証書」を授与し、公告する。

第15条

著名商標と認定しなかった場合、省工商行政管理部門は書面にて申請人に通知し、理由を説明しなければならない。

申請人は、省工商行政管理部門の不認定決定に異議がある場合、不認定通知を受取った日から15日以内に、省工商行政管理部門に異議を申し立てることができる。

省工商行政管理部門は、異議資料を受取ったから30日以内に、関連資料について調査・確認し、処理意見を提出して評議審査委員会の裁決を仰ぎ、結果を書面にて申請人に通知しなければならない。

第16条

著名商標の有効期間は3年とし、公告日から起算する。

著名商標の有効期間が満了し、著名商標資格を保留する必要がある場合、著名商標所有者は、その著名商標の有効期間が満了する前の6ヵ月以内に、所在地域の地区級以上の市工商行政管理部門に更新の申請を提出しなければならない。更新申請の手続は、著名商標認定申請の手続と同様である。毎回更新の有効期間は3年とする。

第17条

著名商標と認定された登録商標が譲渡される場合、その著名商標は譲渡時に失効する。

第18条

著名商標所有者は、その著名商標の使用を他人に許諾する場合、商標使用許諾契約を締結した日より30日以内に、省工商行政管理部門に届け出なければならない。

第19条

下記のような状況のいずれかに該当する場合、著名商標所有者は省工商行政管理部門に著名商標の変更申請を提出しなければならない。

(1) 著名商標所有者は法により名称、住所を変更する時。

(2) 国家法律、法規、政策の調整により、著名商標と認定された商標の名称又は区分が変わった時。

(3) 著名商標所有者が増加又は変更しようとする商標は、元認定商標の主体部分と基本的に区別がない時。

第 20 条

著名商標所有者、使用者は、著名商標と認定された商品及びその包装、装飾、説明書、広告等の担体に「広東省著名商標」という文字及びその標識を使用することができる。

法により認定されず、又は著名商標所有者から法により許可されない限り、如何なる単位及び個人も、「広東省著名商標」という文字及びその標識を使用してはならない。

広東省著名商標標識の様式及び使用方法は、省工商行政管理部門が制定・公布する。

第 21 条

著名商標公告日から、他人が著名商標と同一又は類似する文字を企業名称における商号として登記し、公衆を誤認させるのに十分であるほか、著名商標所有者の合法的權益に損害を与えるおそれがある場合、企業登記主管機関は登記を認めない。既に登記を許可した場合、著名商標所有者は、許可証を発行した企業登記主管機関又は 1 級上の主管機関に対し、当該企業名称における商号を変更するよう請求することができる。企業登記主管機関は、法により処理しなければならない。

第 22 条

著名商標所有者の許諾を得ずに、他人は、同一商品に著名商標と認定された商品特有の名称、包装、装飾又は著名商標と認定された商標と類似する名称、包装、装飾を使用してはならない。

第 23 条

著名商標所有者の合法的權益が広東省行政地域以外で深刻に侵害された場合、省工商行政管理部門に助けを求めることができる。省工商行政管理部門は協力しなければならない。

第 24 条

下記のような状況のいずれかに該当する場合、評議審査委員会の評議審査を経て、省工商行政管理部門は当該著名商標を取消、公告する。

(1) 欺罔手段又はその他の不正手段で著名商標の認定を取得した場合。

(2) 著名商標と認定された製品は粗製濫造で、粗悪品を優良品の代替とし、消費者の利益をひどく侵害し、又は社会に悪い影響を及ぼした場合。

(3) 著名商標の有効期間内に、著名商標と認定された商品は長期間にわたって生産停止し、又は販売量、売り上げ、納税額等の関連経済指標が著しく低下し、広東省同業界をリードする地位を失った場合。

(4) 著名商標と認定された商品の範囲を超えて「広東省著名商標」という文字及び標識を使用し、工商行政管理部門が是正するよう命令した後にも是正を拒否した場合。

(5) 商標管理、生産経営、労働保障、環境保全、安全生産等の法律、法規、規章・規定等に深刻に違反することで処罰を受けた場合。

下記のような状況のいずれかに該当する場合、省工商行政管理部門は当該著名商標を抹消し、公告する。

(1) 著名商標と認定された登録商標が法により取消または抹消された場合。

(2) 商標登録者に変更があり、本弁法第6条第一項に定めた条件に合致しなくなった場合。

(3) 著名商標の有効期間が満了して更新しなかった場合。

(4) 著名商標と認定された登録商標が譲渡され、改めて認定を申請しなかった場合。

(5) 著名商標が法により取消された場合。

著名商標を取消又は抹消する場合、「広東省著名商標証書」を回収しなければならない。

著名商標所有者が第1項(1)に規定された事情がある場合、著名商標取消公告日から3年以内に、工商行政管理部門はその認定申請を受理しない。

第25条

本規定第20条第2項の規定に違反した場合、県級以上の工商行政管理部門は期限を定めて是正するよう命じ、かつ5,000元以上30,000万元以下の過料に処する。

第26条

他人の著名商標の商標専用権を侵害し、又は本規定第22条の規定に違反した場合、県級以上の工商行政管理部門又はその他関連部門は、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国反不正当竞争法』等の法律、法規の規定に基づき処罰を与える。

第27条

関係行政管理部門及びその職員が下記のような状況のいずれかに該当する場合、その上級機関又は監察機関は、是正するよう命じ、直接責任を負う主管人員及びその他直接責任者に対し法により処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

(1) 規定に従って著名商標申請を受理、審査しない場合。

(2) 規定に従って関連データ資料を提出しない場合。

(3) 法的手続に違反して著名商標の評議審査、認定を組織した場合。

(4) 法により著名商標管理及び保護という職責を履行しなかった場合。

(5) その他職務怠慢、職権濫用、私情にとらわれ不正を行った場合。

第28条

評議審査委員会委員が下記のような状況のいずれかに該当する場合、関係機関は警告を与える。情状が重大な場合、省工商行政管理部門はその委員資格を取消し、公告する。

(1) 申請人と個人的に接触した場合。

(2) 利害関係者から金品またはその他の利得を収受した場合。

(3) 著名商標の評議審査の状況を他人に明かした場合。

(4) 客観かつ公正に職責を履行できない場合。

(5) 正当な理由なく、評議審査活動に参加しない場合。

第29条

本規定における著名商標に関する公示、公告について、省工商行政管理部門は統一して広東工商紅盾情報網及び広東商標網で公布する。

申請人は無料で上記サイトから「広東省著名商標申請表」をダウンロードして、使用することができる。

第 30 条

本規定は 2009 年 1 月 1 日より施行する。

本規定の施行前に認定された著名商標は、公告日から 3 年以内に有効であり、有効期間が満了し更新を申請する場合、本弁法を適用する。

(7) 重慶市著名商標認定及び保護条例

<施行ポイント>

重慶市では1997年11月1日より『重慶市著名商標認定・保護弁法』が施行されていたが、2012年6月1日に『重慶市著名商標認定及び保護条例』が施行された。本条例では市工商行政管理部門が構築する専門家データベース内の専門家及び消費者消費者権益保護委員会の関係者によって著名商標評議審査委員会が構成されること（第11条）が明記されたほか、規定に違反した場合の過料が引き上げられている。

重慶市著名商標認定及び保護条例

第1章 総則

第1条

著名商標認定活動を規範化し、著名商標権者の合法的権益を保護し、経済発展を促進するために、『中華人民共和国商標法』及び関連法律、行政法規の規定に基づき、本市の実状に結び付けて、本条例を制定する。

第2条

本条例にいう著名商標とは、市場において比較的の高い信望を得て、関連公衆によく知られ、本条例に基づき認定された登録商標を指す。

前項にいう関連公衆とは、使われる商標で表記するある種の商品に係る消費者、及び前記商品を生産・販売するその他の経営者及び関係者を指す。

第3条

本市著名商標の認定及び保護には、本条例を適用する。

第4条

工商行政管理部門は著名商標の認定及び保護活動について責任を負う。

その他の関連行政管理部門、業界協会及び消費者権益保護組織は、工商行政管理部門と協力して著名商標の認定及び保護活動をしっかりと行わなければならない。

ほかの組織及び個人は、著名商標を認定してはならない。

第5条

市・区県（自治県）人民政府は、商標権者が商品の品質及び信望を高め、著名商標を創立するよう奨励しなければならない。著名商標の創立活動において顕著な成績をあげた単位及び個人を表彰・奨励しなければならない。

第2章 著名商標の認定

第6条

著名商標の認定は、自由意思による申請、専門家による評議審査、統一公布という原則に従う。

第7条

著名商標は、以下のような条件に合致しなければならない。

- (1) 当該商標は登録商標であり、商標権帰属に関する争いがないこと。
- (2) 当該商標登録者の住所地が本市行政区域内にあること。
- (3) 当該商標の連続使用期間が3年を満了したこと。
- (4) 当該商標を使用する商品の品質が優良で、関連公衆において比較的の高い知名度を有し、良好な市場信望を得ていること。
- (5) 当該商標を使用する商品の直近3年の生産量、売り上げ、利潤、納税額、市場シェア等の主要経済指標が本市の同業界をリードしていること。
- (6) 商標権者は健全な商標管理制度を有し、直近3年に重大な商標違法行為がないこと。

市工商行政管理部門は、具体的な著名商標認定基準を制定しなければならない。

第8条

商標登録者による著名商標認定申請は、住所地の区県（自治県）工商行政管理部門に提出しなければならない。ただし、商標の使用を他人に許諾した場合、商標登録者は被許諾者住所地の区県（自治県）工商行政管理部門に提出することもできる。

商標登録者が著名商標認定を申請する場合、申請書及び本条例第7条に定めた条件に合致することを証明する関連資料を提出しなければならない。

申請人は、提出資料の真実性、合法性について責任を負う。

第9条

区県（自治県）工商行政管理部門は、認定申請を受け取った日から20日以内に、本条例第7条に定めた条件に基づき、申請資料について初歩審査を行い、受理するかどうかを決定する。

区県（自治県）工商行政管理部門で受理を決定した場合、書面にて申請人に通知し、かつ5営業日以内に、初歩審査意見書及び申請資料を市工商行政管理部門に報告送付しなければならない。不受理を決定した場合は、書面にて申請人に通知し、理由を説明しなければならない。申請資料に補正が必要な場合、申請人に期限内に補正するよう書面にて一括で通知する。期限を過ぎても補正しない場合は、申請を撤回したものとみなす。

第10条

申請人は区県（自治県）工商行政管理部門による不受理決定に異議がある場合、通知を受け取った日から15日以内に、市工商行政管理部門に復審を申請することができる。

市工商行政管理部門は、復審申請を受け取った日から30日以内に、復審決定を行い、書面にて申請人に通知しなければならない。

市工商行政管理部門は、異議が成立すると認めた場合、直接に認定申請を受理する。異議が成立しないと認めた場合、復審申請を却下して理由を説明する。

第11条

市工商行政管理部門は、区県（自治県）工商行政管理部門から送付されてきた著名商標認定申請、及び直接に受理した著名商標認定申請を、著名商標評議審査委員会に遅滞なく提出して評議審査を受けなければならない。

市工商行政管理部門は、経済、法律、科学技術または関連業界から専門家を招いて専門家データベースを構築し、毎回の評議審査においては商標の指定商品の区分と特徴に応じて、専門家データベースから専門家を選び、著名商標の評議審査活動に参加させなければならない。

著名商標評議審査委員会は、市工商行政管理部門が構築する専門家データベースにおける専門家及び消費者権益保護委員会の関係者によって構成される。

市工商行政管理部門は、著名商標評議審査委員会及び専門家データベースの構成方法及び活動規則を制定しなければならない。

第 12 条

評議審査委員会により評議審査され、採択された著名商標認定申請は、市工商行政管理部門が公示し、公示期間は 15 日とする。

第 13 条

公示期間中に、如何なる単位及び個人も、市工商行政管理部門に書面にて異議を申し立てることができる。

市工商行政管理部門は、異議申立を受け取った日から 30 日以内に、著名商標評議審査委員会において異議を再確認するよう組織しなければならない。

異議が成立する場合、市工商行政管理部門は著名商標と認定せず、書面にて申請人に通知しなければならない。公示期間が満了しても異議がなく又は異議が成立しない場合、市工商行政管理機関は「重慶市著名商標証書」を授与し、公告を行わなければならない。

第 14 条

評議審査で認定されなかった場合、市工商行政管理部門は書面にて申請人に通知して理由を説明しなければならない。申請人は、通知を受け取った日から 15 日以内に市工商行政管理部門に書面にて異議を申し立てることができる。

市工商行政管理部門は異議申立を受け取った日から 30 日以内に、著名商標評議審査委員会において異議を再確認するよう組織しなければならない。

異議が成立しない場合、市工商行政管理部門は著名商標と認定せず、書面にて申請人に通知しなければならない。異議が成立する場合、市工商行政管理部門は『重慶市著名商標証書』を授与し、公告を行わなければならない。

第 15 条

著名商標の有効期間は 3 年とし、証書発行の日より起算する。

有効期間が満了する前の 6 ヶ月以内に、著名商標登録者は市工商行政管理部門に更新申請を提出することができる。更新申請の認定は、市工商行政管理部門が認定手続きに従って処理する。更新認定がなされる前に、元の著名商標認定は依然として有効である。

更新の有効期間は 3 年とし、当該著名商標の前期の有効期間が満了した日の翌日より起算する。

有効期間が満了しても、更新申請を提出せず、或いは更新申請が認可されなかった場合、著名商標の認定は失効する。

第16条

工商行政管理部門及び著名商標の評定に参加する人員は、申請人が提出した資料を適切に保管しなければならない、営業秘密に属する場合は、秘密を保持しなければならない。

第17条

著名商標の認定に際し、申請人に対し如何なる費用も徴収しまたは形を変えて徴収してはならない。

第3章 著名商標の保護

第18条

工商行政管理部門は、著名商標資料管理制度を設立し、著名商標の保護を強化し、著名商標の使用、保護状況を監督・検査し、著名商標を損なう権利侵害行為を摘発しなければならない。

著名商標登録者の合法的權益が、本市行政区域外で侵害された場合、市工商行政管理部門に助けを求めることができ、市工商行政管理部門は協力しなければならない。

第19条

著名商標権者は、使用を許可された商品及びその包装、装飾、説明書及び広告宣伝、展示などの経営活動において「重慶市著名商標」という文字を使用することができる。

法により著名商標と認定されておらず、認定された著名商標が法により取り消され、抹消され、または著名商標の使用を許可された商品の範囲を超えた場合は、「重慶市著名商標」及び類似する文字を使用してはならない。

第20条

著名商標権者は、商標の管理と自己保護を強化し、商品の品質を保証し、著名商標の信譽を擁護しなければならない。

第21条

市・区县（自治県）人民政府は、著名商標を保有する企業が技術イノベーションを行うよう奨励し、同等の条件における科学研究プロジェクトの按配、技術改造、新製品開発において重点的に支持を与えなければならない。

第22条

他人の著名商標と同一又は類似する文字、図形を非同一、非類似の商品に商品名称、装飾、又は未登録商標として使用し、公衆を誤認させ、当該著名商標登録者の利益が損なわれる恐れがある場合、著名商標登録者は工商行政管理部門に制止するよう請求することができる。

第23条

県級以上の行政区画の名称を商標としてはならない。著名商標認定の日より、他人が当該著名商標と同一又は類似する文字を企業名称又は商号として使用しようとして申請し、公衆の誤認を引き起こす恐れがある場合、工商行政管理部門はその登録を認可しない。ただし、以下の状況を除く。

(1) 著名商標の文字が、商標法の実施前から使用された県級以上の行政区画の名称である場合。

(2) 著名商標の文字が、全国または重慶市で有名な河川、湖、山及び名所等の名称である場合。

(3) 著名商標の文字にはその他共通的または公用的な性質を有する場合。

(4) 法律、法規が規定するその他の事情。

第 24 条

著名商標の変更、譲渡及び他人に使用を許諾するとき、変更、譲渡が許可され、または許諾契約の締結日から 30 日以内に、市工商行政管理部門に届け出なければならない。

第 25 条

以下のような状況のいずれかに該当する場合、市工商行政管理部門は著名商標を取り消し、公告を行わなければならない。

(1) 申請人が虚偽の証明資料を提供して、著名商標の認定を騙し取った場合。

(2) 認定条件に合致していない著名商標認定申請を認定した場合。

(3) 著名商標と認定された後に、認定条件を喪失した場合。

(4) 法定手続きに違反して著名商標を認定した場合。

(5) その他の著名商標を取り消すべき事情。

前項 (1) に従って取り消された著名商標は、公告の日より 3 年以内に、再度著名商標の認定申請を提出してはならない。

第 26 条

以下のような状況のいずれかに該当する場合、市工商行政管理部門は当該著名商標を抹消し、公告を行わなければならない。

(1) 当該商標登録者が抹消を申請した場合。

(2) 当該著名商標が連続して 2 年使用されていない場合。

(3) 当該登録商標が取り消され、抹消された場合。

(4) 著名商標の有効期間が満了しており、更新申請を提出せずまたは更新申請が更新認定されなかった場合。

(5) その他の著名商標を抹消すべき事情。

第 4 章 法律責任

第 27 条

申請人が虚偽の証明資料を提供して、著名商標の認定を騙し取った場合、市工商行政管理部門は 1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。

第 28 条

本条例第 19 条第 2 項の規定に違反し「重慶市著名商標」及び類似する文字を無断で使用した場合、工商行政管理部門は是正するよう命じ、1 万元以上 5 万元以下の過料に処する。

第 29 条

本条例第 22 条の規定に違反し、他人の著名商標と同一又は類似する文字、図形を非同種、非類似の商品に商品名称、装飾、又は未登録商標として使用した場合、工商行政管理部門は使用停止を命じる。情状が重大な場合は、権利侵害品を没収する。

第 30 条

関連行政管理部門及びその職員が以下のような状況のいずれかに該当する場合、その上級機関または監察機関は是正するよう命じ、直接責任を負う主管人員及びその他直接責任者に法により処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

- (1) 規定に従って著名商標申請を受理、審査しない場合。
- (2) 申請人のために虚偽の証明資料を提供した場合。
- (3) 法定手続きに違反して著名商標を認定した場合。
- (4) 法により著名商標の保護職責を履行していない場合。
- (5) 申請人が提出した資料を適切に保管せず、営業秘密を漏えいした場合。
- (6) その他の職務怠慢、職権濫用、私情にとらわれ不正行為を行った場合。

第 31 条

評議審査委員会委員が以下のような状況のいずれかに該当する場合、市工商行政管理部門は警告を与える。情状が重大な場合は、委員資格を取り消し、公告を行う。

- (1) 申請人と個人的に接触した場合。
- (2) 利害関係者から金品またはその他の利得を収受した場合。
- (3) 著名商標の評議審査の状況を他人に明かした場合。
- (4) 客観かつ公正に職責を履行できない場合。
- (5) 申請人が提出した資料を適切に保管せず、営業秘密を漏えいした場合。
- (6) 正当な理由なく、評議審査活動に参加しない場合。

第 5 章 付則

第 32 条

本条例における商品商標に関する規定は、役務商標に適用される。

第 33 条

本条例にいう商標権者、著名商標権者は、当該商標の登録者及び使用の被許諾者を含む。

第 34 条

本条例における著名商標に関する公示、公告は、市工商行政管理部門が政府のウェブサイト或いは市級のメディアを通して発表する。

第 35 条

本条例は 2012 年 6 月 1 日より施行する。

本条例の施行前に認定された著名商標は、認定の日から 3 年以内に有効とする。有効期間が満了して更新を申請する場合、本条例を適用する。

(8) 貴州省著名商標認定及び保護弁法

<施行ポイント>

貴州省では2006年3月15日より『貴州省著名商標認定暫定規定』が施行されていたが、2012年5月1日に『貴州省著名商標認定及び保護弁法』施行された。

本弁法では省工商行政管理局が組織し貴州省著名商標評議審査委員会を設立すること（第6条）、著名商標の育成と発展を有利に働くように著名商標の有効期間が3年から4年に延長され、かつ有効期間の起算日も認定が行われた年の1月1日ではなく翌年の1月1日から（第20条）とされている。

貴州省著名商標認定及び保護弁法

第1章 総則

第1条

貴州省著名商標認定活動を規範化し、貴州省著名商標所有者、使用者及び消費者の合法的權益を保護し、商標の信望を擁護し、商品と役務の品質及び商標の知名度を高め、経済・社会の発展を促進するために、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国商標法实施条例』等の法律、法規の規定に基づき、本省の実状に結び付けて、本弁法を制定する。

第2条

貴州省著名商標とは、市場において比較的の高い評判を得て、関連公衆によく知られ、本弁法に基づき認定された有効な登録商標を指す。

本省行政区域内の貴州省著名商標の認定、管理と保護には、本弁法を適用する。

第3条

省工商行政管理局は、貴州省著名商標の認定、管理と保護活動の責任を負う。県級以上の工商行政管理部門は、本管轄区における貴州省著名商標の管理と保護活動の責任を負い、認定活動に協力する。

経済と情報化、科学技術、財政、商務、税務、品質技術監督、知的財産権等の関連部門は、各自の職責の範囲内で、貴州省著名商標の認定と保護活動をしっかりと行う。

第4条

貴州省著名商標の認定は、公開、公平、公正、信義誠実の原則を遵守する。

第5条

県級以上の人民政府は、商標所有者が貴州省著名商標を積極的に創立するよう奨励し、顕著な成績をあげたものには、国、省の関連規定に従い表彰と奨励を与える。

第2章 申請と認定

第6条

省工商行政管理局が組織し、貴州省著名商標評価審査活動の責任を負う貴州省著名商標評議審査委員会（以下、「評議審査委」という）を設立する。

評議審査委には、貴州省著名商標認定申請の資料審査の責任を負い、かつ初歩審査、復

審異議に対する復審及び貴州省著名商標の評価審査に係るその他の活動を担当する弁公室を設ける。

市、州工商行政管理局は本管轄区内の貴州省著名商標の復審、実地再確認活動の責任を負う。県級の工商行政管理局は本管轄区内の貴州省著名商標の初歩審査、実地確認活動の責任を負う。

第7条

評議審査委は、工商、経済と情報化、科学技術、財政、商務、税務、品質技術監督、知的財産権等の関連部門及び法律、科学技術、経済等の関連業界の代表、専門家により構成される。

第8条

評議審査委委員は申請人と利害関係を有する場合、自発的に回避を申請しなければならない。

申請人及び利害関係人は、評議審査委委員が認定申請される貴州省著名商標と利害関係を有すると考える場合、その回避を要請する権利を有する。

評議審査委委員の回避は、評議審査委主任が決定し、評議審査委主任の回避は、評議審査委集団で検討して決定する。

第9条

貴州省著名商標の認定申請は、商標所有者が提出してもよければ、商標所有者と専用使用者とが共同で提出してもよい。

第10条

貴州省著名商標の認定申請は、下記のような条件に合致しなければならない。

- (1) 商標登録住所が本省行政区域内にあること。
- (2) 当該商標は、登録の日から2年連続して使用しており、引き続き有効であり、権利帰属に関する争いがないこと。
- (3) 当該商標は、市場において比較的の高い評判を得ており、関連公衆によく知られ、商品または役務の品質が優良で安定していること。
- (4) 当該商標の使用を許可された商品または役務の直近2年の生産量、売り上げ、利益税金、市場シェア等の主要経済指標が省内の同業界をリードする地位にあること。
- (5) 申請人に商標管理機構及び商標使用管理制度が備わっていること。

第11条

貴州省著名商標の認定申請は、一商標一申請とするが、申請人が同一の分類の異なる商品または役務の項目において同一の商標を複数登録している場合は、合わせて申請を提出することができる。

第12条

貴州省著名商標は、期限を過ぎても更新申請を行っておらず、または所有権移転が生じた場合は、改めて認定申請を提出しなければならない。

第13条

貴州省著名商標認定を申請するには、下記のような資料を提出しなければならない。

- (1) 「貴州省著名商標認定申請表」。
 - (2) 商標所有者が記名、捺印した「営業許可証」のコピー、その他の主体資格証明書類のコピー及び「商標登録証」のコピー。
 - (3) 当該商標を使用する商品または役務の直近2年の年間生産量、販売量、販売区域、売り上げ、利益税金等の主要経済指標と商品品質、安全の状況及び広告宣伝、投入の状況。
 - (4) 商標所有者による当該商標専用権の登録、使用、管理及び保護の資料。
 - (5) 商標の使用を許可された商品は生産許可証、強制的製品認証を実行するものに属する場合は、生産許可証証書、強制的製品認証証書等関連の証明資料を提供しなければならない。
 - (6) 当該商標が著名であることを証明するその他の資料。
- 「貴州省著名商標認定申請表」は省工商行政管理局が制定し、ポータルサイトにおいて公布する。申請人は無料でダウンロードすることができる。

第14条

申請人は、貴州省著名商標認定申請の過程において企業名称変更、商標登録事項変更を行う場合、変更資料を提供しなければならない。

第15条

県級工商行政管理局は、貴州省著名商標申請資料を受け取った日から20日以内に初歩審査及び実地確認を行う。条件に合致しているものは、市、州工商行政管理局に報告送付する。条件に合致しないものは、申請を返却して書面にて理由を説明する。市、州工商行政管理局は、県級の工商行政管理局から報告送付されてきた資料を受け取った日から20日以内に、申請資料の復審を行う。必要がある場合は実地再確認を行わなければならない。条件に合致しているものは、評議審査委弁公室に報告送付する。条件に合致しないものは、申請を返却して書面にて理由を説明する。

申請資料が不完全で補正が必要な場合、申請人に補正する必要がある内容を一括で漏れなく知らせなければならない。申請人は5日以内に補正しなければならない。要請に従って補正していない場合、申請を取り下げたものとみなす。

第16条

評議審査委弁公室は、市、州工商行政管理局から報告送付されてきた貴州省著名商標認定申請資料を受け取った日から60日以内に、申請資料を審査する。条件に合致しているものは、評議審査委に報告送付して評価審査を受ける。条件に合致していないものは、申請を返却して書面にて理由を説明する。

第17条

申請人が初歩審査、復審申請返却について異議がある場合は、通知を受け取った日から15日以内に、評議審査委弁公室に異議復審を申請することができる。評議審査委弁公室は異議復審申請を受け取った日から30日以内に異議復審決定を行う。申請の理由が成立する場合は、評議審査委に報告送付して評価審査を受ける。申請の理由が成立しない場合は、申請を返却して書面にて理由を説明する。

申請人は、評議審査委弁公室による異議復審決定に対して再び異議復審を申請してはならない。

第 18 条

評議審査委による貴州省著名商標の評価審査では、毎回の評価審査会議に出席する委員は 45 人を下回らず、工商行政管理部門以外の委員は評議審査会議に出席する委員数の分の 1 を下回らず、かつ評価審査会議に出席する委員の 3 分の 2 以上に採択されなければならない。

第 19 条

評議審査委により貴州省著名商標と評価審査されたものは、省工商行政管理局が省級のメディアに公示を発表し、公示期間は 15 日とする。公示期間内に異議がある場合は、省工商行政管理局が異議の内容を調査する。異議が成立する場合は、貴州省著名商標と認定しない。異議が成立せず、または公示期間内に異議がない場合は、省級のメディアに公告を発表し、貴州省著名商標証書を授与する。

貴州省著名商標と評価審査されなかった場合は、評議審査委弁公室は申請人に書面にて通知し、理由を説明する。

第 20 条

貴州省著名商標の申請時期は毎年の 4 月 1 日から 6 月 30 日までとし、認定活動が当年 12 月 31 日前に完了する。

貴州省著名商標の有効期間は 4 年とし、有効期間は認定が行われた翌年の 1 月 1 日から起算する。

第 21 条

貴州省著名商標の認定に必要な評価審査、公告等の費用は、省級財政部門の予算に組み入れられる。申請人に対して費用を徴収しまたは形を変えて徴収してはならない。

第 3 章 更新申請

第 22 条

貴州省著名商標の有効期間が満了する年の 6 月 30 日までに、貴州省著名商標所有者は更新を申請することができる。1 回あたりの更新有効期間は 4 年とする。期限を過ぎても更新申請を提出しない場合、貴州省著名商標は自動的に失効し、省工商行政管理局が省級のメディアにその旨を公告する。

第 23 条

貴州省著名商標延長認定を申請する際、下記のような資料を提出しなければならない。

- (1) 「貴州省著名商標更新認定申請表」。
- (2) 申請人の主体資格の証明資料。
- (3) 「商標登録証」及びその変更、更新の書類のコピー。
- (4) 貴州省著名商標を取得して 3 年以来、当該商標を使用する商品または役務の年間生産量、売り上げ、利益税金等の主要経済指標及び商品または役務の品質、安全の状況。

第 24 条

貴州省著名商標更新の申請は、市、州工商行政管理局に申請を提出し、本弁法第 15 条から第 19 条までの関連規定に従って行わなければならない。

第 4 章 使用、管理と保護

第 25 条

貴州省著名商標は、認定された登録商標及び使用を許可された商品または役務において使用する。

第 26 条

有効期間内に、貴州省著名商標所有者、使用者は、当該著名商標が認定された商品及び包装、装飾、容器、説明書、往来書状、取引書類、電子メール、広告宣伝、展示及びその他の業務活動において、貴州省著名商標の文字または標識を使用することができる。

貴州省著名商標の文字または標識は、他人の使用に貸与・賃貸してはならない。

第 27 条

下記のような状況のいずれかに該当する場合、貴州省著名商標の文字または標識を使用してはならない。

- (1) 貴州省著名商標と認定されなかった場合。
- (2) 貴州省著名商標と認定された商品または役務の範囲を超えた場合。
- (3) 貴州省著名商標の有効期間が満了し更新手続を行っておらず、または更新申請が許可されなかった場合。
- (4) 貴州省著名商標を適用する登録商標が法により取り消された場合。
- (5) 貴州省著名商標が取り消された場合。

任何なる単位及び個人も、貴州省著名商標の文字または標識を偽造し、無断で製造してはならない。

第 28 条

貴州省著名商標所有者は、その貴州省著名商標の使用を他人に許諾する場合、使用許諾契約の発効日から 60 日以内に、評議審査委弁公室に届け出なければならない。

貴州省著名商標所有者は、登録者名称、住所を変更する場合、変更を認可された日から 60 日以内に、変更資料を評議審査委弁公室に報告送付して届け出なければならない。

第 29 条

下記のような状況のいずれかに該当する場合、省工商行政管理局が貴州省著名商標を取り消し、かつ省級のメディアにその旨を公告する。

- (1) 虚偽の証明書類を提供するなど欺く手段で貴州省著名商標を取得した場合。
- (2) 商品を粗製乱造し、粗悪品を優良品に代えて消費者を欺いた場合。
- (3) 有効期間内において、貴州省著名商標が本弁法に定めた貴州省著名商標の条件を具備しなくなった場合。
- (4) 無断で許可された使用の範囲を超えて、期限を定めて是正を命じられても是正しない場合。
- (5) その他の法律、法規の規定に違反している場合。

貴州省著名商標が取り消された場合は、取り消された日から3年以内に、貴州省著名商標と認定してはならない。

第30条

省工商行政管理局は、定期的に貴州省著名商標リストを発表し、関連部門及び各級の工商行政管理部門に知らせて重点的保護を実施させる。

第31条

貴州省著名商標は下記のような保護を受ける。

(1) 貴州省著名商標と認定された日から、貴州省著名商標と同一または類似する文字を企業名称として登記するものは、同じ業界である場合、工商行政管理部門は受理しない。異なる業界に属するものの、公衆の誤認を引き起こし、かつ貴州省著名商標所有者の合法的権益に損失をもたらすのに十分である場合、工商行政管理部門は受理しない。

(2) インターネットドメイン名の主要部分及び未登録の商標は、貴州省著名商標を複製・模倣してはならず、貴州省著名商標と何らかの関係があると暗示してはならず、当該貴州省著名商標の顕著性を弱め、貴州省著名商標所有者の利益を害してはならない。

(3) 貴州省著名商標が省域外で権利侵害された場合、省工商行政管理局は関連証明を発行し、コンサルティング、指導を与え、取締に協力することができる。

第32条

任何なる単位及び個人も、貴州省著名商標が本弁法に定めた条件に合致していないと考える場合、通報または苦情を申し立てる権利を有する。工商行政管理部門は本弁法の規定に従って処理しなければならない。

第33条

貴州省著名商標の認定、管理と保護において、営業秘密に係る場合は、秘密を保持しなければならない。

第5章 法律責任

第34条

本弁法第26条第2項、第27条の規定に違反した場合、県級以上の工商行政管理部門が是正するよう命じ、情状に応じて5,000元以上3万元以下の過料に処する。

第35条

本弁法第28条の規定に違反して届け出ない場合は、県級以上の工商行政管理部門が警告し、期限を定めて是正するよう命じる。期限を過ぎても是正しない場合、1,000元以上5,000元以下の過料に処する。

第36条

本弁法第31条(2)の規定に違反した場合、県級以上の工商行政管理部門が5,000元以上3万元以下の過料に処する。

第 37 条

工商行政管理部門の職員、評議審査委構成メンバーが貴州省著名商標の認定、管理と保護において職権を濫用し、私情にとらわれ不正行為を行い、職務怠慢して犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。

評議審査委の構成メンバーに前項に定めた行為がある場合は、評価審査の資格を取り消す。

第 6 章 付則

第 38 条

本弁法の施行前に貴州省著名商標と認定されたものは、有効期間内において引き続き有効とする。

第 39 条

本弁法は 2012 年 5 月 1 日より施行する。

(9) 雲南省著名商標認定及び保護弁法

<修正ポイント>

1999年6月15日より施行された『雲南省著名商標認定及び保護弁法』は2010年9月1日、著名商標の認定および更新の有効期限が延長されるなどの修正が行われた。

【条文の修正】

修正前	修正後
<p>第1条 雲南省著名商標の認定活動を規範化し、雲南省著名商標所有者の合法的權益を保護するため、『中華人民共和国商標法』及び『中華人民共和国商標法実施細則』等の法律、法規に基づき、本省の実情を結び付けて、本弁法を制定する。</p>	<p>『<u>中華人民共和国商標法実施条例</u>』に改正</p>
<p>第3条 省工商行政管理機關は雲南省著名商標の認定及び保護活動を主管する。<u>地、州、市、県</u>工商行政管理機關は雲南省著名商標の保護活動に責任を負担する。 <u>計画、經濟貿易、科学技術、對外貿易、国土資源、技術監督、物価等の部門</u>は、各自の職責に従い、工商行政管理機關と協力して、雲南省著名商標の認定及び保護活動を行わなければならない。</p>	<p>「<u>地</u>」を削除する 「<u>發展改革、工業・情報化、国資、科学技術、商務、品質監督、知的財産権等の部門</u>」に改正</p>
<p>第6条 雲南省著名商標の認定申請は、申請者が登録地の<u>地、州、市</u>工商行政管理機關に申請しなければならない。…</p>	<p>「<u>地</u>」を削除する</p>
<p>第7条 <u>地、州、市</u>工商行政管理機關は認定申請を受け取った日から30日以内に初歩審査を行い、意見をまとめて省工商行政管理機關に報告提出し、審査を受けなければならない。</p>	<p>「<u>地</u>」を削除する</p>
<p>第9条 雲南省著名商標の有効期間は<u>3年</u>とし、<u>公告の日</u>より計算する。有効期間の満了前3ヵ月内に、雲南省著名商標所有者は省工商行政管理機關に更新を申請することができ、審査を経て、本弁法第5条の規定する条件に合致する場合、更新を許可し、毎期の更新の有効期間は<u>3年</u>とする。</p>	<p>雲南省著名商標の有効期間は<u>5年</u>とし、<u>認定された日</u>より起算する。有効期間が満了して更新認定が必要な場合、満了する前の3ヵ月以内に、省工商行政管理機關に更新認定を申請することができる。<u>この期間中に申請を提出できなかった場合、3ヵ月の猶予期間を与える。猶予期間が満了しても申請を提出しなかった場合、猶予期間満</u></p>

	<p>了日を持ってその著名商標を抹消する。毎回申請認定の有効期間は<u>5年</u>とする。更新認定申請は審査を経て、本弁法第5条に規定する条件に合致する場合、更新を認定し、<u>公布しなければならない。</u></p>
--	--

雲南省著名商標認定及び保護弁法

第1条

雲南省著名商標の認定活動を規範化し、雲南省著名商標所有者の合法的權益を保護するため、『中華人民共和國商標法』及び『中華人民共和國商標法実施条例』等の法律、法規に基づき、本省の実情を結び付けて、本弁法を制定する。

第2条

本弁法にいう雲南省著名商標とは、比較的の高い知名度を有し、商標の付加価値が高く、競争力が比較的が高く、本弁法に基づき認定された登録商標を指す。

国家工商行政管理機關が認定する馳名商標は、馳名商標の管理規定を適用する。

第3条

省工商行政管理機關は雲南省著名商標の認定及び保護活動を主管する。州、市、県工商行政管理機關は雲南省著名商標の保護活動に責任を負担する。

發展改革、工業・情報化、国資、科学技術、商務、品質監督、知的財産権等の部門は、各自の職責に従い、工商行政管理機關と協力して、雲南省著名商標の認定及び保護活動をしっかりと行わなければならない。

第4条

雲南省著名商標の申請は自由意思の原則に従う。

雲南省著名商標の認定は公開、公平の原則に従う。

第5条

雲南省著名商標の認定の申請は、以下のような条件に合致しなければならない。

- (1) 登録商標所有者が本省で登録登記した企業、事業単位、個人事業者であること。
- (2) 登録商標が実際に2年以上使用されていること。
- (3) 当該商標を使用する商品は同じ種類、同じレベルの商品において品質が優良で、知名度が比較的が高く、雲南省ブランド品と評されていること。
- (4) 当該商標を使用する商品の市場シェア等の主要經濟指標が同業界をリードしていること。
- (5) アフターサービスが完備し、良好な信望を得ていること。
- (6) 登録商標所有者が厳格な商標使用、管理措置を採っていること。

第6条

雲南省著名商標の認定申請は、申請者が登録地の州、市工商行政管理機關に申請しなければならない。省工商行政管理機關で登録する企業は、省工商行政管理機關に直接に申請

することができる。申請する際に、「雲南省著名商標認定申請書」に記入し、以下のような証明書類を提出しなければならない。

- (1) 営業許可証又は相応の法定資格証書。
- (2) 当該商標が国内外で登録使用した証明。
- (3) 当該商標を使用する商品の品質レベル証明、直近2年の主要経済指標と販売区域、売り上げ及びアフターサービス措置。
- (4) 当該商標の広告範囲及び広告資金投入状況。
- (5) 当該商標の保護措置。

第7条

州、市工商行政管理機関は認定申請を受け取った日から30日以内に初歩審査を行い、意見をまとめて省工商行政管理機関に報告提出し、審査を受けなければならない。

第8条

省工商行政管理機関は申請の報告送付を受け又は申請を直接受理した日から60日以内に審査を行い、専門家を招いて審議しなければならない。本弁法の関係規定に合致する場合は、初歩認定し、公告する。本弁法の関係規定と合致しない場合は、申請書を返却し、理由を説明する。

初歩認定された雲南省著名商標に対し、公告日より30日以内に、如何なる者も異議を申し立てることができる。異議がなく又は裁定を経て異議が成立しない場合、省工商行政管理機関は認定し、「雲南省著名商標証書」を授与する。裁定によって異議が成立する場合、認定しない。

「雲南省著名商標証書」及び標識は、省工商行政管理機関が統一的に制作する。

第9条

雲南省著名商標の有効期間は5年とし、認定された日より起算する。有効期間が満了して更新認定が必要な場合、満了する前の3ヵ月以内に、省工商行政管理機関に更新認定を申請することができる。この期間中に申請を提出できなかった場合、3ヵ月の猶予期間を与える。猶予期間が満了しても申請を提出しなかった場合、猶予期間満了日を持ってその著名商標を抹消する。毎回申請認定の有効期間は5年とする。更新認定申請は審査を経て、本弁法第5条に規定する条件に合致する場合、更新を認定し、公布しなければならない。

第10条

雲南省著名商標の専用権に対し、下記のような特別な保護を与える。

- (1) 雲南省著名商標所有者が法によりその製品の包装、サービス場所、広告宣伝、商品説明書及び他の経営活動において雲南省著名商標の文字と標識を使用する権利を保護する。
- (2) 雲南省著名商標を使用する商品は、その特有の名称、包装、装飾について保護する。
- (3) 雲南省著名商標所有者の許諾を得ずに、他人が当該商標文字を企業又はその他の組織の名称として登録登記してはならない。
- (4) 雲南省著名商標を各省、自治区、直轄市工商行政管理機関に通知し、共同で保護する。

第11条

雲南省著名商標所有者は内部管理制度を完備し、商品又はサービスの質を向上し、雲南省著名商標の信用を維持しなければならない。

雲南省著名商標を他人に貸し出し、賃貸し又は違法に他の経営者に譲渡し使用させてはならない。

第12条

雲南省著名商標所有者が法により当該商標を譲渡する場合、譲受人は本弁法の規定に基づき、改めて認定を申請しなければならない。

第13条

以下のような行為は、雲南省著名商標専用権を侵害する行為に当たる。

(1) 雲南省著名商標と同一又は類似する文字、図形及びその他の組み合わせを無断で企業又は他の組織の名称、標識として使用すること。

(2) 雲南省著名商標を使用する商品特有の包装、名称及び装飾を無断で使用すること。

(3) 商品に雲南省著名商標と同一又は類似し、かつ誤認をもたらすのに十分である商標を使用すること。

(4) 商品の包装又は容器、装飾、説明書、商品取引書類、広告宣伝、展覧及びその他の業務活動において、無断で雲南省著名商標の標識及びその文字を使用すること。

(5) その他の方法によって雲南省著名商標の信望を害すること。

第14条

工商行政管理機関は、管理制度を設置・完備し、雲南省著名商標の使用及び管理状況を監督検査し、法により雲南省著名商標専用権侵害行為を取り締まらなければならない。

第15条

本弁法第13条(1)の規定に違反した場合、雲南省著名商標所有者は知り又は知り得た日から2年以内に、登録登記主管機関に権利侵害行為を行う企業又はその他の組織の名称、標識の取消しを要求することができる。

第16条

本弁法第13条(2)、(3)、(4)、(5)の規定に違反し、法律、法規に規定がある場合、法律、法規の規定に従って重い処罰に処する。法律、法規に規定がない場合、県級以上の工商行政管理機関が警告し、又は1,000元以上2万元以下の過料に処する。

第17条

以下のような状況のいずれかに該当する場合、県級以上の工商行政管理機関が期限を定めて是正するよう命じ、2,000元以上3万元以下の過料に処することができ、省工商行政管理機関が「雲南省著名商標証書」及び標識を取り上げ、公告する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

(1) 欺罔等の不正手段を用いて「雲南省著名商標証書」を取得した場合。

(2) 雲南省著名商標を使用した商品を粗製濫造し、粗悪な物を良品と詐称して、消費者の権益を害した場合。

(3) 「雲南省著名商標証書」及び標識を偽造、書直し、貸与、賃貸、販売する場合。

(4) 雲南省著名商標の標識及びその文字を無断で使用し、又は許可された範囲を超えて使用する場合。

第18条

省工商行政管理機関に「雲南省著名商標証書」及び標識を取り上げられた商標所有者は、取り上げの日から3年以内に、再び雲南省著名商標の認定を申請することができない。

第19条

工商行政管理機関の職員及び関係者が雲南省著名商標の認定と保護活動において、職務怠慢、職権乱用、私情に取られ不正行為を行い、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法により行政処分を与える。

第20条

本弁法の商品商標に関する規定は、役務商標に適用される。

第21条

本弁法は公布の日より施行する。

(10) 青海省著名商標認定及び保護弁法

<施行ポイント>

青海省では2004年4月より『青海省著名商標認定管理和保护办法(试行)』が施行されていたが、2012年3月1日に『青海省著名商標認定及び保護弁法』が施行された。本弁法は全5章31条からなり、省政府が著名商標認定機構を設立すること(第3条)や2年ごとに1回、著名商標の再調査を実施すること(第23条)などが制定されている。

青海省著名商標認定及び保護弁法

第1章 総則

第1条

著名商標の認定、保護と管理活動を規範化し、経済発展を促進するために、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国商標法実施条例』等の関連法律、法規に基づき、本省の実状に結び付けて、本弁法を制定する。

第2条

本弁法にいう著名商標とは、本省行政区域内において比較的に高い信望をもち、関連公衆によく知られ、かつ本弁法の規定に基づき認定された商標を指す。

前項にいう関連公衆とは、商標で表記するある種の商品または役務に係る消費者、及び前記商品または役務の営業と密な関わりを有するその他の経営者を指す。

第3条

省政府が設立する著名商標認定機構は、全省での著名商標の評議審査認定活動の責任を負う。工商行政管理部門は、具体的に著名商標の受理、審査、推薦、保護と管理活動の責任を負う。

品質監督、商務、経済、科学技術、環境保全、税務、検閲検疫、税関等の関連部門は工商行政管理部門に協力して著名商標の認定、保護と管理活動をしっかりと行う。

関連の業界協会、消費者権益保護組織は、工商行政管理部門と力をあわせて著名商標の認定と保護活動をしっかりと行う。

第4条

県級以上の人民政府は、登録商標所有者が商標の知名度を高め、著名商標を積極的に創立するよう奨励し、顕著な成績をあげた単位及び個人を表彰・奨励しなければならない。

第2章 認定申請

第5条

著名商標の申請は、下記のような条件に合致しなければならない。

(1) 申請人が登録商標所有者であり、当該商標が連続して2年以上使用されていること。

(2) 商標所有者の住所地または商標の指定商品の主要生産地が本省行政区域内にあること。

(3) 当該商標を使用する商品は本省の同類商品の中で品質が優良で、関連公衆におい

て比較的に高い知名度を有し、良好な信望を得ていること。

(4) 当該商標を使用する商品の直近2年の主要経済指標が本省の同業界をリードする地位にあること。

(5) 当該商標のあらゆる宣伝活動の継続時間、程度と地理的範囲。

第6条

著名商標の認定を申請する際に、所在地の州（地、市）工商行政管理部門または省工商行政管理部門の直属分局に下記のような資料を提出しなければならない。

(1) 著名商標認定申請書。

(2) 商標登録証及び変更等の証明資料とコピー。

(3) 申請の日前の2年間の、当該商標を使用する商品の生産量、販売量、売り上げ、販売区域及び市場シェア等の資料。

(4) 申請の日前の2年間の、当該商標を使用する商品の広告宣伝及び販促活動の方式、地域的範囲、宣伝メディアの種類及び広告投下量等の関連資料。

(5) 関連部門または組織が発行する商品品質証明資料。

(6) 申請の日前の2年間の、当該商標を使用する商品が保護を受けた記録。

(7) 当該商標の認知度を証明するその他の資料。

申請人は提出資料の真実性について責任を負わなければならない。

第7条

州（地、市）工商行政管理部門または省工商行政管理部門の直属分局は、申請を受理した日から20日以内に審査を行い、資料が揃っている場合は、省工商行政管理部門に報告する。

工商行政管理部門は、申請資料に補正の必要があると考える場合、申請人に期限内に補正する旨を書面にて通知しなければならない。申請人は正当な理由なく、期限を過ぎても補正しない場合は、申請を放棄したものとみなす。

第8条

申請人は審査意見書に対し異議がある場合、審査意見書を受け取った日から15日以内に省工商行政管理部門に異議申請を提出する。省工商行政管理部門は異議申請を受理した日から10日以内に審査決定を行う。異議が成立する場合は、省工商行政管理部門が直接これを受理する。異議が成立しない場合は、書面にて理由を説明しなければならない。

第9条

省工商行政管理部門は申請資料の真実性、合法性を審査し、書面にて審査意見を提出しなければならない。審査期間中に、書面にて関連部門、関連企業、業界協会及び消費者權益保護組織に意見を求めなければならない。必要な場合は調査を行うことができる。

第10条

省工商行政管理部門は、審査の上、本弁法の条件に合致していると認め、著名商標として推薦しようとする場合は、ニュースメディアに審査公示を発表しなければならない。公示期間は20日とする。

公示期間内に、利害関係人または社会公衆が異議を申し立てた場合、省工商行政管理部門は異議について調査しなければならない。異議が成立せず、または公示期間が満了して

も異議がない場合は、評議審査を省著名商標認定機構に推薦する。異議が成立する場合は、評議審査を推薦してはならない。

第 11 条

著名商標の評議審査には、省著名商標認定機構が評議審査会を開催し、無記名投票方式により表決する。メンバー全員の 3 分の 2 以上の票数で採択されたものは、著名商標と認定する。

著名商標と認定されていない場合、省工商行政管理部門は書面にて申請人にその旨を通知し、理由を説明しなければならない。

第 12 条

著名商標と認定された場合は、省人民政府が「青海省著名商標証書」を授与し、ニュースメディアで社会へ公告を行う。

第 13 条

著名商標の評議審査に参加する人員及びその他の職員は、申請人または申請商標と利害関係を有し、公正な評議審査に影響を与える恐れがある場合には、回避しなければならない。

第 14 条

著名商標の評議審査・認定では、申請人に対し如何なる費用も徴収しまたは形を変えて徴収してはならない。

第 3 章 保護と管理

第 15 条

県級以上の人民政府及びその関連部門は、著名商標を保有する企業に対し、科学研究プロジェクトの按排、技術改造、製品推奨等の面において支持を与えなければならない。

国家機関、企業、事業単位及びその他の組織が「青海省著名商標」を取得した商品を優先して調達するよう奨励する。

第 16 条

県級以上の人民政府は、特別プロジェクト資金を按排して、企業が商標戦略を自主的に実施し、著名商標を育成・発展するよう支持しなければならない。

企業が商標権の質権担保を展開するよう奨励する。

第 17 条

著名商標所有者または使用者は、その登録商標の使用が認定された商品及び包装、装飾、説明書、広告宣伝、展示及びその他の業務活動において「青海省著名商標」という文字または標識を使用する権利を有する。

任何なる単位及び個人も、著名商標証書、横額またはその他の著名商標証明書類の偽造、書き直し、複製、他人への貸与、賃貸、販売をしてはならない。

第 18 条

他人が著名商標と同一又は類似する文字を企業名称又は商号に使用しようと申請し、公衆の誤認を引き起こす恐れがある場合は、工商行政管理部門は登記を認可しない。ただし、法律、法規において別途定めのある場合は除く。

第 19 条

著名商標所有者が法により商標の使用を他人に許諾する場合は、使用許諾契約の締結日から 3 ヶ月以内に、使用許諾契約の副本を所在地の工商行政管理部門及び省工商行政管理部門に送付して届け出なければならない。

著名商標被許諾者は、無断で同一の著名商標の使用を他人に許諾してはならない。

第 20 条

著名商標所有者は、登録者名称、住所またはその他の登録事項を変更する際に、変更登記を認可された日から 30 日以内に、省工商行政管理部門に届け出なければならない。

第 21 条

下記のような状況のいずれかに該当する場合、「青海省著名商標」という文字または標識を使用してはならない。

- (1) 著名商標と認定されなかった場合。
- (2) 著名商標所有者から許諾されなかった場合。
- (3) 著名商標が取り消され、または登録商標が取り消され、抹消された場合。

第 22 条

著名商標権利人には下記のような行為があってはならない。

- (1) 虚偽の書類、資料を提供して、著名商標を騙し取る行為。
- (2) 無断で許可された使用の範囲を超えて使用する行為。
- (3) 著名商標の信望を利用して、商品を粗製乱造し、粗悪品を優良品に代え、偽造品を正規品に代えて、消費者の合法的権利を害する行為。
- (4) その他の著名商標使用管理規定に違反する行為。

第 23 条

各級の工商行政管理部門は、著名商標の保護と管理を強化し、苦情、通報を遅滞無く受理し、著名商標を侵害する違法行為を摘発しなければならない。著名商標が省外で権利侵害された場合、工商行政管理部門は商標所有者または使用者を助けなければならない。

工商行政管理部門は、著名商標の資料と目録管理制度を構築、健全化し、著名商標所有者または使用者が自己保護措置を整備するよう指導しなければならない。

省工商行政管理部門は、著名商標動的監視体制を構築し、2 年ごとに 1 回、著名商標の再調査を行わなければならない。本弁法第 5 条の規定に合致しないものについて、省著名商標認定機構に著名商標の取り消しを要請することができる。

第 4 章 法律責任

第 24 条

本弁法に違反した場合、法律、法規に法律責任を定めたものは、その定めに従う。

第 25 条

本弁法第 17 条第 2 項の規定に違反して、登録商標専用権を侵害した場合は、工商行政管理部門が是正、権利侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及びもっぱら権利侵害商品を製造し、登録商標の標識を偽造するために用いた道具を没収・破棄し、かつ『中華人民共和国商標法实施条例』に従って処罰を与える。

第 26 条

本弁法第 19 条、第 20 条の規定に違反した場合、工商行政管理部門が期限を定めて是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しない場合は、警告を与える。

第 27 条

本弁法第 21 条の規定に違反し、無断で「青海省著名商標」という文字または標識を使用し、著名商標として虚偽の宣伝を行った場合は、『中華人民共和国広告法』に従って処罰を与える。

第 28 条

本弁法第 22 条 (1) の規定に違反した場合は、省工商行政管理部門が省著名商標認定機構にその著名商標の取り消しを要請する。

本弁法第 22 条 (2) 、 (3) の規定に違反した場合は、省工商行政管理部門が期限を定めて是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しない場合は、省工商行政管理部門が省著名商標認定機構にその著名商標の取り消しを要請し、かつ『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国商標法实施条例』に従って処罰を与える。

取り消された著名商標は、省工商行政管理部門が取り消し公告を発表する。取り消しの日から 2 年以内に、当該商標所有者は、著名商標認定の再度申請を行ってはならない。

第 29 条

工商行政管理部門の職員が、著名商標の受理、審査、保護と管理の活動において職権濫用、職務怠慢、私情にとらわれ不正行為を行った場合は、法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 30 条

本弁法における商品商標に関する規定は、役務商標、証明商標、団体商標に適用される。

第 31 条

本弁法は 2012 年 3 月 1 日より施行する。

(11) 寧夏回族自治区著名商標認定及び保護弁法

<施行ポイント>

2009年6月1日より施行された『寧夏回族自治区著名商標認定及び保護弁法』では、著名商標の認定は2年毎に1回実施（第9条）され、工商行政管理部門が著名商標認定委員会を設立し認定を行う（第13条）ことなどが明記された。

寧夏回族自治区著名商標認定及び保護弁法

第1章 総則

第1条

寧夏の著名商標の認定、管理及び保護を強化し、商標所有者、使用者及び消費者の合法的權益を保護し、『中華人民共和國商標法』、『中華人民共和國商標法实施条例』等関係の法律、法規の規定に基づき、本自治区の実情と結び付けて、本弁法を制定する。

第2条

本自治区行政地域内における寧夏の著名商標の認定、管理と保護には、本弁法を適用する。

第3条

本弁法にいう寧夏著名商標（以下「著名商標」という）とは、市場において比較的の高い信望があり、関連公衆によく知られ、本弁法に基づいて認定された登録商標を指す。

第4条

自治区工商行政管理部門は、著名商標の認定、管理及び保護について責任を負う。区を設置する市、開発区（銀川高新技术産業開發区、銀川市寧東エネルギー化工基地、以下も同様）の工商行政管理部門は著名商標の推薦及び保護について責任を負う。県（市、区）の工商行政管理部門は著名商標の保護について責任を負う。

財政、商務、品質監督等の関係部門は、各自の職責範囲内において、工商行政管理部門が著名商標の認定、管理及び保護を実施するのに協力する。

第5条

著名商標の認定、管理及び保護は、自由意志、公開、公平、公正及び特別保護の原則に従う。

第6条

県級以上の人民政府、開発区管理委員会は、著名商標所有者に対し、財政、金融、産業政策等の面において激励、扶助を与えなければならない。

第7条

自治区人民政府は、著名商標所有者を表彰・奨励するものとし、区を設置する市、県（市、区）人民政府、開発区管理委員会は、本地区の実情と結ぶつけて、著名商標所有者を表彰・奨励することができる。

第2章 申請と認定

第8条

著名商標の申請は、下記のような条件に合致しなければならない。

- (1) 当該商標所有者の住所及び商標の指定商品の産地は、本自治区行政地域内にあること
- (2) 当該商標は、登録日から3年以上継続的に使用し、かつ商標権の帰属について紛争がないこと
- (3) 当該商標は、関連公衆に周知され、かつ高い信用度と認知度を持っていること
- (4) 当該商標の指定商品は、品質が優良で、安定であり、国家及び自治区の関連基準に合致し、良好な市場信望を持ち、直近3年の生産量、売り上げ、利益税金及び市場シェア等の主要経済指標が本自治区の同業界において上位を占めており、かつ広い販売地域を有していること
- (5) 申請人は、直近3年に他人の商標専用権を侵害する又はその他重大な違法経営行為がなかったこと
- (6) 当該商標の所有者は、厳格な商標使用、保護及び管理措置を備えていること
- (7) 法律、法規、規章に定める当該商標が著名であることを証明できる他の条件

第9条

著名商標の認定は2年毎に1回行う。商標所有者は著名商標の認定を申請するには、区を設置する市、開発区工商行政管理部门に下記のような資料を提出しなければならない

- (1) 著名商標認定申請表。
- (2) 営業許可証又はそれ相応の主体資格証明、商標所有者が署名した商標登録証のコピー。
- (3) 当該商標を継続的に使用した期間、広告宣伝及びその他関連公衆の周知度を証明する関連資料。
- (4) 当該商標が保護を受けた記録等の状況。
- (5) 当該商標を使用する主要商品の直近3年の生産量、販売量、売り上げ、利益税金、販売地域及び品質等の関連状況、又は当該商標の役務収入、利益税金、役務地域等の関連状況。
- (6) 当該商標の国内外における登録使用、管理及び自己保護の状況。
- (7) 当該商標が著名であることを証明する他の資料。

申請人はその提出資料の真実性、合法性について責任を負わなければならない。

第10条

区を設置する市、開発区工商行政管理部门は、申請資料を受取った日から15日以内に、申請者が提出した申請資料を審査する。申請資料に不備がない場合、意見を記入した後自治区工商行政管理部门に報告送付する。申請資料に補正が必要な場合、書面にて期限内に補正するよう申請人に通知する。期限を過ぎても補正しない場合、申請を放棄したものと見なす。

第11条

自治区工商行政管理部门は、区を設置する市、開発区工商行政管理部门から送付されてきた申請資料を受取った日から30日以内に、申請資料に対し初歩審査を行い、受理する

か否かを決定する。受理すると決定した場合、書面にて申請人に通知する。受理しないと決定した場合、申請資料を申請人に返却し、書面にて理由を説明する。

第12条

自治区工商行政管理部門は、受理した著名商標の認定申請について、自治区レベルのニュースメディアに初審公告を公布しなければならない。初審公告が發布された日から30日以内に、如何なる単位及び個人も、異議を申し立てることができる。

書面にて異議を申し立てられた場合、自治区工商行政管理部門は、15日以内に異議書の副本を被異議者に送達する。被異議者は15日以内に書面にて答弁しなければならない。自治区工商行政管理部門は、異議者及び被異議者が陳述した事実及び理由に基づき、調査・確認した後、30日以内に書面にて裁定を下す。

異議が成立する場合、自治区工商行政管理部門は認定申請を拒絶する。異議がない又は異議が成立しない場合、自治区著名商標認定委員会が評議審査して認定を行う。

第13条

自治区工商行政管理部門の組織により設立された著名商標認定委員会（以下「認定委員会」という）は、著名商標の認定について責任を負う。著名商標を認定する際に、3分の2を下回らない認定委員会の委員の参加を条件とする。

認定委員会の構成、認定手続、規則は、自治区工商行政管理部門が関係部門と相談して策定し、自治区人民政府の承認をもらった後に実行される。

第14条

認定委員会は著名商標の申請資料、関係方面の意見を元に、本弁法第8条に定めた条件に従い、認定を申請した商標に対し客観的、公正的な判断と評価を行う。

第15条

認定委員会は無記名投票の形で表決し、出席した委員の3分の2以上の賛成を得た商標は著名商標と認定される。

著名商標と認定した場合、自治区工商行政管理部門は関連の証明を授与し、自治区レベルニュースメディアに認定公告を發布する。

第16条

著名商標の有効期間は2年とし、認定公告發布日から起算する。有効期間が満了する前の3ヵ月以内に、著名商標所有者は、自治区工商行政管理部門に更新を申請することができる。期間が満了する日から、更新を申請していない場合、3ヵ月の猶予期間を与えることができる。

審査した結果、本弁法第8条に定めた条件に合致する場合、更新を許可する。毎回更新の有効期間は2年とし、自治区工商行政管理部門は更新公告を發布する。

期限を過ぎても申請せず又は著名商標の更新申請を認可されなかった場合、当該著名商標の資格は失効し、自治区工商行政管理部門が失効公告を發布する。

第17条

著名商標の評議審査、認定及び公告に必要な経費は、自治区の財政予算に組入れ、如何なる単位及び個人から費用を徴収してはならない。

第3章 管理と保護

第18条

著名商標所有者は、厳格な商標使用、管理及び保護制度を確立し、商品の品質を高め、著名商標の信望を擁護しなければならない。

第19条

著名商標認定公告発布日から、法律、法規に別途規定がある場合を除き、その所有者、使用者は、著名商標の指定商品、商品包装、装飾、説明書、業務書類又は公告宣伝、展示及びその他業務活動に「寧夏著名商標」という文字及び標識を使用することができる。

第20条

著名商標所有者は、法により工商行政管理部門に対し、「寧夏」という文字を企業名称に冠すことを申請することができ、その著名商標を商号として企業名称に登録する優先権を有する。

第21条

著名商標の指定商品と同一又は類似する商品において、他人は下記のような行為を実施してはならない。

(1) 著名商標と同一又は類似する文字、図形、アルファベット、数字、三次元標識及び色の組合せ又は上記要素の組合せを、商品名称、商品装飾又は未登録商標として使用して、関連公衆を誤認させるおそれがある行為。

(2) 著名商標と同一又は類似する文字を企業の商号として同一又は類似する商品に使用して、関連公衆を誤認させるおそれがある行為。

(3) 著名商標の指定商品特有の又は類似する包装を使用して、関連公衆を誤認させるおそれがある行為。

第22条

著名商標の指定商品と非同一又は非類似の商品において、著名商標と同一又は類似する文字、図形、アルファベット、数字、三次元標識及び色の組合せ又は上記要素の組合せを、商品名称、商品装飾又は未登録商標として使用して、著名商標所有者、使用者の利益に損害を与えるおそれがある場合、著名商標所有者、使用者は工商行政管理部門に処理を請求することができ、工商行政管理部門は速やかに処理しなければならない。

第23条

著名商標が本自治区行政地域外で侵害された場合、著名商標所有者、使用者は工商行政管理部門に報告することができ、工商行政管理部門は速やかに支援を提供し、保護を与えなければならない。

第24条

工商行政管理部門は法により著名商標専用権を侵害する行為を監督、検査する時、関係当事者は協力しなければならない、拒否してはならない。

第 25 条

著名商標と認定されず、又は著名商標所有者から法により許諾されない限り、如何なる組織及び個人も、「寧夏著名商標」という文字又は標識を使用してはならない。

著名商標が取消された場合、並びに著名商標更新を申請せず若しくは申請が認可されなかった場合は、「寧夏著名商標」という文字又は標識を引き続き使用してはならない。

第 26 条

著名商標所有者には下記のような行為があってはならない。

- (1) 虚構を弄し、証明資料を偽造する等の手段で著名商標を騙し取る行為。
- (2) 許可された使用範囲を無断で超える行為。
- (3) 著名商標の信用を利用し、粗製濫造で、偽物を本物の代替とし、粗悪品を優良品の代替とし、不合格商品を合格商品と偽って、消費者又はユーザーの利益を損害する行為。
- (4) 著名商標証書、横額又はその他著名商標証明資料を偽造、書き直し、複製、貸与、賃貸、販売する行為。
- (5) その他の著名商標管理規定に違反する行為。

第 27 条

著名商標登録者の名称、住所及びその他の登録事項に変更があり、又は著名商標につき使用許諾、担保等の事項が発生する場合、著名商標所有者は変更許可日、使用許諾契約の発効日、担保申請日から 15 日以内に、区を設置する市、開発区工商行政管理部門及び自治区工商行政管理部門に届け出なければならない。変更後に著名商標証書を改めて発行する必要がある場合、自治区工商行政管理部門は元証書を回収しなければならない。

第 28 条

著名商標所有者が法によりその商標を譲渡する場合、譲受人は本弁法の規定により再度著名商標の認定を申請しなければならない。

第 4 章 法律責任

第 29 条

本弁法第 21 条、第 22 条の規定に違反する場合、工商行政管理部門は『中華人民共和國商標法』、『中華人民共和國不正競争禁止法』等の法律、法規の規定に基づき処罰を与える。

第 30 条

本弁法第 25 条 の規定に違反する場合、県級以上の工商行政管理部門は是正するよう命じ、その商標標識を没収するほか、情状の軽重により 1,000 元以上 3 万元以下の過料に処する。

第 31 条

本弁法第 26 条 (1) の規定に違反する場合、自治区工商行政管理部門はその著名商標を取消し、不正に製作した商品説明書、包装、装飾等を没収するほか、情状の軽重により 1,000 元以上 3 万万元以下の過料に処する。

第 32 条

本弁法第 26 条 (2) の規定に違反する場合、自治区工商行政管理部門は期限を定めて是正するよう命じるほか、情状の軽重により 1,000 元以上 3 万元以下の過料に処する。期限を定めて是正するよう命じた後にも是正しない場合、その著名商標を取消す。

第 33 条

本弁法第 26 条 (3) の規定に違反する場合、県級以上の工商行政管理部門は『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国商標法実施条例』等の法律、法規の規定に基づき処罰を与える。情状が重大な場合、自治区工商行政管理部門はその著名商標を取消す。

第 34 条

本弁法第 26 条 (4) の規定に違反する場合、自治区工商行政管理部門は期限を定めて是正するよう命じるほか、1,000 元以上 3 万元以下の過料に処することができる。情状が重大な場合、その著名商標を取消す。

第 35 条

本弁法第 27 条の規定に違反する場合、県級以上の工商行政管理部門は期限を定めて是正するよう命じる。期限を過ぎても是正しない場合、1,000 元以上 5,000 元以下の過料に処する。

第 36 条

取消された著名商標について、自治区工商行政管理部門は取消公告を發布する。取消日から 3 年以内に当該商標所有者は二度と著名商標の認定申請を提出してはならない。

第 37 条

当事者は行政処罰決定に不服がある場合、法により行政不服審査を申請し、又は行政訴訟を提起することができる。

第 38 条

工商行政管理部門及び関係部門の職員は、著名商標の認定及び保護活動において、職務懈怠、職権濫用し、私情にとらわれ不正行為をした場合、法により行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する

第 5 章 附則

第 39 条

本弁法における商品商標に関する規定は、役務商標、団体商標、証明商標にも適用される。団体商標及び証明商標について著名商標の認定を申請する場合、認定条件を適当に緩和することができる。

第 40 条

本弁法は 2009 年 6 月 1 日より施行する。

2. ハイテク企業認定・保護

(1) 重慶市国家ハイテク企業認定管理弁法

<施行ポイント>

重慶市では『重慶市ハイテク企業・ハイテク製品認定弁法』（1994年）が施行、修正されていたが、2008年に『ハイテク企業認定管理弁法』及び『ハイテク企業認定管理業務手引』が相次ぎ公布されたことを受け、『重慶市国家ハイテク企業認定管理弁法』が制定・施行された。

上海市や四川省など他の省（直轄市）ではハイテク企業の認定管理に関する『実施弁法』を制定している中、重慶市では『管理弁法』を定めており、認定の管理・監督や、ハイテク企業の申請相談の受け付けや財務状況の監査を行う仲介機構の動態管理を行うことなどを制定しており、認定管理業務の一層の規範化を図っている。

重慶市国家ハイテク企業認定管理弁法

第1章 総則

第1条

重慶市ハイテク企業認定管理業務をより一層規範化し、ハイテク企業の発展を扶助、奨励するために、『ハイテク企業認定管理弁法』（国科発火[2008]172号、以下、『認定弁法』という）及び『ハイテク企業認定管理業務手引』（国科発火[2008]362号、以下、『業務手引』という）の関連規定に基づき、重慶市の実態に結び付けて、本弁法を制定する。

第2条

本弁法に言うハイテク企業とは、『国が重点的に支援するハイテク分野』のうち、持続的な研究開発と技術成果の転化を行い、企業の中核的な自主的知的財産権を形成し、かつ、これを基礎に研究開発、生産、サービス、経営などの活動を展開しており、重慶市行政区域内で工商行政管理部門に登録してから1年以上が経過した居民企業を指す。

第3条

ハイテク企業認定管理業務は、技術イノベーションの奨励、動態管理の実施、公平と公正の堅持という原則に従う。

第4条

本弁法に従った認定（再審査）に合格したハイテク企業は、認定（再審査）当年から、国の関係税法の規定に基づいて租税優遇政策を受けることができる。

第5条

重慶市科委、市財政局、市国税局、市地税局は、全市のハイテク企業認定管理業務に責任を負い、かつ国家ハイテク企業認定管理業務指導グループの指導、管理及び監督を受ける。

第2章 機構と職責

第6条

重慶市国家ハイテク企業認定管理の関係機構は、重慶市ハイテク企業認定管理業務調整指導グループ及びその事務室（以下、調整指導グループ及びその事務室を「認定機構」と総称する）、組織推薦機構、仲介サービス機構（相談受理仲介機構、財務仲介機構を含む）を含む。

調整指導グループは、重慶市科委、市財政局、市国税局及び市地税局により構成される。事務室は市科委に設ける。組織推薦機構は、各区県(自治県)科技行政管理部門及び北部新区、西永微電子園区、大学科技園区管理部門に設ける。相談受理仲介機構とは、認定機構により認められる、申請資料の受理に協力し、企業に申請の相談を提供する機構を指す。相談受理仲介機構は原則として1社だけ設置する。財務仲介機構とは、認定機構において届け出て、公示された会計士事務所または税理士事務所を指す。認定機構は、相談受理仲介機構及び財務仲介機構に対して、動態管理を実行し、1年ごとに1回認定し、かつ認定結果をネット上に公布する。

第7条 職責

(1) 認定機構

調整指導グループは、ハイテク企業及びハイテク製品（サービス）の認定（再審査）業務の指導、管理及び監督に責任を負い、かつ認定（再審査）における重大事項について決定を行う。調整指導グループ事務室は、調整指導グループの指導の下でハイテク企業及びハイテク製品（サービス）認定管理の日ごろの業務を担う。具体的な職責としては下記のこと含まれる。

1. 『重慶市ハイテク製品（サービス）認定管理弁法』に従い、重慶市ハイテク製品の認定（再審査）業務に責任を負うこと
2. 重慶市の範囲内のハイテク企業認定業務に責任を負うこと
3. 企業が申し立てるハイテク企業資格の再審査を受け付けること
4. 認定済み企業に対し監督検査を行い、関連する通報の受理、確認、処理に責任を負うこと
5. ハイテク企業相談仲介機構及び財務仲介機構の認定と監視管理に責任を負うこと
6. ハイテク企業認定業務に参加する専門家を選定し、国家ハイテク企業認定管理業務調整指導グループ事務室に届け出ること

(2) 組織推薦機構

自地域内のハイテク企業申請・推薦業務の組織に責任を負い、市認定機構から依頼されるその他の業務をやり遂げる。

(3) 相談受理仲介機構

ハイテク企業申請相談に責任を負い、申請資料を受理し、かつ申請資料の完備性などについて方式審査を行う。

(4) 財務仲介機構

企業から委託を受け、関係する弁法に従い、企業の研究開発費、ハイテク製品（サービス）による収入及び年間財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を含む）について客観的で公正的に監査を行い、かつ監査報告書を発行する。

第3章 申請の条件

第8条

ハイテク企業の認定申請は、同時に下記の条件に合致するものでなければならない。

(1) 重慶市行政区域内に登録した企業が、直近3年以内に、自社における研究開発、譲受、贈与の收受、買収合併などの方法、または5年以上の独占的使用許諾の方法を通じて、その主たる製品（サービス）の中核的技術に対し自主的知的財産権を有すること。

(2) 製品（サービス）が『国が重点的に支援するハイテク分野』に定められる電子情報技術、バイオ・新薬技術、航空宇宙技術、新素材技術、ハイテクサービス業、新エネルギー・省エネ技術、資源・環境技術、ハイテクによる伝統産業革新のハイテク8分野の範囲に属すること。

(3) 短期大学以上の学歴を有する技術担当者が企業の当年の総従業員数の30%以上を占め、そのうち研究開発担当者が企業の当年の総従業員数の10%以上を占めること。

(4) 企業が、科学技術（人文、社会科学を含まない）の新知識を獲得し、科学技術の新知識につき創造的応用をし、または技術、製品（サービス）に対し実質的改良を行うため、持続的研究開発活動を行っており、かつ直近3会計年度の研究開発費の総額が売上収入の総額に占める割合が次に掲げる要求に合致していること。

1. 直近1年間の売上収入が5,000万元未満の企業の場合、割合は6%を下回らない。

2. 直近1年間の売上収入が5,000万元～2万万元の企業の場合、割合は4%を下回らない。

3. 直近1年間の売上収入が2万万元以上の企業の場合、割合は3%を下回らない。

そのうち、企業が中国国内にて発生した研究開発費の総額が全研究開発費の総額に占める割合は、60%を下回らない。企業が登録し成立してから3年未満の場合は、実際の経営年数に従って計算する。

(5) 認定期間または再審査期間におけるハイテク製品（サービス）による収入が企業の当年の総収入の60%以上を占めること。

ハイテク製品（サービス）による収入とは、企業が技術イノベーション、研究開発活動を通じて形成した『重点分野』の要求に合致する製品（サービス）収入と技術的収入の総和を指す。

(6) 企業の研究開発組織の管理水準、科学技術成果の転化能力、自主的知的財産権の数、売上・総資産の成長性などの指標が、『業務手引』の要求に合致していること。

第4章 申請プロセス

第9条

重慶市ハイテク企業の申請時期は、毎年4月1日～4月20日及び9月1日～9月20日とする。申請後に、集中して評価審査を行う。

第10条 ハイテク企業申請認定プロセス

(1) 企業の申請

1. 自己評価。企業は、本細則第8条に照らして自己評価を行う。条件に合致する企業は、「ハイテク企業認定管理業務網」(URL: www.innocom.gov.cn)において登録登記を行う。

2. ハイテク製品（サービス）認定の申請。企業は、『重慶市ハイテク製品（サービス）

認定管理弁法』に基づきハイテク製品（サービス）の認定申請を行う。

3. 財務監査。ハイテク製品（サービス）認定を済ませた企業は、認定機構によって届出、公示された財務仲介機構を選定し、直近3会計年度の研究開発費（実際の年数が3年未満の場合は実際経営年数とする）及び直近1会計年度のハイテク製品（サービス）による収入の特別項目監査を含め、財務特別監査を行うことができる。直近3会計年度（実際の年数が3年未満の場合は実際経営年数とする）の財務監査報告のない企業は、直近3会計年度の財務報告書の監査を追加して行わなければならない。

4. 登録登記。企業は「ハイテク企業認定管理業務網」にログオンし、要求に従って「企業登録登記表」に記入し、認定機構にアップロードする。認定機構は、企業の身分確認を完了した後に、企業申請番号を企業にフィードバックする。

5. 企業は、取得した企業申請番号により、オンライン認定管理システムにアクセスし、要求に従って申請資料に記入する。

6. 企業はネットを通じて、申請資料を認定機構にアップロードすると同時に、紙資料を組織推薦機構に提出して予備審査を受けなければならない。紙資料として下記のものを含む。

(1) 「ハイテク企業認定申請書」

(2) 企業の営業許可書副本、税務登記証のコピー

(3) 財務仲介機構により検証された、企業の直近3会計年度の研究開発費（実際の年数が3年未満の場合は実際経営年数とする）及び直近1会計年度のハイテク製品（サービス）による収入の特別監査報告書。しかも、研究開発活動説明資料も添付する

(4) 企業の直近3会計年度の財務監査報告書（貸借対照表、損益計算書・利益処分計算書、キャッシュフロー計算書を含む。実際の年数が3年未満の場合は実際経営年数とする）

(5) 技術イノベーション活動の証明資料。知的財産権証書、独占的使用許諾契約書、生産許可文書、新製品または新技術の証明（新規性照合）資料、製品品質検査報告、省級以上の科学技術計画立案証明、ハイテク製品証書、並びにその他の関係する証明資料を含む

(6) 企業の従業員人数、学歴構成及び研究開発担当者が企業の従業員に占める割合の説明

上記の資料がコピーである場合は、単位の公印を捺印しなければならない。

(2) 認定の審査

1. 資料の予備審査・推薦。組織推薦機構は、企業の申請資料を受け取った後、資料の真実性審査を行い、かつ「ハイテク企業認定推薦及び審査表」に記入し、企業の申請資料とまとめて認定相談受理仲介機構に報告送付する。

2. 資料の受理・チェック。認定相談受理仲介機構が申請資料を受理した後に、資料の完備性について方式審査を行うと同時に、特別監査報告書及び年間財務監査報告書を市財政局に届け出る。

3. 再確認。認定機構事務室は、方式審査及び財務チェックに合格した企業の再確認を行い、必要な際には現場審査を行う。

4. 専門家による評価審査。認定機構事務室は、再確認に合格した申請資料を技術分野別に区分して、専門家データベースから5名を下回らない関係の技術専門家をランダムに抽出し、専門家評価審査チームを結成して評価審査を行う。

5. 許可を受ける。認定機構事務室は、専門家の評価意見に基づき、条件に合致するハイテク企業名簿を検討決定し、国家ハイテク企業認定管理業務指導グループ事務室に報告

して審査決定を受ける。

(3) 公示・届出

認定機構によって認定されたハイテク企業は、「全国ハイテク企業認定管理業務網」において15営業日公示する。公示に異議が出された場合、認定機構は、関連問題について事実を調査し、処理を行う。通報の内容が事実である場合は、ハイテク企業資格を取り消さなければならない。公示に異議が出されなかった場合、認定機構は、『ハイテク企業認定機構審査許可届出総括表』に記入し、国家ハイテク企業認定管理指導グループ事務室に届け出た後に、「国家ハイテク企業認定管理業務網」上に認定結果を公告し、かつ認定機構から「ハイテク企業証書」を授与する。

第11条

ハイテク企業資格は、証書の交付日から効力を生じる。有効期間を3年間とする。企業は期間満了前6ヵ月以内に再審査申請を提出しなければならない。再審査申請を提出しない、または再審査に不合格な場合に、そのハイテク企業資格は期間満了時をもって自動的に失効する。

第12条

ハイテク企業再審査の申請プロセス及び申請資料は、新規な認定申請の方式により行われる。再審査認定を通過したハイテク企業は、再審査の通過日から起算する3年間を有効期間とする。

第13条

ハイテク企業資格について争いが生じた場合に、認定機構事務室が調整処理の責任を負う。ハイテク企業認定業務において重大な争いがある事項は、国家ハイテク企業認定管理指導グループに引き渡して裁決を行ってもらう。

第14条

ハイテク企業の経營業務、生産技術面の活動などに重大な変化（例えば、買収合併、再編、転業など）が生じた場合は、15日以内に書面により認定管理機構に報告し、改めて認定を受けなければならない。

第15条

ハイテク企業が名称を変更した際、下記の資料を認定機構に提出しなければならない。

- (1) 名称変更前後の企業営業許可書のコピー。
- (2) 工商管理部門により発行される企業名称変更証明資料。
- (3) 企業により発行される名称変更申請。
- (4) 企業申請推薦部門（予備審査部門）により発行される企業名称変更報告。

認定機構は上記資料の審査を行い、関連する意見を調整指導グループに提出し、審査決定を受け、公示・届出の後に改めて認定証書を授与し、番号と有効期間は変わらない。

第5章 罰則

第16条

認定済みのハイテク企業が次に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、その資格を取

り消さなければならない。

- (1) 認定申請の過程において虚偽の情報を提供した場合。
- (2) 脱税、税金を騙し取る行為があった場合。
- (3) 重大な安全、品質事故が発生した場合。
- (4) 環境面などに法律違反、規定違反行為があり、関係部門より処罰を受けた場合。

ハイテク企業資格が取り消された企業について、認定機構は、5年以内に当該企業からの認定申請を受理しないものとする。

第17条

ハイテク企業認定業務に参加する機構及び担当者は、担当している認定業務につき、信用誠実及びコンプライアンスの義務を負い、かつ認定申請企業の関係資料につき守秘義務を負う。ハイテク企業認定業務の関係する要求及び紀律に違反した場合、相応の処分を与える。虚偽の財務監査報告書を発行した財務仲介機構について、ハイテク企業監査に参加する資格を取り消す。

第6章 付則

第18条

元の『〈重慶市ハイテク企業認定管理実施細則〉の印刷・配布に関する通知』（渝科委発〔2008〕133号）は、本弁法の実施の日より実行を停止する。

第19条

本弁法は、市科委、市財政局、市国税局、市地税局が解釈に責任を負う。

第20条

本弁法は、公布の日より施行する。

3. 専利出願補助

(1) 天津市専利資金助成弁法

<施行ポイント>

2010年6月より施行されていた『天津市専利資金助成弁法』（津知発〔2010〕）が廃止され2012年8月27日、条文数が3条増えた『天津市専利資金助成弁法』が新たに公布・施行された。新弁法では、中国専利金賞や天津市専利賞を獲得した事業者、発明者、設計者に対する3万元/件～10万元の奨励金の支払い（第8条）が明記されたほか、不正に専利資金助成を取得した者の資格取得取り消し期間がこれまでの3年間から「翌年度及び翌年度以降」へと大幅に拡大した。

天津市専利資金助成弁法

第1条

『天津市専利促進と保護条例』を徹底的に実行し、『天津市知的財産権戦略綱要』を実施し、『天津市知的財産権「第12次五ヵ年」計画』制定の任務目標を完成させ、わが市における専利の創造、運用、保護、管理業務の全面的な発展を促し、全市の知的財産権の総合的な実力を引き上げるため、『天津市知的財産権専用資金管理暫定弁法』に基づき、本市の実情と結びつけて本弁法を制定する。

第2条

専利資金助成は、企業と事業単位の専利総合能力引き上げを核心とし、有効専利の保有数引き上げを重点とし、かつ発明専利に傾き、専利の創造、運用、保護と管理をカバーし、コストの補助、奨励、特別業務推進の組み合わせによる資金助成の方法を実行する。

第3条

専利資金助成の対象は、本市行政区域内において登記登録している企業・事業単位、機関、団体、天津市駐在事業者、及び本市の戸籍と固定住所を有する専利申請人と専利権者とする。

第4条

専利資金助成の主な範囲には下記を含む。

- (1) 中国国内と『特許協力条約』（PCT）ルートによる国外専利の申請、権利取得、維持にかかる費用。発明専利を重点的に資金助成する。
- (2) 企業・事業単位が展開する専利テスト、モデルと優位性の創造建設業務。
- (3) 専利情報の伝達利用と公共サービスプラットフォームの建設。
- (4) 中国専利金賞と天津市専利賞を受賞した事業者と発明者、設計者。
- (5) 規定に合致するその他の資金助成プロジェクト。

第5条

専利資金助成は、重点資金助成とゼネラル資金助成の2つの方法に分かれており、資金助成の内容が同一である場合は重複して支給しない。重点資金助成ではプロジェクト管理を実施し、実施の進度によって資金を支出する。ゼネラル資金助成は統一組織、案件ごとに計算、段階に分けて支給する。年度予算の規模に基づき当年の資金助成重点と資金助成

の基準を確定し、各申請事業者（自然人）の資金助成総額を計算する。同一の法人事業者（自然人）が毎年獲得する資金助成の総額は通常 100 万円を超えないものとする。

第 6 条

重点資金助成。申請事業者との資金助成契約の締結を採用し、プロジェクト管理を実施し、実施の進度によって資金を支出する。主に下記助成資金を含む。

(1) 重点事業者の専利申請、権利取得への資金助成。専門家による審議を経た重点企業・事業単位は、申告した専利申請と権利取得計画を依拠とし、発明専利は 1,500 元/件、実用新型専利は 500 元/件を資金助成の限度額とし、年ごとに支給する。同一の法人事業者への毎年の資金助成限度額は通常、30 万円を超えないものとする。

(2) 専利テスト、モデル、優位性創造・建設業務への資金助成。企業・事業単位による知的財産権戦略の制定・実施、専利の転化実施、専利評価及び取引の展開、専利基準の制定、専利保護の強化等業務を激励する。専門家による審議を経て条件が合致する企業・事業単位には 5～20 万円の資金助成を行う。

(3) 専利情報と公共サービスプラットフォーム建設への資金助成。市級専利管理部門が組織する専利情報伝達利用と公益プロジェクトに対し、審議を経て条件に合致するものには 5～20 万円の資金助成を行う。

第 7 条

ゼネラル資金助成。統一組織、1 件ごとの計算、段階的支給を採用する。主に下記助成を含む。

(1) 専利の申請、権利取得への資金助成。重点入りしていない企業・事業単位と自然人が申請する専利について、1 件ごとの発明専利補助金は最高 1,000 元を超えない。1 件ごとの実用新型専利補助金は最高 500 元を超えない。1 件ごとの意匠権補助金は最高 400 元を超えない。同一の専利へは重複して資金助成は行わず、同一の法人事業者への資金助成の限度額は通常 5,000 元を超えない。同一自然人への資金助成は通常 2,000 元を超えないものとする。

(2) 1 件目専利への資金助成。専利代理機構が代理を行い、当年初となる発明専利申請を行った科学技術中小企業に対し、1 件目発明専利の申請へ 2,000 元を助成する。

(3) 発明専利維持への資金助成。発明専利の権利取得後、申請日から起算し第 4 年～6 年の年金を助成し、毎年の補助金額は 500 元/件を越えないものとする。同一権利者が毎年獲得する資金助成の総額は通常 30 万円を超えないものとする。

(4) PCT 専利への資金助成。当年 PCT ルートによる申請・権利取得した発明専利に対し、統一の審査を経た後、中央財政の支持と併せて資金助成を行う。具体的な弁法は別途制定する。

第 8 条

専利賞。当年中国専利金賞と天津市専利賞を獲得した事業者と発明者、設計者へ一括して奨励を行う。中国専利金賞へは 1 件当たり 10 万円として奨励を行う。天津市専利賞へは 1 件当たり 3 万円、優秀賞へは 1 件当たり 1 万円として奨励を行う。

第 9 条

専利資金助成を申請する企業・事業単位、自然人は市知識産権局が毎年発表する関連の資金助成手続きに基づいて書面の申請報告を提出し、かつ関連証明資料を添付すること。

第 10 条

市知識産業権局は重点資金助成のプロジェクトに対する形式審査を行い、市財政局と共同で規定プロセスに基づいて専門家審議を組織し、資金助成の実施是非と資金助成の金額を確定する。審議を通過したプロジェクトへの資金助成案を提出し、社会へ公示する。公示が満期となっても異議がない資金助成プロジェクトは、市知識産業権局と資金助成を受ける者、又は資金助成を受ける側から委託を受けた者とが資金助成任務契約書を締結し、市財政局と共同で資金プロジェクト支出計画を下達し、資金助成を受ける者へ資金を支出する。

ゼネラル資金助成は市知識産業権局が審査を組織し、審査を通過したものに市財政局と共同で資金支出計画を下達し、資金助成を受ける者へ助成資金を支給する。

第 11 条

市知識産業権局は市財政局と共同で資金助成プロジェクトに対する評価検査、検収を段取りし、かつ成果の追跡管理を実行する。

第 12 条

申請事業者又は個人はありのままに専利資金助成申請を提出しなければならず、すべての資料は必ず事実で、有効なものでなければならない。欺まん行為をする者に対しては調査を経て助成資金の全額返納と、翌年度及び翌年度以降の資金助成資格を取り消す。不正に申請した専利であると国家知識産業権局専利局が確認した場合、すべての資金を返納させる。情状が悪質、犯罪を構成したものについては法により当事者の刑事責任を追及する。

第 13 条

各区・県は『天津市専利促進と保護条例』の関連規定に基づき特別資金を手配し、専利推進業務に用いなければならない。企業、総合大学・単科大学・専門学校、大学院においても特別経費を手配し、関連奨励の規定を実行しなければならない。

第 14 条

本弁法は公布日より施行する。施行期間は 2015 年 12 月 31 日までとする。市知識産業権局が制定した元の『天津市専利資金助成弁法』（津知発〔2010〕13 号）は、同時に廃止する。

(2) 上海市專利資金助成弁法

<施行ポイント>

2012年7月1日に『上海市專利資金助成弁法』が施行され、『上海市專利資金助成弁法』(2007年3月1日施行)及び「上海市專利資金助成弁法実施細則」(2007年7月1日施行)は同時に廃止された。有効期間は2017年6月30日まで。

2012年版の『上海市專利資金助成弁法』では、專利資金助成が一般資金助成と特定資金助成に分けられ、市知識産権局が認定した專利試行拠点企業・事業単位及び專利模範企業・事業単位が展開する專利的創造、運用、保護及び管理業務に対して資金の助成(第15条)をするほか、資金助成申請者が国外專利的資金助成を申請する場合(第13条)の条項を設けるなど、特定資金助成の範囲を拡大した。

上海市專利資金助成弁法

第1章 総則

第1条

發明創造を奨励し、技術革新を促進し、革新成果を保護し、專利的創造、運用、保護及び管理能力を高め、革新型都市を建設するために、『中華人民共和國專利法』、『上海市專利保護条例』及び『国家知的財産権戦略綱要』等の法律、法規及び政策に基づき、本市の実情と結び付けて、本弁法を制定する。

第2条

專利資金助成とは、市知識産権局の部門予算に關係資金を配置し、資金助成申請者の專利出願又は專利關連活動の展開に与える資金助成を指す。

專利資金助成は、一般資金助成と特定資金助成に分けられる。

第3条

資金助成申請者とは、本市に権利付与又は登記した企業・事業単位、機關及び社会団体並びに本市の戸籍又は居住証を持つ個人を指す。

第4条

專利資金助成は、「誠実申請、一部助成、運用促進、重点突出」という原則に従う。重点的に發明專利及び戰略的新産業の專利活動を支援する。

第5条

中央財政又は市級財政の關係專利助成資金を取得したものは、重複して資金助成を申請してはならない。

第6条

市知識産権局は、專利資金助成申請の受理、審査、評議審査の組織、資金の日常管理及び使用状況の情報開示に責任を負う。市財政局は、專利助成資金の支給、資金の監督及び実績評価に責任を負う。

第2章 一般資金助成

第7条

一般資金助成とは、資金助成申請者が中国国家知識産権局、中国香港、マカオ、台湾地区及び国外関係専利審査機構に専利を出願する時の関連費用に対する資金助成を指す。

第8条

下記のいずれかの条件を満足する資金助成申請者は、資金助成を申請することができる。

- (1) 国内の発明専利出願人又は専利権者。
- (2) 国内の実用新案権者又は意匠権者。
- (3) 香港で権利付与され標準専利、マカオで権利付与された発明専利又は台湾で権利付与された発明専利（以下香港・マカオ・台湾地区専利という）の専利権者。
- (4) 中国と締結した合意書又は共同で参加した国際条約に基づき、外国に申請し、かつ権利付与された発明専利又は意匠権（以下国外専利という）の専利権者。

前項に挙げられた資金助成申請者が専利を出願する時の出願人住所は、本市の管轄区域に属しなければならない。

第9条

1件の専利につき複数の専利権者又は専利出願人がいる場合、申請者が共同で資金助成申請を提出しなければならない。かつ、専利を出願する時の第一出願人の住所が本市の管轄区域に属しなければならない。

第10条

資金助成申請者が国内発明専利について申請する資金助成の項目及び金額は、以下のとおりである。

- (1) 出願料（出願料、出願付加料、公布印刷料及び優先権主張料を含む）、専利出願が受理された後に実際に納付した金額の80%で助成する。
- (2) 実体審査料、権利付与料（専利登記料、公告印刷料及び権利付与当年度の年金を含む）、権利付与された後に実際に納付した金額で助成する。
- (3) 権利付与後の2年目、3年目の年金は、実際に納付した金額の80%で助成する。
- (4) 専利代理費、権利付与後に1件当たり2,000元以下で助成する。

国家知識産権局が関連専利費用の減納、延期納付を許可した国内発明専利は、前項の規定に従って執行する。

第11条

資金助成申請者が国内実用新案権又は意匠権の資金助成を申請する場合、出願料（出願料、出願付加料、公布印刷料及び優先権主張料を含む）と権利付与料（専利登記料、公告印刷料及び権利付与当年度の年金を含む）は権利付与後に、実用新案の場合は実際に納付した金額の50%で、意匠の場合は実際に納付した金額の60%で助成する。

国家知識産権局が関連専利費用の減納、延期納付を許可した国内実用新案権又は意匠権は、前項の規定に従って執行する。

第12条

資金助成申請者が香港・マカオ・台湾地区の専利資金助成を申請する場合、専利1件当

たりの助成金額は5,000 元を上回らない。

資金助成項目は、資金助成申請者が関係専利審査機構に納付する公定費用及び国内代理機構に支払うサービス費用である。

第 13 条

資金助成申請者が国外専利の資金助成を申請する場合、1 件の発明専利に対する資金助成は 5 つの国を超えず、国毎の助成金額は 3 万元を上回らない。1 件の意匠権に対する資金助成は 3 つの国を超えず、国毎の助成金額は 3,000 元を上回らない。

資金助成項目は、資金助成申請者が関係専利審査機構に納付する公定費用及び国内代理機構に支払うサービス費用である。

同一資金助成申請者が毎年取得する国外専利助成総額は、100 万元を上回らない。

第 14 条

市知識産権局は、資金助成申請を受理した後、国内専利及び香港・マカオ・台湾地区専利につき 15 営業日以内に、国外専利につき 30 営業日以内に助成するかどうかの決定を出す。

第 3 章 特定資金助成

第 15 条

特定資金助成とは、市知識産権局が認定した専利試行拠点企業・事業単位及び専利模範企業・事業単位が展開する専利の創造、運用、保護及び管理業務について、それらに与える資金助成を指す。

専利試行拠点企業・事業単位及び専利模範企業・事業単位の認定、管理弁法は、別途制定する。

第 16 条

資金助成申請者が取得する特定資金助成は、以下の活動に用いなければならない。

- (1) 専利管理の標準化建設。
- (2) 専利戦略の策定及び実施。
- (3) 専利データベース、警報プラットフォームの建設。
- (4) 専利の委託管理、抵当、譲渡及び許諾。
- (5) 専利人材育成。
- (6) 専利権保護。
- (7) その他専利に関する活動。

第 17 条

専利試行拠点企業・事業単位の場合、2 年の試験期間内に、1 社当たりの助成金額は 40 万元を上回らない。

専利模範企業・事業単位の場合、2 年の試験期間内に、1 社当たりの助成金額は 60 万元を上回らない。

第 18 条

認定された専利試行拠点企業・事業単位又は模範企業・事業単位が提出した専利活動計

画及び資金予算に基づき、市知識産権局は2ヵ月以内に審査決定を下す。審査に合格した場合、市財政局は資金助成総額の70%を超えない資金を前もって支給する。

専利試行拠点企業・事業単位及び専利模範企業・事業単位の期間が満了した後、市知識産権局は考査を行う。考査に合格した場合、市財政局は特定助成資金の残額を支給する。

第4章 管理及び監督

第19条

専利助成資金は所定の用途に用いなければならない。専利資金助成の規範化、安全及び効果的運営を確保するために、専利助成資金の使用は、関係部門の特別監査及び実績評価を受ける。

第20条

資金助成申請者が資金助成を申請する過程において虚偽を弄し、保留、流用等して、規定に違反して助成資金を使用した場合、期限を定めて支給した資金を取り戻し、2年以内の専利資金助成申請資格を取消すとともに、その不良記録を上海市社会信用聯合興信システムに記載するほか、法により資金助成申請者の法的責任を追及する。

第21条

委託された単位は専利出願を代理する又は関連項目を担当する過程において、虚偽を弄し、又は資金助成申請者と結託して不正を働いた場合、資金助成の取扱を停止するとともに、その不良記録を上海市社会信用聯合興信システムに記載するほか、法により当該単位の法的責任を追及する。

第22条

市知識産権局の職員が資金助成活動において職権濫用、職務怠慢し、私情にとらわれ不正を行った場合、法により関係者の法的責任を追及する。

第5章 付則

第23条

各区、県人民政府は、本地方の実情と結びつけて、本弁法を参照して、区、県の専利資金助成政策を制定し、市知識産権局に届け出なければならない。

第24条

本弁法は、市知識産権局及び市財政局が解釈に責任を負う。

第25条

本弁法は、2012年7月1日より施行し、有効期間は、2017年6月30日までとする。2007年3月1日より施行した『上海市専利資金助成弁法』（滬知局〔2007〕13号）及び2007年7月1日より施行した『上海市専利資金助成弁法実施細則』（滬知局〔2007〕16号）は、同時に廃止する。

(3) 安徽省專利發展專用資金管理弁法

<施行ポイント>

安徽省では2003年より『安徽省專利申請費用助成弁法（試行）』が施行されていたが、助成金額や助成範囲などが專利申請業務の早い發展の需要に適応できなくなったことから『安徽省專利發展專用資金管理弁法』が制定され、2010年10月1日より施行された。

安徽省專利發展專用資金管理弁法では、專利發展專用資金を設けること（第4条）が明記されたほか、助成対象及び助成の範囲が詳細に制定されている。また、助成額の基準が引き上げられている。

安徽省專利發展專用資金管理弁法

第1章 總則

第1条

知的財産権戦略を徹底実施し、我が省の專利發展專用資金（以下「專用資金」という）の自主革新に対するインセンティブ、推進作用を十分に發揮し、專利技術の轉化を促進し、更に資金管理を強化し、資金の使用効率を高めるために、本弁法を制定する。

第2条

專用資金の使用は、国家及び安徽省專利事業の發展政策を導きとし、国家の関連法律法規及び財政管理制度を遵守し、誠実申請、科学評価、公正合理、実効重視、優秀助成という原則を堅持する。

第3条

助成資金は、省級財政予算で手配し、省財政主管部門と省知的財産権主管部門が共同して管理し、省知識産権局が具体的な実施を組織する。

第4条

区を設置する市、県（市、区）は、專利發展專用資金を設け、毎年省知識産権局に專利資金の使用状況を報告し、上下連動の体制を形成して、共同して我が省の專利事業の發展を推進しなければならない。

第2章 專用資金の使用範囲

第5条

專利發展專用資金は、主に專利的創造、運用、保護及び專利に関する知的財産権の管理に用いる。

第6条

專利創造に対する資金助成とは、『中華人民共和國專利法』、『中華人民共和國專利法實施細則』等の関連規定及び国際專利協力条約等に基づき法により権利付与された下記の專利成果に対し、資金助成を行うことである。

- (1) 国内権利付与發明專利。
- (2) 外国権利付与發明專利。

第7条

専利運用に対する資金助成は、主に下記のようなものに用いる。

- (1) 専利展示、取引、情報公共サービスプラットフォームの構築及びメンテナンス、運行。
- (2) 知的財産模範、模範創立、試行拠点都市、企業、パークの関係知的財産権活動に関する体制の建設。
- (3) 専利技術転化率の高い企業・事業単位。

第8条

専利保護に対する資金助成は、主に下記のようなものに用いる。

- (1) 専利保護特別プロジェクト活動の組織及び実施。
- (2) 専利をめぐる法執行体制、部隊及び基礎条件の建設及び「5.26」プロジェクトの実施。
- (3) 知的財産権保護援助センター、12330センターの建設。
- (4) 専利法執行、警報システムの建設及びメンテナンス、運行。

第9条

専利に関する知的財産権の管理に対する資金助成は、主に下記のようなものに用いる。

- (1) 知的財産権戦略の策定及び実施並びに重大な課題に関する研究。
- (2) 知的財産権に関する対外交流、合作及び宣伝、教育。
- (3) 専利管理、代理、エンジニア育成、考課。
- (4) 専利代理機構の育成、導入、発展及び専利業務に対する奨励。
- (5) イノベーション主体の専利創造能力の育成及び激励。
- (6) 中国専利奨及び安徽省専利奨を取得したプロジェクトを奨励する。
- (7) 国家知識産権局専利局合肥代弁処の建設及び運営費用。

第3章 専利資金の資金助成基準

第10条

専利創造の資金助成基準：既に権利付与された中国発明専利の助成基準は5,000元/件、既に権利付与された国外発明専利の助成基準は2万元/件（発明専利1件あたり最高2つの国につき助成する）である。中国専利金奨及び優秀奨を取得した場合、大きく奨励を与える。

第11条

専利の創造、運用、保護及び専利に関する知的財産権の管理の他の部門に用いる専利資金助成は、省知識産権局は省財政庁と相談の上、本弁法第6条、第7条、第8条、第9条の関連規定に従って執行する。

第4章 専用資金の助成対象

第12条 専用資金の助成対象

(1) 第一出願人は本省で権利付与している企業・事業単位、機関団体、又は本省の戸籍又は本省の居住証を持つ個人、又は本省の全日制普通大学に在学する大学生又は本省で

在学している青少年学生である。

(2)本省で権利付与している企業・事業単位(外資企業及び外資支配企業を含まない)。

第5章 専用資金助成の申請条件

第13条

中国発明専利について専用資金助成を申請する場合、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 「安徽省国内発明専利専用資金助成申請表」1式2部。
- (2) 国家知識産権局の受理通知書原本及びコピー(原本は審査後に返済する)。
- (3) 国家知識産権局が発行する専利証書、専利説明書の扉及び年金、維持料等相応費用の領収書原本及びコピー(原本は審査後に返済する)。
- (4) 単位が申請する場合企業の営業ライセンス副本、事業法人又は社団法人登記証、代理人居民身分証原本及びコピー(原本は審査後に返済する)、申請文書は単位の社印を押印する。
- (5) 個人が申請する場合本人の安徽省戸籍簿又は居住証、居民身分証を提出しなければならない、他人が代理する場合、同時に代理人の居民身分証原本及びコピーを提出する(原本は審査後に返済する)。
- (6) 専利権を共有している場合、共有者の署名が必要である。

第14条

国外発明専利について専用資金助成を申請する場合、下記の資料を提出する。

- (1) 「安徽省国外発明専利専用資金助成申請表」1式2部。
- (2) 法により設立した専利代理機構が発行した国外発明専利出願料決済書及び領収書原本及びコピー(原本は審査後に返済する)。
- (3) 外国専利部門の権利付与した専利証書及び年金、維持料等相応費用の領収書の原本及びコピー(原本は審査後に返済する)。
- (4) 単位が申請する場合、企業の営業許可書副本、事業法人又は社団法人登記証、代理人居民身分証原本及びコピー(原本は審査後に返済する)、申請文書には単位の社印を押印する。
- (5) 個人が申請する場合、本人の安徽省戸籍簿又は居住証、居民身分証を提出しなければならない、他人が代理する場合、同時に代理人の居民身分証原本及びコピーを提出する(原本は審査後に返済する)。
- (6) 専利権を共有している場合、共有者の署名が必要である。
その他専用資金助成を申請する条件は別途定める。

第6章 資金助成の審査・許可及び管理

第15条

区を設置する各市知識産権局は、初歩審査単位として本行政区域内における専利助成資金の申請を受理し、初歩審査した後の資料を省知識産権局に提出して審査を受ける。省知識産権局は審査の結果を省財政庁に報告し、再審査を受ける。

専用資金助成は、財政の実際の予算で支出し、当年度に受理したがまだ助成していないものは、自動的に翌年度の助成に繰り越す。

専用資金は、現行の国庫支払弁法に従って支払う。

第16条

専利資金助成の申請者は、規定の期間内に関連手続きを行わなければならない、期間を過ぎた場合は、放棄したものとみなす。

第7章 監督と管理

第17条

省知識産権局は、専利事業の発展計画に基づいて年度資金使用計画を提出し、かつ年度専用資金使用及び実績状況に関する報告書を作成して、省科技厅、省财政厅に届け出るのに責任を負う。省财政厅は、年度専利発展専用資金予算を審査、許可し、関係部門と共同して資金の使用、管理等の状況を検査、監督するのに責任を負う。

第18条

専用資金助成を申請する単位及び個人は、真実な資料及び証拠を提出しなければならない。虚偽を弄して助成資金を騙し取った事実を発見されると、助成した資金の全額を取り戻し、かつ5年以内にその専用資金助成申請を受理しない。情状が重大である場合、『財政違法行為処罰処分条例』に従って、法により関連責任を追及する。

第8章 付則

第19条

本弁法は、省财政厅及び省科技厅が解釈に責任を負う。

第20条

本弁法は、2010年10月1日より施行する。元の『安徽省専利出願料資金助成弁法（試行）』は、同時に廃止する。

(4) 福建省專利出願資金助成弁法

<施行ポイント>

2015年までに福建省における發明專利の保有數量を2.9万件にするという目標を達成するため2012年8月31日、『福建省專利出願資金助成弁法』を公布・施行し、2008年12月に公布された『福建省專利出願助成資金管理弁法』は廃止された。

『福建省專利出願資金助成弁法』では、省級資金助成の範囲が調整されたほか、資金助成申請の審査・許可手続の簡易化などが特徴。

福建省專利出願資金助成弁法

第1条

福建省專利出願助成資金の管理、使用を規範化し、我が省の專利、特に發明專利及び外国專利の保有のレベルを引き上げ、自主イノベーション創出能力を増強し、海峡西岸経済区及びイノベーション型省の建設を促進するために、本弁法を制定する。

第2条

福建省專利出願助成資金は、省級財政予算により安排する。

專利出願助成資金は専用資金であり、それ以外に流用してはならない。年度残高を、翌年に繰り越して引き続き使用することができる。年度の專利出願助成資金が不足な場合、資金助成申請は引き続き受理し、翌年度に助成資金を交付する。

第3条（省級資金助成の対象）

第一專利権者（第一專利出願人）の住所が本省（計画単列市を含まない。以下も同様。）にある企・事業単位、機関、団体及び個人。

第4条（省級資金助成の範囲）

(1) 電子出願方式により專利出願を提出し、かつ権利付与された国内發明專利。

(2) 『專利協力条約』（PCT）により提出された国際專利出願の国際段階。

(3) 外国（地域）に出願し、かつ権利付与された發明、実用新案、意匠專利。うち、發明、実用新案專利は、事前に国家知識産権局に報告して、秘密保持審査を受け、かつ外国へ專利出願の承認を得たものでなければならない。

優先権を要求する專利出願は、先願及び後続出願が同じ国にあり、先願において專利出願資金助成を受けた場合、その後続出願には資金助成を与えない。

第5条（省級資金助成の種類と枠）

(1) 国内権利付与發明專利

権利付与される職務發明專利は、1件あたり5,000元を助成する。

権利付与される非職務發明專利は、1件あたり2,500元を助成する。

(2) PCT 国際出願の国際段階

職務出願は1件あたり5,000元を助成する。

非職務出願は1件あたり2,500元を助成する。

国から資金助成を受けた場合、資金助成を重複して与えない。

(3) 外国（地域）権利付与專利

發明專利は1件あたり2万元を助成する。

実用新案専利は1件あたり1万5,000元を助成する。

意匠専利は1件あたり1万元を助成する。

外国（地域）権利付与専利1件あたりに対する資金助成は、2ヵ国（地域）を超えない。国から資金助成を受けた場合、資金助成を重複して与えない。

第6条（国内権利付与発明専利の資金助成申請の審査・許可手続）

（1）提出しなければならない資金助成申請資料

「福建省専利資金助成申請表」（福建省知識産権局のHPwww.fjipo.gov.cnからダウンロードすることができる。）は、規範に準じて記入し、署名・調印を揃えること。

資金助成を申請する専利権者が単位の場合は、機構コード証のコピーを提供し、公印を捺印しなければならない。専利権者が個人の場合、有効な身分証明の原本とコピーを提供しなければならない。専利権者が2名以上の場合、その他の専利権者の有効な身分証明の原本とコピー、権限委任状を提供しなければならない。資金助成の申請を委託する場合は、さらに担当者の身分証の原本、コピー及び専利権者が発行した委任状を提供しなければならない。

国内権利付与発明専利の受理通知書、権利付与証書の原本とコピー。

（2）資金助成申請の受理と審査・許可

省知識産権局は、区を設ける市の知識産権局に委託して、所在する区を設ける市における国内権利付与発明専利の資金助成申請資料の受理と審査・許可に責任を負わせる。

（3）省級助成資金の交付

国内権利付与発明専利には、下記の割合によって省級資金から助成を割り当てる。

福州、泉州、漳州、莆田には30%の資金助成を割り当てる。

三明、南平、龍岩、寧徳には50%の資金助成を割り当てる。

資金助成申請者は、区を設ける市の知識産権局で助成資金受領手続を行う。

区を設ける市の知識産権局は、半年ごとに助成資金の使用状況を省知識産権局に報告し、毎年3月31日までに年度決算を行い、期限を過ぎた場合は、翌年度に繰り越して決算を行う。

第7条（PCT 国際出願の国際段階、外国（地域）権利付与専利の資金助成申請の審査・許可手続）

（1）提出しなければならない資金助成申請資料

「福建省専利資金助成申請表」（福建省知識産権局のHPwww.fjipo.gov.cnからダウンロードすることができる。）は、規範に準じて記入し、署名・調印を揃えること。

資金助成を申請する単位は、機構コード証のコピーを提供し、公印を捺印しなければならない。資金助成申請者が個人の場合、有効な身分証明の原本とコピーを提供しなければならない。専利権者（専利出願人）が2名以上の場合、その他の専利権者（専利出願人）の有効な身分証明の原本とコピー、権限委任状を提供しなければならない。資金助成の申請を委託する場合は、さらに担当者の身分証の原本、コピー及び資金助成申請者が発行した委任状を提供しなければならない。

PCT 国際出願の国際段階の資金助成を申請する際に、「所定費用の納付に関する通知書」、国家知識産権局専利局費用徴収処から発行した領収書の原本とコピーを提供しなければならない。

外国（地域）で専利を権利付与されたものの資金助成を申請する際に、外国（地域）専利査定公告初頁と権利付与証書、国家知識産権局により許可を受けた専利代理機構から発

行した領収書と勘定内訳、PCT またはその他のルートにより公式に送付された領収書または勘定内訳の原本とコピーを提供する。直接に外国に専利出願し、または関連の外国機構に国際出願を提出した発明、実用新案専利、国家知識産権局による外国への専利出願の秘密保持審査意見通知書を提供しなければならない。

(2) 資金助成申請の受理と審査・許可

省知識産権局は、PCT 国際出願の国際段階、外国（地域）権利付与専利の資金助成申請資料の受理、審査・許可に責任を負う。申請者に便宜を図るために、省知識産権局は、四半期ごとに資金助成申請の集中審査・許可を行う。審査・許可の時間はそれぞれ3月、6月、9月、12月の10日までとする。所定の時間を過ぎると、次の審査・許可の時間帯に繰り越す。

(3) 助成資金の交付

PCT 国際出願の国際段階、外国（地域）権利付与専利には、省級資金により助成を与える。資金助成申請者は、所定の時間帯に省知識産権局代弁処で助成資金交付手続を行う。

専利出願人（専利権者）が単位の場合、省知識産権局は当該単位の銀行口座に助成資金を交付する。専利出願人（専利権者）が個人の場合、省知識産権局は専利出願人（専利権者）個人の銀行口座に助成資金を交付する。

第8条

資金助成を申請する単位及び個人は、真実の資料と証憑を提供しなければならない。詐称・欺瞞があった場合、獲得した資金助成費用を返却するよう命じ、その旨を通達する。

第9条

国家知識産権局から、非正常な専利出願と認定された場合、申請者の5年以内の資金助成申請資格を取り消す。非正常な専利出願と認定される前に、申請者が資金助成を得た場合は、獲得した資金助成費用を返却するよう命じる。獲得した資金助成費用を返却しない場合、それ以降の資金助成申請資格を取り消す。

第10条

福建省専利出願助成資金は、省知識産権局が管理、交付し、省財政庁が資金の使用状況の監督、検査に責任を負う。

第11条

省知識産権局は、財政年度に応じて、福建省専利出願助成資金使用状況報告書及び年度決算報告表を省財政庁に報告送付する。

第12条

専利出願助成資金の予算実績管理を強化し、合理的な実績目標を設立し、実績評価を遅滞なく行い、かつ実績評価の結果に基づいて適時予算調整を行う。

第13条

国内権利付与発明専利、PCT 国際出願の国際段階、外国（地域）権利付与専利以外その他の専利は、第一専利権者（第一専利出願人）の住所により、各区を設ける市に、市級専利出願助成資金を設立し、現地の実態に合わせて市級専利出願資金助成政策を制定または改定し、専属管理の原則に従い、専利出願資金助成業務を積極的に行う。各区を設ける

市は、市級資金助成政策が打ち出されるまでに、『福建省専利出願助成資金管理弁法』（閩財教〔2008〕96号）に定める資金助成の種類と枠を参照して、市級資金により資金助成を与える。

第14条

本弁法は、第一専利権者（第一専利出願人）の住所が本省にある台湾・香港・マカオ同胞にも適用する。

第15条

本弁法の公布日から2012年11月30日までの期間を、新・旧弁法の移行期間とする。移行期間以内において、本弁法の公布日までに出願、権利付与された専利について、各区を設ける市の知識産権局は、『福建省専利出願助成資金管理弁法』（閩財教〔2008〕96号）に基づいて資金助成を行い、かつ2012年11月30日までに省知識産権局に報告する。期限を過ぎた場合は、受理しない。

第16条

本弁法は、公布日より施行する。公布日以降の国内権利付与発明専利、PCT国際出願の国際段階、外国（地域）権利付与専利は、本弁法の資金助成の範囲に該当する。移行期間以降、『福建省専利出願助成資金管理弁法』（閩財教〔2008〕96号）は、廃止する。

第17条

本弁法は、福建省知識産権局及び福建省財政庁が解釈について責任を負う。

福建省專利資金助成申請表

番号:

専 利 名			
専利番号（専利出願番号）		権利付与公告日	
専利権者（専利出願人）		郵便番号	
専利権者（専利出願人）の住所		電話番号	
銀行口座番号		連絡先	
口座開設銀行名		連絡先の電話番号	
資金助成申請額		金額：_____元（大字） 小字（¥_____元）	
申請人署名捺印	(単位) 捺印： _____年 月 日		(個人) 署名： _____
			身分証番号： _____年 月 日
注：上記部分は申請者が記入する（申請者欄は、申請者署名捺印欄及び銀行口座名義と完全に一致しなければならない）。			
審査部門の意見	審査した結果、当該專利資金助成申請が「福建省專利出願資金助成弁法」の規定に合致し、 _____元也（大字）の資金助成を与えることに同意した。うち、省級資金は __元、市級資金は_____元である。		上司の審査許可意見
	担当者： 部門責任者： _____年 月 日		

(5) 山東省專利發展專用資金管理弁法

<施行ポイント>

国家や省の知的財産権戦略綱要を徹底実施し、自主知的財産権の保有数量と質の引き上げを図るため、2006年より施行されていた『山東省專利發展專用資金管理暫行弁法』は廃止され、2009年1月1日より『山東省專利發展專用資金管理弁法』が施行された。

『山東省專利發展專用資金管理弁法』では、專利發展專用資金の使用範囲が明確にされたほか、国内権利付与發明專利に対する助成額の引き上げ、優れた企業や県（市、区）に対して専用資金や報奨を与えイノベーションを主体とした專利創造能力の育成と激励する（第11条）などが特徴。

山東省專利發展專用資金管理弁法

第1章 総則

第1条

国家及び省の知的財産権戦略綱要を徹底実施し、山東省專利發展專用資金（以下、「専用資金」という。）の自主イノベーション激励、推進の役割を十分に果たし、資金管理を一層強化し、資金の使用効果を向上させるために、本弁法を制定する。

第2条

専用資金の管理と使用において、国の関連法律・法規及び財政管理制度を遵守し、「公開透明、科学管理、実効重視、監督有利」という原則に基づき、財政資金の誘導、けん引の役割を十分に示さなければならない。

第3条

本弁法は、我が省内の機関団体、企・事業単位及び恒常的な居所を有する個人（計画単列市及び外資、外資持株企業を含まない）に適用する。

第4条

各市、県級財政は、現地の実態に合わせて、專利發展專用資金を設立することができ、專利的創造、運用、保護及び管理等業務の面において優先して支持を与え、上下協力連動体制を確立し、ともに我が省の專利事業が発展していくよう推進する。

第2章 専用資金の使用範囲

第5条

專利發展專用資金は、主に專利創造、專利運用、專利保護及び專利に係る知的財産権管理に対する資金援助に用いる。

第6条

專利創造に対する資金援助は、『中華人民共和国專利法』、『中華人民共和国專利法実施細則』の関連規定及び国際專利協力条約等に従い、法により獲得した專利成果に対する資金援助であり、下記のようなものを含む。

1. 国内権利付与發明專利に対する資金援助。

2. 専利協力条約（PCT）により提出する国際出願に対する資金援助。
3. 国外権利付与発明専利に対する資金援助。

第7条

専利運用に対する資金援助は、主に下記のようなものに用いる。

1. 専利情報公共サービスプラットフォームの建設と維持運営。
2. 専利に係る技術展示・取引プラットフォームの建設と維持運営。

第8条

専利保護に対する資金援助は、主に下記のようなものに用いる。

1. 専利保護特別プロジェクト活動の組織と実施。
2. 専利法執行部隊及び基礎的条件の整備。

第9条

専利に関係する知的財産権管理に対する資金援助は、主に下記のようなものに用いる。

1. 知的財産権戦略の制定、実施及び重大な課題研究。
2. 知的財産権に関する対外的交流・協力、専利に関する宣伝研修と人材養成。
3. イノベーション主体の専利創造能力の養成と激励。
4. 中国専利金賞及び山東省専利賞一等賞を獲得した案件に対する報奨。

第3章 専用資金援助の基準

第10条（専利創造）

1. 国内権利付与発明専利は、1件あたり4,000円を援助する。
2. 専利協力条約（PCT）により提出した国際出願は、PCT出願の国際段階の対応の料金徴収基準に準じ、単位、個人にはそれぞれ1件あたり1万円、4,000円を援助する。
3. 外国権利付与発明専利は、1件・1カ国あたり2万円を援助する。同じ発明創造で複数国において発明専利権を取得した場合は、最大5カ国について資金援助を与える。

第11条（専利に関係する知的財産権管理）

1. 全省の企業、科学研究機構、高等教育機関の中から優れたものを毎年、15を選定して、それぞれ10万円の専用資金を与えて支持する。具体的な管理方法は、省知識産権局が省財政庁と共同して別途制定する。
2. 中国専利金賞及び山東省専利賞一等賞を獲得した案件には、それぞれ10万円、3万円の報奨を与える。
3. 専利出願の質及び出願件数を向上させることを前提に、当年の専利出願件数や専利出願件数増加幅、出願件数に占める発明専利の割合が全省のトップ3になった市及びトップ5になった県（市、区）には、それぞれ10万円、5万円の報奨を与える。同時に複数の報奨条件に合致する同じ市、県には、重複して報奨しない。

第12条

専利運用、専利保護及び専利に関係する知的財産権管理その他の部分に対する専用資金援助基準は、省知識産権局が下達した年度資金使用計画と条件に従って実行する。

第 13 条

毎年、専利創造に用いる資金は、通常、年度専利発展専用資金の 60%を下回らない。

第 4 章 専用資金申請と審査許可

第 14 条

専利創造援助資金を申請する際に、「山東省専利援助資金申告表」（一通）を記入しなければならない。単位は機構コード及び法人証明を提供し、個人は身分証明を提供し、かつ下記の資料をそれぞれ提供しなければならない。

1. 国内権利付与発明専利証書。
2. 外国権利付与発明専利証書。
3. 国家知識産権局が受理官庁として発行した PCT 国際出願日、出願番号受理通知書及び料金納付通知、料金納付証明。

上記の援助資金申請は、権利付与証書または PCT 出願料金納付通知を受領した後 3 ヶ月以内に提出しなければならない。既に省級発明専利出願及び実体審査段階に対する資金援助を受けた場合は、資金援助基準額から対応額を控除しなければならない。専利創造援助資金の申請は、省知識産権局が受理及び審査許可に責任を負う。

第 15 条

イノベーション主体の専利創造能力の養成と激励に対する援助資金を申請する際に、申告単位が申請を提出し、市知識産権局が市財政局と共同して優れたものを選出し、共同して報告する。省知識産権局が統合して受理し、省財政局と共同して専門家を組織して審査を行う。省財政局は審査の状況に応じて統括的に考慮し、遅滞なく経費予算を下達する。

第 16 条

第 11 条に記載した報奨事項について、省知識産権局が国家知識産権局及び省統計部門から提供されたデータ情報に準じ、公開・公平・公正の原則に基づき、具体的に組織し実行する。

第 5 章 専用資金監督と管理

第 17 条

省知識産権局は、専利事業発展計画に基づき、年度資金使用計画を提出し、かつ年度専用資金使用及び効果状況報告を作成し、省財政局に届け出る責任を負う。省財政局は、年度専利発展専用資金予算の審査許可に責任を負い、かつ関連部門と共同して資金使用、管理等の状況について検査、監督を行う。

第 18 条

専用資金の援助、支持を受けた単位は、専用資金の管理を強化し、資金流用を防ぎ、単独計算とし、最大の効果を果たすよう保障しなければならない。

第 19 条

専用資金援助を申請する単位及び個人は、真実の資料と証憑を提供しなければならない。詐称・欺瞞の手段で援助資金を騙し取った場合は、一旦発見されれば、援助した資金を全

額取り戻す。情状が重大な場合は、『財政違法行為処罰処分条例』に基づき、法により関係責任を追及する。

第 6 章 付則

第 20 条

本弁法は、省財政庁、省知識産権局が解釈する責任を負う。

第 21 条

本弁法は、2009 年 1 月 1 日より施行する。元の『山東省専利発展専用資金管理暫行弁法』（魯財教〔2006〕23 号）は、同時に廃止する。

(6) 湖南省專利資金援助弁法

<施行ポイント>

知的財産権保護の強化や自主イノベーション創出及び経済・社会の発展を促進するため、2007年より施行されていた『湖南省專利資金援助申請弁法（試行）』を廃止し、『湖南省專利資金援助弁法』を制定し、2011年11月25日より施行された。『湖南省專利資金援助弁法』では資金援助基準の引き上げのほか、優れた企業などに対する報奨と補助制度（第8条）が盛り込まれた。

湖南省專利資金援助弁法

第1条

『湖南省專利条例』及び『湖南省知的財産権戦略実施綱要』に基づき、知的財産権保護を強化し、企・事業単位、発明者がイノベーション成果を專利出願して保護を受けるよう奨励し、自主イノベーション創出及び経済・社会の発展を促進するために、湖南省人民政府は專利援助専用資金を設立し、科学的に規範化し、合理的に專利援助専用資金を使用するよう、本弁法を制定する。

第2条（資金援助の対象）

資金援助の対象は、本省の管轄区内の住所により專利を出願する企・事業単位または個人とする。

第3条（資金援助の原則）

(1) 專利への資金援助は政府による誘導、イノベーション奨励、転化促進という原則に準ずる。

(2) 專利への資金援助は公平・公開・公正、自主出願、流用厳禁という原則に準ずる。

(3) 專利への資金援助は分類指導、重点突出、報奨・補助の融合という原則に準ずる。

第4条（資金援助の申請条件）

(1) 国内專利を出願し、既に権利付与されたこと。

(2) 直接に外国專利を出願し、または PCT 方式により外国專利を出願し、既に国際的專利機関または関係の国家專利行政部門によって受理されたこと。

專利権者は、国内專利権を取得し、または PCT 出願に関する証明を取得し、国家段階に移行された後1年以内に、資金援助申請を提出しなければならない。

第5条（資金援助申請において提供しなければならない資料）

(1) 湖南省專利資金援助申請表（付属書を参照）は、湖南省知識産権局の HP からダウンロードし、または省、市(州)知識産権局から取得することができる。

(2) 国内專利の場合は、專利證書のコピーを提供し、かつ原本を提示してチェックを受けなければならない。

(3) 直接に外国專利を出願し、または PCT 方式により外国專利を出願した場合は、国際的專利機関または関係の国家專利行政部門による関係証明（例えば、取得した受理通知、料金領収証、権利付与証書など）のコピーを提供し、かつ原本を提示してチェックを受けなければならない。

(4) 職務発明の場合は、単位の紹介状、企業の営業許可証または事業法人登記証、ま

たは社会団体法人登記証、組織機構コード証及び担当者の身分証のコピーを提供し、かつ原本を提供してチェックを受けなければならない。非職務発明の場合は、本人の有効な身分証明のコピーを提示し、かつ原本を提供してチェックを受けなければならない。他人が代行して受け取る場合は、専利権者による資金援助事務の代行委任状、代行して受け取る者の有効な身分証明を提供しなければならない。

(5) 専利権者が2名または2名以上の場合、共有専利権者全員の対応した身分証明及び資金援助申告事務の代行委任状を提供しなければならない。

(6) 資金援助管理部門において提示する必要があると認められたその他の証明資料

第6条（資金援助の基準）

(1) 国内専利：職務発明専利は1件あたり3,000元を援助し、実用新案、意匠専利は1件あたり400元を援助する。非職務専利の資金援助基準は、職務専利の資金援助基準の50%の援助を与える。

(2) 外国専利：PCT方式により出願し、国際段階に移行された場合は、1件あたり100万円を援助する。欧・米・日国家段階に移行された場合は、専利出願1件あたりに100万円を援助し、1件あたりの外国専利に対する資金援助総額は500万円を超えない。非職務外国専利は上記金額の50%の資金援助を与える。国から資金援助を受けた案件には、この資金による援助を重複して与えない。

第7条（資金援助申請の受理、確認及び資金の交付）

(1) 各市（州）知識産権局は、専属管理の原則に従い、毎年8月10日までに、各市（州）で受理した資金援助申請案件の初歩審査を行った後、省知識産権局に報告する。省直属及び長沙に所在の中央の単位の資金援助案件は、直接省知識産権局に報告する。省知識産権局は、全省の専利援助用資金の申請受理に責任を負い、省知識産権局及び省財政庁の共同審査を経て、毎年8月20日までに、条件に合致する案件を当年度の「湖南専利資金援助案件明細表」にまとめて、湖南省知識産権局のHPにおいてこれを公告する。公告して異議がないものは、資金援助案件として確認する。

(2) 専用援助資金は、省財政により統合手配し、省知識産権局が毎年9月1日までに省財政に資金報告を提出し、省財政において、審査決定された専利資金援助案件に基づき手配する。省知識産権局は、権利付与・支払方式により資金を交付する。具体的な作業は、「湖南省専利援助用資金拠出業務細則」に基づいて実行する。省知識産権局は、専利援助用資金台帳を別途設立し、単独計算とし、資金流用を防止しなければならない。

第8条（専利の報奨と補助）

知的財産権の創造・運用・保護・管理を強化するために、『湖南省戦略的新興産業育成発展加速報奨細則』（湘経信投資〔2011〕535号）の規定に基づいて、2011年から中国専利金賞を新たに受賞した戦略的新興産業発明専利、かつ省内においてこれを転化した企業には100万円の案件補助資金を按排し、中国専利優秀賞を新たに受賞した戦略的新興産業発明専利、かつ省内においてこれを転化した企業には50万円の案件補助資金を按排する。さらに、専利資金援助業務の展開促進のために、下記の状況に対して報奨と補助を与え、専ら専利資金援助に用いる。

(1) 省本級では、毎年専利賞として一等賞、二等賞、三等賞を設立する。報奨基準は、一等賞60万元、二等賞30万元、三等賞10万元とし、1期ごとには一等賞は5件以下、二等賞は10件以下、三等賞は20件以下とする。

(2) 当年の専利権付与総件数が全省ランキングのトップ6になった企業に補助を与える。1位は5万元、2位は4万元、3位は3万元、4位は2万元、5～6位はそれぞれ1万元とする。

(3) 当年の専利権付与総件数がランキングのトップ3になった高等教育機関、科学研究所にそれぞれ補助を与える。1位は6万元、2位は5万元、3位は4万元とする。

(4) 当年の専利資金援助業務において成績が目立つ市(州)に適宜補助を与える。

第9条 (監督と管理)

(1) 各地では、現地の実態に応じて、専利資金援助業務体制を確立し、専利資金援助業務を積極的に推進しなければならない。

(2) 各級の知識産権局は、自地域での資金援助案件申告作業を真剣に整え、厳格にチェックしなければならない。あらゆる単位及び個人が専利援助用資金を騙し取ることを厳禁する。省知識産権局及び省財政庁は、援助用資金の抛出状況を監督検査し、社会的監督を受けなければならない。

第10条 (責任追及)

資金援助を受ける専利権者は、関係資料を事実のとおり提出しなければならない。虚偽の資料を提供し、または同一の案件について重複申請をした者は、一旦発見されれば、援助金を全額取り戻し、3年以内にその資金援助申請を受理しないものとする。

第11条

本弁法は、省知識産権局、省財政庁が解釈する責任を負う。

第12条

本弁法は、公布の日より施行する。元の『湖南省専利資金援助申請弁法(試行)』(湘知〔2007〕34号)は、同時に廃止する。

(7) 広西チワン族自治区専利出願資金助成及び報奨の暫定弁法

<施行ポイント>

広西チワン族自治区では2010年4月に『広西チワン族自治区専利出願資金助成及び報奨の暫定弁法』が施行され、自治区知識産権局が2008年に改訂した『広西チワン族自治区専利出願助成及び報奨暫行弁法』が廃止された。その後2011年12月には『全区で全民発明創造活動を展開する事に関する広西チワン族人民政府の決定』が、2012年1月には『広西発明専利倍增計画』が公布され、発明専利の倍增計画が実施された。こうした中、2012年2月20日には『「専利出願資金助成及び報奨の暫定弁法」補足規定』が公布され、専利出願資金助成の範囲や基準等について明確にされた。

【補足規定（2012年2月20日）】

第1条

専利資金助成の範囲拡大：有効発明専利の一部年金の助成を増加する

第2条（資金助成の条件）

助成の申請をする有効発明専利は、市場開発の見込みを有していなければならない、譲渡により取得したものではなく、専利権を授与された年から6年以内のものでなければならない。かつ当該専利の専利権利者は下記状況のうち一つに該当していなければならない。

- (1) 高等教育機関、科学研究機構、機関団体。
- (2) 年収が2万5,000元を下回る個人。
- (3) 当該専利を実施しておらず、年金の納付が困難である企業。

第3条（資金助成の基準）

職務発明の資金助成は当年納付年金の70%とする。非職務発明の資金助成は当年納付年金の85%とする。当年年金について国家知識産権局よりすでに軽減された場合は資金の助成は行わない。

第4条

資金助成を申請する単位又は個人は必ず下記資料を提出しなければならない。

- (1) 専利年金助成申請表。
- (2) 国家知識産権局が発行した専利年金徴収の証拠。
- (3) 専利証書又は専利登記簿の写し。
- (4) 申請人が企業の場合、さらに所在市の知識産権局又は主管部門が発行した経済困難証明を提出しなければならない。
- (5) 申請人が個人の場合、さらに年収証明又は国家知識産権局が発行した申請人が当該専利を申請した『費用軽減審査批准通知書』を提出しなければならない。

第5条

本補足規定は公布の日より施行する。

広西チワン族自治区専利出願資金助成及び報奨の暫定弁法（2010年4月23日）

第1条

知的財産権戦略を積極的に実施し、発明創造を奨励し、技術イノベーションを激励し、優位産業及び重点的な技術分野においてより多くの自主的知的財産権が築かれるよう支持し、広西の専利、特に発明専利の件数と質を高め、企業の市場競争力を増強し、広西における科学技術、経済・社会の継続かつ安定的な発展を促進するために、本弁法を制定する。

第2条

自治区における専利出願資金助成及び報奨経費の財源は、自治区財政予算からの拠出金である。

第3条（資金助成及び報奨の対象）

資金助成の対象：我が区の産業発展の方向に合致し、明らかな技術イノベーションの特徴及び応用市場の潜在的な見通しを有する専利案件、かつ専利出願の第一出願人が広西行政管轄区内にある法人、または常時居住地が広西行政管轄区内にある個人であること。

報奨対象：権利付与された発明専利、かつ第一専利権者が広西行政管轄区内にある法人、または常時居住地が広西行政管轄区内にある個人であること。専利出願業務において明らかな成績を上げ、かつ報奨条件に合致する関連の市、県専利行政管理部門及び企業、高等教育機構、科学研究機構など。

第4条（資金助成の範囲）

(1) 国家知識産権局専利局南寧代弁処が受理し、かつ下記の範囲のいずれかに合致する国内専利出願の出願料、一部の実体審査料と専利代理費（専利出願の付加費を含まない）に対して、資金を助成する。

1. 国家専利局の予備審査に合格した発明専利出願。
2. 国または自治区の知的財産権（専利）業務試験拠点である企・事業単位による実用新案・意匠専利出願。
3. 経済的収入のない学生による実用新案専利出願。

(2) 国外への専利出願の一部の出願料に対して資金を助成する。国外への専利出願のうち、保護類型が中国発明専利と同一の専利出願に重点を置いて、資金を助成する。

第5条（報奨の範囲）

- (1) 国内外で権利付与された発明専利。
- (2) 中国専利賞を受賞した案件。
- (3) 毎年の専利出願総件数及び発明専利出願件数が全区当年のランキングのトップ3位になった企業。

(4) 毎年の発明専利出願件数が全区当年のランキングのトップ3位になった高等教育機構、科学研究機構並びにその他の事業単位。

(5) 毎年の専利出願総件数及び年間専利出願件数伸び率が全区当年のランキングのトップ3位になった地級市の専利行政管理部門。

(6) 毎年の専利出願総件数が全区当年のランキングのトップ3位になった県（市）専利行政管理部門。

第6条（資金助成と報奨の条件）

資金助成を申請する専利出願または報奨を申請する専利は、下記の条件に合致しなければならない。

(1) バイオ・医薬、新素材、現代農業、電子情報、新エネ・再生可能エネルギー、先進製造、先進的な環境保全と資源の総合利用、海洋資源開発、製糖など、広西において優先して発展させるハイテク分野、優位産業、重点的な技術分野に属する発明創造。

(2) 専利出願権の所属または専利権の所属が明確であること。

(3) 発明専利権利付与への報奨を申請するには、国により発行された関連の専利証書を既に取得していなければならない。職務発明に属する場合、在籍単位は既に専利法実施細則の規定に従い発明者または考案者を報奨していなければならない。

(4) 広西にある市において既に資金助成を受けた専利出願、または広西にある市において既に報奨を受けた専利には、重複して資金助成または報奨を与えない。

(5) 既に国の関連部門から資金助成を受けた国外へ出願する専利には、重複して資金助成を与えない。

(6) 同じ年度に資金を助成する同じ単位による専利出願は通常 15 件を超えず、同じ個人の場合は通常 3 件を超えない。同じ年度に報奨する同じ単位による国内権利付与発明専利は通常 15 件を超えず、国外権利付与発明専利は通常 3 件を超えない。同じ年度に報奨する同じ個人による国内権利付与発明専利は通常 3 件を超えず、国外権利付与発明専利は通常 2 件を超えない。国及び自治区の知的財産権試行拠点モデル単位に対する資金助成と報奨は、この項に制限されない。

(7) 当年の専利出願に対する資金助成及び権利付与に対する報奨は、原則的に当年において申請しなければならず、資金助成の申請及び報奨の処理期限は翌年 6 月末まで延長することができる。

第7条（資金助成の基準）

(1) 国内専利出願の出願料及び実体審査料。個人で出願する場合、国家知識産権局による専利費用延期納付弁済の規定により延期納付した金額をもって資金を助成する。単位で出願する場合、出願料及び実体審査料には、専利費用延期納付弁済の規定により延期納付した後に、実際発生額をもって資金を助成する。延期納付の条件に合致せず、延期納付できない場合に、出願料には実際発生額をもって資金を助成する。実体審査料には 1 件あたり 1,800 元を助成する。

(2) 専利代理機構に代理委託し、かつ国家知識産権局専利局南寧代弁処を経由して提出される国内専利出願の場合、発明専利出願 1 件あたりに代理費 1,000 元、実用新案専利出願 1 件あたりに代理費 500 元、意匠専利出願 1 件あたりに代理費 300 元を助成する。

(3) 国外へ出願する専利は、1 件あたり出願料 5,000 元を助成する。同じ専利出願には一回のみ資金助成する。

第8条（報奨の基準）

(1) 国内で権利付与された発明専利には、専利権者が単位の場合は 1 件あたり 2,000 元、個人の場合は 1 件あたり 1,000 元を報奨する。

(2) 国外で権利付与された発明専利には、1 件あたり 1 万元を報奨する。同じ専利案件には一回のみ資金助成する。

(3) 中国専利賞金賞受賞案件には、1 案件あたり 3 万元を報奨し、中国専利賞優秀賞

受賞案件には、1 案件あたり 1 万円を報奨する。

(4) 全区の企業における専利出願総件数の当年ランキングのトップ 3 位企業には、それぞれ 2 万円、1 万 5,000 元、1 万円を報奨する。全区の企業における発明専利出願件数の当年ランキングのトップ 3 位には、それぞれ 2 万円、1 万 5,000 元、1 万円を報奨する。

(5) 全区の事業単位（体制転換院・所を含む）における発明専利出願件数の当年ランキングのトップ 3 位になった高等教育機関、科学研究機構並びにその他の事業単位には、それぞれ 2 万円、1 万 5,000 元、1 万円を報奨する。

(6) 全区における専利出願総件数の当年ランキングのトップ 3 位になった地級市には、それぞれ 3 万円、2 万 5,000 元、2 万円を報奨する。全区における年間の専利出願伸び率ランキングのトップ 3 位になった場合、それぞれ 1 万 5,000 元、1 万 2,000 元、1 万円を報奨する。

(7) 全区における専利出願総件数の当年ランキングのトップ 3 位になった県（市）には、それぞれ 1 万 2,000 元、1 万円、8,000 元を報奨する。

第 9 条

資金助成を申請する単位及び個人は、下記の資料を提出しなければならない。

(1) 広西チワン族自治区専利出願費用助成申請表。

(2) 国内出願の場合、国家知識産権局専利局南寧代弁処から出した受理通知書とそのコピーを提出する。国外へ出願の場合は、当該国（地域）の受理通知書とそのコピーを提出する。

(3) 国内出願の場合、国家知識産権局専利局南寧代弁処から発行した専利料金受領証を提出する。国外へ出願の場合は、当該国（地域）の専利審査機構の領収書等の有効な料金納付の証憑を提出する（出願人が個人の場合は、証憑の原本とそのコピーを提出しなければならない。出願人が単位であり、かつ証憑の原本の実費請求と記帳が済んだ場合は、単位で発行した証明に財務印を捺印したもの並びに証憑のコピーを提出しなければならない）。

(4) 発明専利実体審査料の助成を申請する際、国家専利局から発行された予備審査合格通知書とそのコピーを同時に提出しなければならない。

(5) 専利代理費の助成を申請する際、専利代理委任状、代理機構から発行された領収書とそのコピーを提出しなければならない。

(6) 当該専利出願の願書及び明細書の要約。図面がある場合は、選択図を提出する。国外へ出願の場合は中国語の専利出願書類を提出しなければならない。

(7) 専利出願人が単位の場合は、単位の営業許可証または事業法人登記証、社団法人登記証副本のコピー、委託処理証明、担当者の身分証とそのコピーを提出しなければならない。

専利出願人が個人の場合は、出願人の身分証または居民戸籍簿または常時居住地証明書類とそのコピーを提示しなければならない。

専利出願人が学生の場合は、学生である身分証明とそのコピーを提出しなければならない。

他人に代行を委託した場合には、上記資料のほか、委任状及び被委託人の身分証とそのコピーを提出しなければならない。

第 10 条

報奨を申請する単位及び個人は、下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 広西チワン族自治区発明専利権利付与報奨申請表。
- (2) 専利証書とそのコピー。
- (3) 職務発明に属する場合、既に発明者または考案者を報奨したことの証明を提出しなければならない。
- (4) 当該専利権利付与査定説明書第一ページのコピー。
- (5) 専利権者が単位の場合は、単位の営業許可証または事業法人登記証、社団法人登記証副本のコピー、委託処理証明、担当者の身分証とそのコピーを提出しなければならない。

専利権者が個人の場合は、本人の身分証または居民戸籍簿または常時居住地証明書類とそのコピーを提示しなければならない。

他人に処理を委託した場合には、上記資料のほか、委任状及び被委託人の身分証とそのコピーを提出しなければならない。

第 11 条（資金助成及び報奨の手続）

(1) 申請。申請者が自治区知識産権局に、専利出願費用助成申請表または発明専利権利付与報奨申請表を提出し、かつ所要資料を提出する。

(2) 受理及び審査・許可。自治区知識産権局が受理、審査・許可に責任を負い、資金助成または報奨の条件に合致する単位及び個人に、受領通知を出す。

(3) 受領。申請者が受領通知にある日時、場所と条件に応じて受領手続を行う。

第 12 条（資金助成及び報奨の管理）

資金助成及び報奨経費は当年の関係部門により許可された枠を限度に専用することとし、それ以外の目的に流用してはならない。当年の資金助成及び報奨経費の残金がある場合は、自治区財政庁による資金残高管理に関する規定に従って実行する。

自治区知識産権局は、資金助成した専利出願及び報奨を与えた専利のフォローと集計に責任を負う。資金助成または報奨を獲得した単位や個人は、資金助成または報奨を受けた3年以内には、資金助成と報奨の効果並びに専利の実施状況を知り、把握するよう、毎年の年末に専利権利付与及び実施状況に関する概略説明を提供しなければならない。

第 13 条（資金助成及び報奨経費の使用）

専利出願資金助成と報奨経費は、専ら自単位の専利業務の推進、並びに関係の専利出願人に対する資金助成及び専利権者に対する報奨に用いなければならない。市、県並びに高等教育機関、科学研究機構等の単位に対する報奨経費は個人への報奨に用いてはならない。専利出願資金助成及び報奨経費は専用化しなければならない。経費管理、使用単位は財政、監査等部門の監督を自主的に受け入れなければならない。あらゆる単位と個人は如何なる理由と方法によっても留保、独占、流用をしてはならない。

第 14 条（違反時処理）

資金助成、報奨を申請する単位や個人は、真実の資料と証憑を提供しなければならない。詐称・欺瞞があった場合、一旦発見されれば、既に与えた助成、報奨資金を全額取り戻し、かつ法により責任を追及する。

専利代理機構は詐称・欺瞞を行ってはならない。違反者が発見された場合は、情状の軽重に応じて厳正に処理する。

第 15 条

本弁法は、発表の日より施行する。自治区知識産権局が 2008 年に改訂した『広西チワン族自治区専利出願助成及び報奨暫行弁法』は、同時に廃止する。

第 16 条

本弁法は、自治区知識産権局、自治区財政庁が解釈について責任を負う。

(8) 海南省専利出願資金助成弁法補足規定

<施行ポイント>

2008年5月1日より施行された『海南省専利出願資金助成弁法』の補足規定として2009年8月1日より施行されたもの。

海南省専利出願資金助成弁法補足規定

一. 我が省の企・事業単位及び個人が国（境）外へ専利（PCT 出願を含む）を出願するよう奨励し、我が省の自主的知的財産権の国際競争力を引き上げ、我が省の科学技術、経済・社会が良くて速く発展するよう推進するために、我が省の実態に合わせて、「海南省専利出願資金助成弁法」（以下、「弁法」という。）をもとに、国（境）外への専利出願の資金助成を増設し、本補足規定を制定する。

二. 資金助成の対象は、当省の管轄区内にある企・事業単位、機関、団体と個人とする。

三. 資金助成の条件

1. PCT、国（境）外へ出願する発明・実用新案専利。
2. 専利出願受理日から一年以内に資金助成申請を提出する。期限を過ぎた場合は、受理しない。

四. 資金助成の基準

発明専利出願は、1件あたり一括に1万元を助成し、実用新案専利出願は、1件あたり一括に5,000元を助成する。

五. 下記の状況のいずれかに該当する者には、資金助成を与えない。

1. 本弁法の規定に合致しない場合。
2. 専利権に係る争いがある場合。
3. 各級の政府部門から同類の性質を有する資金助成を得た場合。
4. 同一の単位または個人が、内容が明らかに同じである複数件の専利出願をした場合、もしくは他人に内容が明らかに同じである複数件の専利出願をするよう指図した場合。
5. 明らかに従来技術、もしくは従来設計の盗作である専利を出願し、または他人に明らかに従来技術、もしくは従来設計の盗作である専利を出願するよう指図した場合。
6. その他関連規定により、資金助成を与えない場合。

六. 資金助成申請の際に提供しなければならない資料

1. 海南省専利資金助成申請表（PCT、国（境）外への専利出願）。
2. 国際出願番号及び国際出願日通知書。
3. 関係費用納付領収書（専利代理費、出願費、国家段階移行の費用）。
4. 申請者が個人の場合、身分証または当省居住証を提出する。
5. 申請者が単位の場合、営業許可証副本、事業法人登記証または社団登記証副本、単位委任状及び担当者の身分証を提出する。

上記の申請資料は、海南専利申請表と委任状を除いて、コピーを提出する。処理時には

対応の原本を提示してチェックを受けなければならない。提出する申請資料は1式2部作成し、統一してA4紙で印刷しまたはコピーして、順番に綴じる。

七. 本規定は、2009年8月1日より施行する。

八. 本規定は、海南省知識産権局が解釈について責任を負う。

(9) 雲南省專利出願費用及び年金の資金助成暫定弁法

<修正ポイント>

2004年7月22日より施行された『雲南省專利出願費用及び年金の資金助成暫定弁法』は、『国家知的財産権戦略綱要』を徹底的に実行し、イノベーション型雲南省の建設計画の目標任務を実現させるため、發明專利の助成額の引き上げや資金助成手続の簡素化について修正され、2009年4月6日より施行された。

【条文の修正】

改正前	改正後
<p>第7条 (資金助成の限度額) …</p> <p>1. 職務發明。發明專利出願は270元/件、權利付与された發明專利は1,270元/件、實用新案權は530元/件、意匠は380元/件である。</p> <p>2. 非職務發明。發明專利出願は135元/件、權利付与された發明專利は760元/件、實用新案權は365元/件、意匠權は215元/件である。</p> <p>(2) 專利出願と維持費用が国家知識産權局の免除を受けていない場合、資金助成限度額は實際納付費用の50%を超えない。…</p>	<p>「1,570元/件」に引き上げ</p> <p>「1,060元/件」に引き上げ</p> <p>(2) 專利出願と維持費用が国家知識産權局の減納、延期納付を適用していない場合、專利1件あたりの資金助成限度額は實際納付費用の50%を超えない。</p>
<p>第8条 <u>雲南省知識産權局は、專利活動專用經費の使用状況に基づき、当年度の資金助成総額を確定し、資金助成計画を制定し…</u></p>	<p>雲南省知識産權局は、<u>当年度の專利活動專用經費限度額及び雲南省の産業發展目標に基づき、当年度の資金助成総額及びプロジェクト件数を決定し…</u></p>
<p>第11条 (処理手続)</p> <p>(1) 属地管理の原則に照らし、単位又は個人は所在地の州(市)知識産權局へ資金助成申請を提出し、第9条の規定に従って申請資料を提出し、關係證書の原本を提出して審査を受ける。</p> <p>(2) 各州(市)の知識産權局は本弁法の関連規定に従い、申請資料の審査を行い、初心意見を提出する上、各四半期の最後の月</p>	<p>(1) 衆に便宜を与え、効率を高め、資金助成の手続を簡素化するために、昆明地区の專利出願助成の場合、単位又は個人は直接に雲南省知識産權局に資金助成申請を提出し、第9条の規定に従って申請資料を提出し、關係證書の原本を提出して審査を受ける。雲南省知識産權局は審査、許可した後に支給する。</p> <p>(2) その他の州(市)の專利出願助成の場合、属地管理の原則により、単位又は個人は所在州(市)の知識産權局に資金助成申</p>

<p>の 15 日から 25 日までに雲南省知識産権局に報告しなければならない。</p> <p>(3) 雲南省知識産権局は申請資料を受領する締切日から 30 営業日以内に、申請プロジェクトに対し審査、許可を行い、助成を許可したプロジェクトを公告する。</p> <p>(4) 各州（市）の知識産権局は広告に基づき、『雲南省専利出願料及び年金の資金助成通知書』を発行し、資金助成を取得する単位及び個人に関連の財務手続をするよう通知する。</p>	<p>請を提出し、第 9 条の規定に従って申請資料を提出し、関係証書の原本を提出して審査を受ける。</p> <p>(3) その他の州（市）の知識産権局は本弁法の関連規定に従い、申請資料に対し審査を行い、初審意見を提出する上、各四半期の最後の月の 15 日から 25 日までに雲南省知識産権局に報告する。</p> <p>(4) 雲南省知識産権局は申請資料を受領する締切日から 30 営業日以内に、申請プロジェクトに対し審査、許可を行い、助成を許可したプロジェクトを公告する。</p> <p>(5) その他の州（市）の知識産権局は審査・許可通知に基づき、「雲南省専利出願料及び年金の資金助成通知書」を発行し、資金助成を取得する単位及び個人に関連の財務手続をするよう通知する。</p>
--	---

雲南省専利出願費用及び年金の資金助成暫定弁法

第 1 条

発明創造を奨励し、技術革新を激励し、専利戦略を実施し、我が省における優位的産業及び重点的技術分野の自主知的財産権の取得と保護を扶助、リードし、専利の数量と品質を高め、ハイテク技術産業の形成と発展を推進するために、雲南省専利出願及び維持の資金助成専用経費を設ける。当該経費を上手く管理するために、本弁法を制定する。

第 2 条

資金助成経費の出所は、省級財政が手配する専利活動専用経費である。

第 3 条

我が省の産業発展方向に合致し、顕著な技術革新特徴及び潜在の市場応用見通しを有する専利プロジェクトであり、かつ専利出願の第一出願人が我が省の行政管轄区域内の法人資格を有する単位又は住所を持つ個人である場合、いずれも本弁法により資金助成を申請することができる。

第 4 条

資金助成の費用範囲は、出願専利に関する出願料、実体審査料、専利登記料及び権利付与年度の年金である。

第5条

資金助成を申請するプロジェクトは、以下の条件に合致しなければならない。

(1) 当年度1月1日から12月31日まで、国内発明専利出願は既に受理され、発明、実用新案、意匠は既に権利付与された、国外専利は既に権利付与され、かつ関連費用を納付した。期日の確定は、受理又は権利付与通知書の日付に準ずる。

(2) 専利出願権又は専利権の帰属に関する紛争がない。

第6条

下記いずれかの条件を具備する場合、優先的に資金助成を取得することができる。

(1) 優位的産業及び重点的技術分野における重大な発明創造、特にハイテク分野における実施効果が顕著であるオリジナル発明専利。

(2) 国家又は本省が重点的に扶助する企業・事業単位の完成した職務発明創造。

(3) 経済上確かに困難がある単位又は個人の完成した発明創造、かつ新規性、創造性及び実用性が比較的際立っている。

第7条（資金助成の限度額）

(1) 専利出願と維持費用が国家知識産権局の減納、延期納付を適用している場合、下記の基準で資金助成を与える。

1. 職務発明。発明専利出願は270元/件、権利付与された発明専利は1,570元/件、実用新案権は530元/件、意匠は380元/件である。

2. 非職務発明。発明専利出願は135元/件、権利付与された発明専利は1,060元/件、実用新案権は365元/件、意匠権は215元/件である。

(2) 専利出願と維持費用が国家知識産権局の減納、延期納付を適用していない場合、専利1件あたりの資金助成限度額は実際納付費用の50%を超えない。

(3) 権利付与された国外専利に対し1回限りの資金助成を実施し、同一専利に対する助成限度額は3万元を超えない。

第8条

雲南省知識産権局は、当年度の専利活動専用経費限度額及び雲南省の産業発展目標に基づき、当年度の資金助成総額及びプロジェクト件数を決定し、助成経費の管理及び資金助成申請の受理、審査及び許可に責任を負い、かつ資金助成を受けたプロジェクトに対し監督、検査を行う。

第9条

資金助成を申請する単位及び個人は、下記の資料を提出しなければならない。

(1) 「雲南省専利出願料及び年金の資金助成申請表」

(2) 発明専利出願プロジェクト及び専利出願及び維持費用が国家知識産権局の減納、延期納付を適用していないプロジェクトの場合、専利出願受理通知書、費用納付領収書の原本及びコピーを提出する。

(3) 既に権利付与された発明、実用新案、意匠プロジェクトの場合、専利証書原本及びコピーを提出する。

(4) 既に権利付与された国外専利プロジェクトは、国家の許可した渉外専利代理機構の発行する国外専利出願費用決済勘定書、領収書並びに専利証書の原本及びコピー。

(5) 申請者が単位である場合、初めて資金助成申請を提出する申請資料として、企業

の営業許可書又は事業法人登記証、社団法人登記証副本コピーを提出しなければならず、申請者が個人である場合、身分証明書または居民戸籍簿のコピーを提出しなければならない。

(6) 申請者に提出を求めたその他の資料。

上記資料の原本は確かめられた後、申請者に返済する。

第 10 条

第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 9 条の規定に合致せず、又は地方政府、そのたの部門の同種類資金助成を受けた場合、受理しない。

第 11 条 (処理手続)

(1) 公衆に便宜を与え、効率を高め、資金助成の手続を簡素化するために、昆明地区の専利出願助成の場合、単位又は個人は直接に雲南省知識産権局に資金助成申請を提出し、第 9 条の規定に従って申請資料を提出し、関係証書の原本を提出して審査を受ける。雲南省知識産権局は審査、許可した後に支給する。

(2) その他の州 (市) の専利出願助成の場合、属地管理の原則により、単位又は個人は所在州 (市) の知識産権局に資金助成申請を提出し、第 9 条の規定に従って申請資料を提出し、関係証書の原本を提出して審査を受ける。

(3) その他の州 (市) の知識産権局は本弁法の関連規定に従い、申請資料に対し審査を行い、初審意見を提出する上、各四半期の最後の月の 15 日から 25 日までに雲南省知識産権局に報告する。

(4) 雲南省知識産権局は申請資料を受理する締切日から 30 営業日以内に、申請プロジェクトに対し審査、許可を行い、助成を許可したプロジェクトを公告する。

(5) その他の州 (市) の知識産権局は審査・許可通知に基づき、「雲南省専利出願料及び年金の資金助成通知書」を発行し、資金助成を取得する単位及び個人に関連の財務手続をするよう通知する。

第 12 条 (資金助成経費の支給)

雲南省知識産権局は、公告を元に、助成経費を統一して各州 (市) 知識産権局に支給する。

申請者が単位である場合、所在地の州 (市) 知識産権局は銀行経由で支給する。申請者が個人である場合、資金助成通知書の受領証明書、本人身分証明書又は居民戸籍簿を持って、所在地の州 (市) 知識産権局で助成経費を受領する。

第 13 条

雲南省知識産権局は、雲南省財政庁、省科技厅に「専利出願料及び年金の資金助成プロジェクトの明細表」を提出するのに責任を負う。

雲南省財政庁は、助成経費の使用に対し監督、検査を実施するのに責任を負う。

第 14 条

資金助成を申請する単位又は個人は、真実な申請資料及び実施状況報告を提出しなければならない。単位又は個人が虚偽を弄する手段で助成経費を取得し、又は助成経費を保留、流用して、調査により確認された場合、雲南省知識産権局は情状により支給停止、期限を定めて是正させ、資金助成を取消、全ての支給を取り戻し、今後当事者の申請を受理しな

い等の措置を取る。

第 15 条

本弁法は、雲南省知識産権局が解釈に責任を負う。

第 16 条

本弁法は、公布日より施行する。2003 年 9 月 9 日に公布した『雲南省専利出願料及び年金の資金助成弁法（試行）』は、同時に廃止する。

(10) 新疆ウイグル自治区専利出願資金助成専用資金管理弁法

<施行ポイント>

『新疆ウイグル自治区専利出願資金助成専用資金管理弁法』の施行に伴い、2003年より施行されていた『新疆ウイグル自治区専利出願助成資金管理弁法』が廃止された。

全7章26条からなる本弁法は、新疆ウイグル自治区の企業・事業単位、国家機関、社会团体及び個人（以下「申請者」という）の国内、国外専利出願に対する資金助成の重点・条件・範囲・基準等について明確にされた。

第1章 総則

第1条

我が区における企業・事業単位、機関団体及び個人の発明創造のインセンティブを奨励し、専利出願件数と品質を高め、我が区における科学技術革新及び経済発展方式の転換を促進するために、『新疆ウイグル自治区専利保護条例』及び『新疆ウイグル自治区知的財産権戦略綱要』に基づき、本弁法を制定する。

第2条

本弁法にいう専利出願資金助成専用資金（以下「助成資金」という）とは、自治区級の財産予算で配置し、自治区の企業・事業単位、国家機関、社会团体及び個人（以下「申請者」という）の国内、国外専利出願に対する助成専用資金を指す。

第3条

助成資金の配置は、科学的に評価し、優秀なものを選んで助成するという原則を体現しなければならない。

第2章 部門の職責

第4条

助成資金は、自治区财政厅と知識産権局が共同して管理する。

第5条

自治区财政厅は、助成資金の年度予算規模を提出し、自治区知識産権局と共同して資金配置計画を決定し、予算の支給を行うのに責任を負う。

第6条

自治区知識産権局は、助成資金申請書類を審査し、助成資金配置提案を提出し、実績評価をスムーズに進めるのに責任を負う。

第3章 資金助成の重点及び条件

第7条

助成資金は、主に以下の面に用いる。

(1) 技術性が高く、将来性がよく、我が区の産業発展方向に合致する発明専利出願、並びに重大科学技術難関プロジェクトに関り発生した専利出願。

(2) 我が区の優勢的産業及び基幹産業の重点企業、基幹企業の発明専利出願、ハイテク分野のプロジェクト及び展望性のある基礎研究プロジェクトに関する発明専利出願、知的財産権試行拠点・模範企業・事業単位、知的財産権優位的企業・事業単位の専利出願、実用価値の高い非職務発明創造に関する専利出願。

(3) 我が区の専利代理機構を通じて行われる専利出願。

(4) 専利協力条約 (PCT) ルートで提出し、国家知識産権局を受理局とする専利出願。

(5) 在学生の専利出願。

第8条

申請者は、以下の条件を満たさなければならない。

(1) 自治区で権利付与、登記した企業・事業単位、機関及び社会团体。

(2) 自治区の戸籍又は居住証明を持つ個人、かつ住所が自治区内にある。

第9条

助成資金を申請するには、下記の条件を具備しなければならない。

(1) 国内実用新案権と意匠権を出願し既に権利付与された、国内発明専利を出願し既に実体審査段階に入った並びに権利付与された。

(2) 直接に国外専利を出願し、国際専利組織又は関係国家専利行政部門から権利付与された、PCT方式で国外専利を出願し、既に国際段階に入った又は権利付与された。

(3) 申請者が専利権利付与（有効証明書類）を取得した又は国際段階に入った後の1年以内。

第4章 資金助成の範囲、基準

第10条

助成資金の使用範囲：出願料、実体審査料、専利権利付与料、印刷料、権利付与直後3年の年金、専利代理費。

第11条

国内発明専利は1件当たり2回に分けて4,000元を助成し、実体審査料を納付した後に2,000元を、専利が権利付与された後に2,000元を助成する。実用新案権は1件当たり1,500元を、意匠権は1件当たり500元を助成する。

国家及び自治区レベル知的財産権試行拠点（模範）、知的財産権委託管理企業・事業単位が専利を出願する時の代理費用は、実際の発生額で助成する。在学生が専利を出願する代理費用は、実際の発生額で助成する。

第12条

外国に専利を出願する場合、財政部の統一規定に従って執行する。

第13条

国家知識産権局の専利費用減納、延期納付を申請した専利出願は、費用の減納、延期納付を申請した後に、減納、延期納付後の費用につき実際の発生額で助成する。

第 14 条

以下のいずれかに該当するものに対して、助成しない。

- (1) 専利出願権又は専利権に関り争議がある場合。
- (2) 同一専利は既に資金助成を受けている場合。
- (3) その他関係法律、法規で助成してはいけないと定めている場合。

第 5 章 助成資金の申告と審査

第 15 条

資金助成は先ず減納、延期納付、それから費用を納付、最後に資金助成を申請する方法を採用する。即ち、申請者は先ず費用の減納、延期納付を申請し、関連費用を納付した後に、所在地の知的財産権管理部門に資金助成申請を提出する。

第 16 条

申請者が資金助成申請を提出する時に、以下の資料を提出しなければならない。

(1) 「新疆ウイグル自治区専利出願助成資金申請表」(新疆ウイグル自治区知識産権局のウェブサイトからダウンロードするか、又は各級知識産権局からもらう) 1 式 2 部。

(2) 単位の営業許可書の副本又は有効証明及びそのコピー 2 部、個人の身分証明書及びそのコピー 2 部。

(3) 国内実用新案権及び意匠件については、専利証書のコピー (コピーに社印を押印する) を提出しなければならない。国内発明専利に付き 1 回目の資金助成を申請する時に、実体審査段階に入った費用納付証明及び通知書 (コピーに社印を押印する) を、2 回目の資金助成を申請する時に、専利証書のコピー (コピーに社印を押印する) を提供する必要がある。外国に専利を出願する場合、専利出願受理通知書又は専利権利付与証書 (コピーに社印を押印する)、PCT 出願の国際検索報告書、専利審査機構、国内専利代理機構、専利検索機構が出した領収書等有効な費用納付証明 (コピーに社印を押印する)、専利出願書類 (中国語) 等を提出する。

第 17 条

各地州、市の知識産権局は、本地域の資金助成申請の受理、初歩審査に責任を負い、自治区知識産権局は最終審査に責任を負う。毎年 5 月に、自治区知識産権局は当年度の助成資金配置提案を作成し、自治区財政庁に提出する。

第 18 条

自治区財政庁は、助成資金年度予算の規模に基づき、自治区知識産権局と共同して資金の配置方案を初歩的に決定し、自治区財政庁、知識産権局の公式サイトで社会に向けて 1 週間公示する。公示期間が満了して異議がなかった場合、最終的に資金助成項目及び金額を確定する。

第 19 条

申請者が提供した資料及び証明は真実で、信頼できるものでなければならない。申請資料及び証明につき虚偽を弄し、又は同一項目について重複して申請して、調査により確認された場合、3 年以内にその資金助成申請を受理しない。

第 6 章 助成資金管理

第 20 条

助成資金は、自治区知識産権局の部門予算に組入れる。助成資金の公示結果に基づき、自治区知識産権局は申請者に資金助成通知書を送り、毎年 6 月に国庫集中支給の規定に従って、助成資金を申請者に支給する。

第 21 条

申請者が助成資金を受領する時に、本人の身分証明書、戸籍簿、単位有効証明等の身分証明資料を提出しなければならない。各地州、市財政局、知識産権局が審査し、確認した後に、助成資金の支払手続を行う。

第 22 条

自治区知識産権局は、助成資金の実績評価業務に責任を負い、毎年 12 月に、自治区財政局に当年度の助成資金実績評価報告書を提出する。

第 23 条

自治区財政局、知識産権局は、助成資金に対する監督、検査の展開を組織し、各地州、市財政局、知識産権局は、積極的に検査を受ける。

第 7 章 付則

第 24 条

自治区財政局、知識産権局による『「新疆ウイグル自治区専利出願助成資金管理弁法」の印刷、公布に関する通知』（新財建[2003]102 号）は、同時に廃止する。

第 25 条

本弁法は、自治区財政局、知識産権局が解釈に責任を負う。

第 26 条

本弁法は、公布日より施行する。資金 管理 弁法 通知本庁法制税政処、予算処、国庫処、財政監督検査局新疆ウイグル自治区財政局。